

平成22年度災害救助担当者全国会議（別冊資料）

災害救助事務取扱要領

平成22年5月

厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室

目 次

	頁
第 1 法による救助に関する基本的事項	
1 法による救助の原則 -----	1
2 法による救助の性格 -----	2
3 法による救助を実施する災害 -----	3
第 2 実施体制等の整備に関する事項	
1 人的体制の整備 -----	9
2 被害情報の収集・連絡体制の整備 -----	9
3 市町村長に対する救助の委任 -----	10
4 救助の応援 -----	11
5 事業者団体等との協定 -----	12
6 救助の実施体制に関する事項 -----	12
7 災害救助基金の取扱いに関する事項 -----	18
第 3 法による救助の実施に関する事項	
1 被害状況の確認・把握 -----	20
2 被害の認定 -----	20
3 情報提供 -----	22
4 救助の実施時期と公示年月日 -----	26
5 委任された救助の実施 -----	26
6 応援による救助の実施 -----	27
7 関係職員の派遣 -----	29
第 4 救助の程度、方法及び期間に関する事項	
1 収容施設の供与 -----	30
（1）避難所の供与 -----	30
（2）応急仮設住宅の供与 -----	42
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 -----	52
（1）炊出しその他による食品の給与 -----	52
（2）飲料水の供給 -----	55
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 -----	56
4 医療及び助産 -----	58
（1）医療 -----	58
（2）助産 -----	63

5	救出及び死体の搜索	6 4
(1)	災害にかかった者の救出	6 4
(2)	死体の搜索	6 6
6	住宅の応急修理	6 7
7	学用品の給与	6 9
8	埋葬	7 1
9	死体の処理	7 5
10	障害物の除去	7 7
11	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	7 9
12	実費弁償について	8 7
13	共通的な留意事項について	8 7
14	特別基準に関する事項について	8 9
第5 救助事務費に関する事項		
1	救助事務費の範囲	9 1
2	救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項	9 5
第6 応急救助又は救助体制整備にあたっての留意事項		
1	救助に当たり特別な配慮を要する者への支援	9 7
2	情報提供	9 8
3	ボランティア活動との連携	9 9
4	救援物資・義捐金	10 0
5	住民に対する啓発	10 1
 (参考)		
別添1	新潟県中越地震時における協定書	10 4
別添2	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(例)	10 5
別添3	(災害名)における住宅の応急修理実施要領(例)	10 7
別添4	平成20年岩手・宮城内陸地震の被害状況及び対応について	11 9
別添5	平成21年台風第9号による被害状況及び対応について	12 8

第1 法による救助に関する基本的事項

1 法による救助の原則

(1) 平等の原則

ア 災害による混乱は、社会経済機構等を破壊又は麻痺させ、一時的には生活に必要な欠くべからざる衣食住の基本的な要件を脅かすこととなるが、法による救助は、こうした事態に行われるものである。

イ 事情の如何を問わず現に救助を行わなければ、被災者の保護と社会秩序の保全に欠けると認められるときには、等しく救助の手をさしのべなければならない。

ウ 被災者の経済的な要件等は必ずしも問われず、現に救助を要しているか否かにより判断されるべきであり、現に救助を要する場合には平等に行われるべきである。

(2) 必要即応の原則

ア 平等の原則は、救助の対象者について必ずしも経済的な要件等を問わないが、法による救助は、被災者への見舞制度ではないので、必ずしも救助を全ての被災者に画一的、機械的に行わなければならないわけではない。

イ 同じ被災者に対する救助であっても、個々に被災者個人にとってどのような救助が、どの程度必要であるかを判断し、必要なものについては必要な程度行われなければならないが、それを超えて救助を行う必要はない。

ウ 同じように住家に被害を受けた者であっても、生活必需品等を持ち出すことのできた者や、他から生活必需品を得た者に対しては、重ねてこれらを支給する必要はない。

エ 現に居住している住家を災害により失った者であっても、比較的経済的に恵まれ、自ら住家を再建できる者や、別に建物を所有し当面そこに居住できる者に対しては、応急仮設住宅を供与する必要はない。

(3) 現物給付の原則

ア 災害が発生すると、生活に必要な物資は欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にはほとんどその用をなさない場合が多く、法による救助はまさにこうした事態に行われるものである。

従って、法による救助は現物をもって行うことを原則としている。

イ 金銭を給付すれば足りるような場合には、通常、法による救助を実施して社会秩序の保全を図らなければならないような社会的混乱（又はそのおそれ）があるとは考えにくいということを基本的な考え方としている。

ウ 単なる経済的困窮は、法による救助が対応するものではなく、その他の法律又は施策で対応すべき性格のもので、法の予定しないところである。

(4) 現所在地救助の原則

ア 法による救助は緊急時の応急的な救助であり円滑かつ迅速に行われることが極めて重要であることから、法による救助は被災者の現所在地において実施することを原則としている。

イ 住民はもとより、旅行者、一般家庭の訪問客、その他その土地の通過者等を含め、全ての被災者に対して、その現所在地を所管する都道府県知事（又は市町村長）が救助を行う。

(5) 職権救助の原則

法による救助は、応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事はその職権によって、救助すべき対象（人）、救助の種類、程度、方法及び期間を調査、決定の上、実施することとなっている。

従って、形式的には、これに対して一般国民の側からの異議申し立てやそれに基づく救済手段は定められていない。

2 法による救助の性格

(1) 応急救助

法による救助は災害に際し、食品その他の生活に欠くべからざる物の欠乏、住居の喪失、傷病等により生活の維持が困難な被災者に対する応急的一時的な救助であり、その後に行う災害復旧対策とは性格を異にするものである。

(2) 経済的要件

ア 法による救助は、資産又は金銭等の所有の有無にかかわらず、災害等により社会の混乱又は流通等の供給手段の途絶等により必要なもの等を得られないため行うものであるから、原則的には経済的な要件等は課されない。

ただし、資産又は金銭の有無等により、救助の必要性やその必要の度合いが異なる場合もあることから、結果として、経済的な要件が加味されたと同様になることもあり得る。

イ このような場合であっても、被災によりその状況が大きく変化することも考えられるので、単に被災前の状況によることなく、被災後の資産又は金銭の有無等を勘案して、その救助が現に必要か否か判断しなければならない。

(3) 住民・国籍要件

ア 法による救助は、現に災害により救助を要する状態の者に対して緊急的かつ一時的に行われるもので、当該市町村の住民であるか否かは問わない。従って国籍要件等も問われない。

イ 住民要件を問わないことから、住民以外の者であっても必要な救助は住民同様に行わなければならないが、生活の根拠をその地域にしているか否かによって、救助の程度に差が生じることもありうるので留意すること。

ウ 生活の根拠を被災地域以外におく者であれば生活の根拠をおく地域に戻れば一応の生活の維持が図られると考えられることから、被災地における必要な救助は行われなければならないが、その期間等は必要最小限とすること。

また、その者が、生活の根拠をおく地域においても生活に困窮する場合は、他法他施策で対応すること。

エ 不法滞在者等についても、通常は不法滞在者等であることを確認できないこと、国籍要件等は問わないこと、また法による救助は緊急的かつ一時的なものであることから、その者に行った救助も法による救助として差し支えないが、不法滞在者等であることが明らかになった時点で速やかに関係機関に通報し、その指示に従わなければならない。

3 法による救助を実施する災害

(1) 規模・定義

- ア 法による救助は、災害の規模が個人の基本的な生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに行われるものである。
- イ 法が一定程度以上の被害を対象としているのは、災害時の住民の救助は、災害対策基本法や地方自治法等により先ず市町村等が行うこととなっており、これにより十分な救助がなし難いときや被災者の保護が社会秩序の保全に重要である場合、国の責任において救助を実施することとなっているからである。
- ウ 法で定める災害の定義は特段ないが、災害基本対策法に規定された災害の定義と概ね同様になると考えられる。

【参考1】災害対策基本法（第2条第1項）

災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

【参考2】災害対策基本法施行令（第1条）

災害対策基本法第2条第1号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

(2) 適用条件等

- ア 法による救助は、市町村の区域（市町村には特別区を含み、指定都市については、市又は区のいずれの地域を単位とすることができる。）を単位に、原則として同一原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。
- ただし、同時又は相接近して異なる原因による災害が発生したときには、その実情に応じて、これらの災害を一の災害とみなして認定して差し支えない。
- イ 現に救助を要する状態にあるときに行われるものであることから、河川、道路、傾斜地等の崩壊等があっても、住民等が救助を要するような状態にない場合は、法による救助を行う必要はない。また、事故等でその管理者等が存在し、その者により適切な対応が行われ、それにより十分な救助がなされることが考えられる場合は、法による救助を行う必要はない。
- ウ 他の法律等の定めるところにより適切な対応がなされる場合も法による救助を行う必要はない。
- エ 世帯数等被害の確認が遅れたことにより、被災後一定期間が経過して法適用基準に達したと判明した場合、その時点で現に救助を要する者がいないときは、たとえ避難所等の救助を実施したとしても、遡って適用することはできない。
- オ 事故等の具体的な対応例を示すと、次に掲げる事例が見られるところである。
- (ア) 平成11年の茨城県東海村臨界事故では、多くの住民が事故現場から一定の範囲外の地域に避難することが必要となり、また、この状況が継続することが予想されたことから、法による救助を行った。

(注) 茨城県における災害救助に要した費用は、後に事業者から全額補償されたため、既に国から茨城県へ交付していた災害救助費負担金は国庫へ返納された。

(イ) 平成8年の日本海におけるナホトカ号沈没に伴う重油流失事故では、住民等に対する救助が必要ではなかったため、法による救助は行われなかった。

(ウ) 平成8年の長野・新潟県境の蒲原沢で発生した土石流災害は、工事現場における被害であり、住民等に被害はなく、かつ、工事関係者（発注者の国及び県を含む）が対応したため、法による救助は行われなかった。

(エ) 平成8年の北海道豊浜トンネルの崩落事故については、道路（国道）に管理責任を有する建設省及び北海道開発庁等が対応したため、法による救助は行われなかった。

(オ) 昭和60年の日本航空機の墜落事故では、群馬県は救助に要した費用を事故責任者と考えられる日本航空に求償することとし、法による救助として行われなかった。

(カ) 昭和55年の静岡県の静岡駅前ゴールデン街におけるガス爆発事故では、事故責任者が直ちに明確に出来ない状況にあり、かつ、十分な救助が期待しがたいと判断されたため、法による救助を行った。

カ 法による救助は、災害時に行った救助が法によるものなのか、そうでないものなのかということであるが、従来より「法の適用」という言い方は、一般的に使用されており、十分に熟した用法となっているので、運用上、「法の適用」という言い方をしている。

キ 一般的には、災害発生日と適用日は一致し、発生後間もなく公示するが多いが、次に掲げる場合などに、公示以前の災害発生時からの救助について法による救助と認定することがある。

(ア) 堤防の決壊、地震、火山噴火等、災害発生の時点や法による救助が必要となった時点が明確であり、法による救助を公示する以前の救助を含め、災害発生直後からの救助全体を法による救助とみなすことが妥当な場合。

(イ) 長雨等で被害が徐々に拡大した場合、通常は、被害が一定程度に達した時点からの救助が法による救助となるが、被害が一定程度に達した時点で被害発生時から法による救助とすることが適当と認められる場合。

(ウ) 事故等が発生し、緊急の救助が必要であるが、原因究明、求償の可否等の判断を即座にすることが困難であるため、とりあえず必要な救助を実施した場合で、その後その救助の一部及び全部を法による救助と認定した場合。

(エ) その他、特別な事情があり、一定の時点以前の救助を法による救助と認定した場合。

(オ) これらの場合は、救助開始前に厚生労働省と連絡調整を図り救助を実施する必要があるが、それが出来ない場合には、開始後に速やかに行うこと。

(3) 法適用基準

- ア 令第1条の1号に定める災害
市町村で次表の被害

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

(注1) 法の適用の基礎となる都道府県及び市町村の人口は、原則として地方自治法第254条、同法施行令第176条及び第177条の規定によることとなるが、人口の急増又は急減等により実態と大きく異なる場合は厚生労働省と連絡調整を図りその他によることができる。(以下同じ)

(注2) 住家が滅失した世帯数は、滅失した世帯が1世帯で1世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が3世帯で1世帯とみなす。(以下同じ)

(注3) 住家の被害(滅失した世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯)の程度は、第3の2の(3)の「住家の被害」を参照。

(注4) 市町村には、東京都の特別区を含む。(以下同じ。)

(注5) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区のいずれの地域を単位とすることもできる。(以下同じ。)

- イ 同第2号に定める災害

都道府県で上表の被害、かつ、市町村で下表の被害

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上	2,500世帯

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上 15,000人未満	20世帯
15,000人以上 30,000人未満	25世帯
30,000人以上 50,000人未満	30世帯
50,000人以上 100,000人未満	40世帯
100,000人以上 300,000人未満	50世帯
300,000人以上	75世帯

ウ 同第3号の前段で定める災害

都道府県で次表の被害かつ市町村で多数の世帯の住家が滅失

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000世帯
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上	12,000世帯

(注) 多数の世帯（「多数の世帯」という場合の世帯数）

- ① 令第1条第1項第3号で定める災害の多数の世帯（次のエの場合を含む。）は、次に掲げる理由から確定数では示していない。
 - ・ 被害の進行が緩慢か急激か、死傷者が生じているか等の被害態様により異なること。
 - ・ 四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであること。
 - ・ 現に各市町村の救助活動に任せられない程度の被害か否かで判断されるもので、各市町村の人口、その他の規模等だけではなく現実の救助体制等によっても異なること。
- ② ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令等から多数の世帯とは、最低5世帯以上は必要と考えられる。

【参考1】災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（第1条第2項）

厚生労働大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法による救助を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであってはならない。

【参考2】災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条第2項の厚生労働大臣が定める住居の被害の程度

「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等」（平成12年3月31日厚生省告示第192号）の1で「住居の滅失した世帯の数が5あること」と定めている。

- ③ なお、住家の滅失が5世帯を下回り、滅失世帯が多数と認められないため、令第1条第1項第3号に該当しない災害であっても同第4号の定めるところ等により、法による救助の途は開かれている。

エ 同第3号の後段で定める災害

(ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失した場合。

(イ) 省令で定める特別な事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

- ① 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。
- ② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。
- ③ 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。

(注) 多数の世帯はウの(注)を参照。

オ 同第4号に定める災害

(ア) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、省令で定める基準に該当する場合。

(イ) 省令で定める基準とは、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

- ① 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- ② 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

(ウ) また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合とは、具体的には、次のような場合であること。

- ① 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- ② 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ③ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

a. 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大

b. 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化

c. 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

(注1) 令第1条第1項第1号～第3号に該当する可能性はあっても、夜間等で被害状況の確認が困難な場合に、多数の者が死傷し、又は危険にさらされ、迅速な救助が必要であれば、第4号に該当することができる。

(注2) 第4号の基準は、災害による被害の発生前に適用することができるものであるため、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討のうえ、適用の判断をすること。

【参考】

- ・新潟県中越地震以降、特に大規模地震が発生した場合には、一定震度以上を観測した市町村に対して「避難して継続的に救助を必要とする」状態として、速やかに4号適用する運用が行われている。
- ・最大震度7を観測した新潟県中越地震の際には発災時が夕方ということもあり、新潟県は、震度6弱以上を観測した市町村に深夜に適用した。その後、震度5弱以上であって、避難して継続的に救助を必要とする市町村に順次追加適用した。
- ・最大震度6強を観測した能登半島地震においては、震度5強以上を観測した市町に対して直ちに石川県は、災害救助法を適用した。
- ・最大震度6強を観測した新潟県中越沖地震においては、多数の余震が続く中、震度5強が観測された自治体に対しても、新潟県は避難して継続的に救助が必要と判断し、災害救助法を追加適用した。
- ・台風11号による災害において、秋田県は合併前の人口規模では滅失世帯数の基準に達するものの、合併後の人口規模では基準に達しない場合にも、多数の住民が生命、身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合に該当すると判断し、4号に基づく適用を行った。
- ・平成20年2月23日から24日にかけての低気圧による災害では、富山県入善町において高波による被害が発生し、避難して継続的に救助を必要とする事態が想定されたが、富山県が4号に基づく法適用を決定したのは6日後の3月1日となった。(2月24日に遡って適用。)

第2 実施体制等の整備に関する事項

1 人的体制の整備

(1) 要員の確保

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときには、職員が決められた場所に自発的に参集する体制を整備しておくこと。

イ 平常時から、災害時を想定した職員の参集訓練を実施しておくこと。

ウ 交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、職員に自転車や徒歩を含む参集場所への複数の交通手段を確保しておくこと。

エ 交通機関の混乱や途絶、また、職員自身の被災などによる救助要員の不足が想定されるため、緊急時における当面の間の、他部局や地方機関の職員による応援等の補完体制を整備しておくこと。

(2) 資質の向上

迅速かつ的確な救助を実施することができるよう、救助担当職員に対し、救助に係る実践的な研修や訓練を行っておくこと。

(3) 職員の登録

災害を経験した都道府県においては、災害業務の実践を経験して実務に精通した職員をあらかじめ登録し、災害時に直ちに活用できるようにしておくこと。

2 被害情報の収集・連絡体制の整備

(1) 体制の整備

災害は突発的に襲い、平常時には予測できない状況が発生するが、被害状況の把握、収集及び連絡は、その不足や遅滞等が迅速な救助に支障をきたすことから、平時から次の点に留意して体制の整備を図っておくこと。

ア 担当職員の自発的な参集体制の整備、参集訓練の実施を図るほか、代替職員による補完体制の整備等についても留意を図る必要があること。

イ 災害により発生する様々な場合を想定し、職員の参集手段、代替職員による補完体制及び機関間の通信手段等について、複数の方法を定めておくこと。

(ア) 想定される事態

① 被害状況把握のための交通手段の途絶

② 連絡のための通信網の途絶等

③ 被害状況の収集及び報告を行う職員自身の被災及び出勤のための交通手段の途絶等により出勤できない場合等。

(イ) 検討しておく事項

① 複数の通信手段の確保、複数の職員参集手段の確保

② 情報収集体制の整備方法の複数化

a 他の部局（出先機関を含む）による補完体制（担当以外の者用のマニュアル策定等を含む）

b 被災市町村への他市町村又は都道府県出先機関による応援体制

c 周辺都道府県相互間による応援体制

ウ 情報の混乱を避けるため、被害状況はできる限り1カ所に速やかに集約し、その結

果を関係部局・機関へ伝達し、その後に公表等を行う体制を整備すること。

(2) 多様な通信手段の確保

ア 都道府県、市町村間の情報収集・連絡を迅速に行うことができるよう、防災業務無線、衛星通信システム、緊急回線等、地域の実情にあわせ活用できる多様なルートによる情報通信手段を確認・整備しておくこと。

イ 情報通信機器については、耐震対策を進めるとともに、停電のときにも機能するよう、必要に応じて非常時の発電システムを整備しておくこと。

ウ 市町村役場等が被害を受け、都道府県、市町村間の連絡ができなくなる事態も想定し、都道府県職員等を現地に派遣し、直接情報収集に当たる体制も整備しておくこと。

(3) 情報担当職員に対する訓練

情報通信機器を的確に操作できるよう、平常時から担当職員に対し実践的な訓練を行っておくこと。また、担当職員がいない場合も想定し、できる限り幅広く関係職員に訓練を行っておくこと。

(4) 緊急回線の活用

ア 災害時には、通信網の途絶等により情報収集が遅れ、応急救助の実施に円滑さを欠く事例も見られるので、混乱時における有線電気通信設備等の優先利用について事前にNTT等の関係機関と協議しておくこと。

イ 有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難なときには、日本赤十字社が保有する非常無線等を活用するほか、必要に応じ、警察無線、又はアマチュア無線等の活用も考慮すること。

3 市町村長に対する救助の委任（法第30条）

(1) 救助の委任の留意点

ア 救助の委任は、救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市町村において実施し得る範囲に限り、災害ごとに市町村長へその事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を通知して行うこと。

イ 救助の委任にあたっては、迅速な救助を実施するために事前に市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくこと。

ウ 予め市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことが望ましい救助としては次に掲げるものが考えられる。

(ア) 避難所の設置、炊出しその他による食品の給与及び災害にかかった者の救出等、最も緊急を要する救助。

(イ) 学用品の給与等、都道府県において実施することが困難であると認められる救助。

エ 応急仮設住宅の給与等、災害発生と同時に直ちに行わなければならない救助に属さないものについては、特別の場合を除き、委任する必要性が乏しいと考えられる。

オ 市町村に対しては、次に掲げる方法などで事前に準備を求めておくことが考えられるが、一律に行う必要はなく、実際の救助に実効があがるように定めて差し支えない。

例えば、市町村の救助体制を勘案するなどし、地方自治法第259条の19に定める指定都市や中核市等に対しては、その大半について救助を実施する準備を求め、他の市には一定の救助を、他の町村には緊急を要する一部の救助のみしか実施の準備を求めないなどとして差し支えないということであり、更に都道府県の機関等との遠近

を勘案するなどし、個々の市町村毎に異なるものとして差し支えないということである。

(ア) 救助種目毎にその全部の実施について準備を求める方法

(イ) 救助種目の内の一部の実施について準備を求める方法

(ウ) 全市町村長に実施についての準備を求める方法

(エ) 一部の市町村長にのみ実施についての準備を求める方法

カ 予め市町村に対して、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めている救助についても、その都度、都道府県の指示により補助機関として市町村が実施できる。また、災害の規模・態様及び地域の特性等により、必要に応じてその都度委任することも差し支えない。

(2) 市町村への指導等

ア 都道府県が市町村に救助の委任をする場合は、次の事項について周知徹底を図るとともに、市町村における救助事務の取扱要領を作成するほか、市町村の幹部職員及び実務担当者へ研修を行うなど、一貫した組織を確立しておくこと。

(ア) 委任する救助の種類とその程度、方法及び期間

(イ) 法第44条の規定により救助の実施に要する費用を一部繰替支弁させる場合の費用の範囲及びその精算方法等に関する事務

イ 都道府県は市町村に対し、救助の委任の有無にかかわらず、迅速かつ的確な救助を実施するため、次の事項について周知徹底を図るとともに、研修等による一貫した組織を確立しておくこと。

(ア) 被害状況等の報告

(イ) 救助の種類とその程度、方法及び期間

(ウ) 法第44条の規定により救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させる場合の費用の範囲及びその精算方法等に関する事務

(エ) その他災害救助の実施に必要な事項

4 救助の応援

(1) 都道府県相互の応援

ア 大規模災害等に備え、予め他の都道府県と救助の応援に関する協定等を締結しておくこと。

この際、応援協定又は応援協定に基づく細則等に、要請等の手続き、応援をうける救助の内容、方法、費用負担等について明確にしておくこと。

イ 大規模災害等、災害の規模・態様によって、被災都道府県による被害状況の把握が遅滞することもあるので、厚生労働省と連絡調整を図り、被災都道府県の被害状況の把握について周辺都道府県が協力することを定めておくこと。

ウ 災害の状況によっては、応援要請が遅滞することもあると考えられるので、次により、緊急を要する救助について周辺都道府県が自主的な応援ができるように、予め救助の種類、程度、方法及び期間並びに費用負担等について定めておくこと。

(ア) 予め定めておく救助の種類は、特に緊急を要する救助とし、その他の救助については、①被災都道府県の要請を受けた場合、②法第31条に基づく厚生労働大臣の応援の指示を受けた場合、又は、③応援協定等に基づく場合等が考えられる。

- (イ) 救助費用の負担については、原則として、法第35条の規定に基づき応援した都道府県が被災都道府県に求償し、法第36条の規定に基づき被災都道府県が国庫と精算すること。

5 事業者団体等との協定

- (1) 食料、生活必需品の調達、応急仮設住宅の建設、応急修理の実施等、事業者の協力を得ることが必要な救助については、予め事業者団体等と物資供給等に関して協定を締結しておくこと。

また、高齢者、障害者等の救助に当たり特別な配慮を要する者（以下、「要援護者」という。）に必要な生活必需品等の調達に係る協定も締結しておくこと。

- (2) この協定では、応援要請又は協力の手続き、応援又は協力を受けるべき救助の内容及び方法、並びに費用負担のあり方等について明確にしておくこと。

6 救助の実施体制に関する事項

(1) 避難所等の設置

ア 避難所等の指定

- (ア) 災害時の住民の安全な避難を図るため、予め地域防災計画等により避難経路、避難場所（避難所を含む。）を定めること。

- (イ) 避難所の指定にあたっては、当該地域の大多数の住民が避難することも想定し、その必要な量の確保を図っておくこと。

- (ウ) 避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、できる限り、生活面での物理的障壁の除去（バリアフリー化）された公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすること。

- (エ) 都市化の進んだ人口密集地域等で、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合は、予め次により避難所の確保を図り、必要に応じて一時避難所より移動する方法等について定めておくこと。

- ① 企業が所有する施設等の協力
- ② 都道府県内の市町村間での協力
- ③ 他の都道府県との災害援助協力等

- (オ) 公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難所として借り上げて対応することも可能であり、特に避難が長期化した場合、要援護者の避難先としての活用が望まれるので、あらかじめ協定を締結するなどの事前準備を進めておくこと。（別添1「新潟県中越地震時における協定書」参照）

イ 避難所等の周知

- (ア) 避難所を指定した場合は、広報紙等により、災害時の避難経路、避難所以外の避難場所とともに、地域住民に対し周知を図るほか、防災の日等を活用して年1回以上は広報を行うなど、その周知徹底を図ること。特に福祉避難所については、要援護者やその家族等に対して福祉避難所の場所や名称の周知を図ること。

- (イ) 避難所として指定した施設については、住民にわかりやすいよう避難所である旨を当該施設に表示するほか、避難経路、避難所以外の避難場所等の表示についても配慮すること。

ウ 利用関係の明確化

(ア) 避難所を予め指定しようとするときは、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。

(イ) 学校を避難所として指定する場合については、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係部局と調整を図ること。

この場合、文部科学省において「学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議」による「学校等の防災体制の充実について」（平成8年9月2日）の報告書を教育委員会あて配布しているので、これらを参考にすること。

エ 避難所運営の手引き（マニュアル）の作成

(ア) 避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、予め避難所運営の手引きを作成し、避難所の運営基準や方法を明確にしておくこと。なお、福祉避難所については、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を配布しているので、作成する際の参考にされたい。

(イ) 手引きは、要員不足にも対応できるよう、災害救助関係職員以外の者の利用を想定したものとする。

(ウ) 手引きに基づき、関係部局・機関の理解及び協力も得て、平常時から避難所の管理責任予定者を対象とした研修を実施すること。

(エ) 平常時における準備として、災害時に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえた対応ができるようにしておくこと。

(オ) 福祉避難所の設置・運営に関しては、福祉避難所として使用する施設との間で予め協定を締結しておく必要がある。協定の締結に当たっては、手続き、福祉避難所での援助の内容・方法、費用負担等について明確にしておくこと。（別添2「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」参照）

オ 避難所における管理責任者の配置体制

(ア) 避難所を設置した場合は、原則として各避難所に都道府県又は市町村職員等による管理責任者を配置できる体制の整備に配慮しておくこと。

(イ) 災害発生直後から当面の間、管理責任者の配置が困難なことも予想されるため、当該施設の管理者又は職員を管理責任者に充てることも考えられるので、事前に関係部局・機関及び当該施設管理者の理解を十分に得ておくこと。

特に、学校等が指定されていることが多いことから、学校職員等を管理責任者に当てることについて教育委員会、学校等の理解を十分に得ておく必要がある。

カ 避難所の運営体制

(ア) 避難所を設置した場合は、被災者による自発的な避難所での生活のルールづくり等、避難所の自治会等による自主的運営が行われるよう、予め地域の自治会等、地域社会からの理解及び協力を得られるようにしておくこと。

(イ) 巡回パトロールによる避難所における個別的需要の把握及び防犯対策等のため、予め警察等と連絡調整を図り、連携を図れる体制を確立しておくこと。

キ 避難所における備蓄

(ア) 避難所として指定した施設には、予め応急的に必要と考えられる食料・飲料水・

生活必需品等を備蓄しておくことが望ましい。

この場合、避難所に予定される施設は、他の用途に使用されていることから、関係部局・機関及び当該施設の管理者等の理解を得た上で実施すること。

- (イ) 都道府県が行う避難所における備蓄は、法第41条第3号に該当する場合には、法第37条の災害救助基金による分散備蓄と認められるが、この場合、当該施設は都道府県の所有施設であることは要しない。
- (ウ) 避難所や備蓄倉庫等が被災した場合、備蓄物資が利用できなくなる可能性もあることから、備蓄の地域分散についても考慮するとともに、平素から構造等の点検に努めること。

ク トイレ、風呂の整備

トイレ、風呂が設置されていなかったり、災害時に不足することが予想される場合には、予め、仮設トイレや簡易シャワー・簡易風呂等の調達方法について検討したり、ポータブルトイレ等の備蓄を進めるなど対策を講じておくこと。また、要援護者が使いやすい洋式トイレ等も開発されていることから、予め事業者と協定を結ぶなど、事前準備を進めておくこと。

仮設トイレを設置する際には、男性用と女性用とを衝立で仕切る等の女性への配慮を行うとともに、衛生面についても注意すること。また、女性の避難者やボランティアの声を十分に聞き、女性の利用に配慮すること。

ケ 避難所における健康管理・福祉的対応

- (ア) 発災後速やかに保健師等による健康相談やこころのケアの専門家の派遣などの対策を実施するとともに、あらかじめ他の地方公共団体と保健師等の応援協定を結んでおくなど事前準備を進めておくこと。
- (イ) 介護福祉士やホームヘルパーなど、介護・福祉の専門家は被災者の日常の生活リズムを取り戻す支援等の重要な役割を担うものであり、発災後速やかに介護・福祉職の派遣など福祉的サービスの提供が可能となるよう、あらかじめ福祉関係者と協定を締結するなど事前準備を進めておくこと。

(2) 応急仮設住宅の供与

ア 建設用地の確保・把握

- (ア) 応急仮設住宅の建設用地については、大規模災害等、大量な応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え、都道府県は市町村と調整を図り、事前に公有地等のほか、その他の土地を含め、建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成しておくこと。

この場合、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅を借り上げて対応することも可能であるため、借り上げによる供与を想定している場合は、その対応による供給分も踏まえ、土地の選定に努めること。

また、事業者等と協力し事前点検を行い、土地の状況、周囲の環境等を把握しておくこと。

- (イ) 大規模災害等、大量な応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え、都道府県は市町村の協力を得て、予め応急仮設住宅の建設用地を量的に選定し、確保しておくことが望ましいが、都市化の進んだ人口過密地域等において、量的な確保が困難な場合は、次により予め建設用地としての可能性がある用地を把握しておくこと。
 - ① 都道府県及び市町村は、建設可能な公有地を把握しておくこと。

- ② 都道府県及び市町村は管内の企業が所有する用地について協力の可能性を把握しておくこと。
 - ③ 都道府県は都道府県内の市町村間による協力体制を確立しておくこと。
 - ④ 都道府県は他の都道府県との災害援助協定の締結等による協力・連携体制を確立しておくこと。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定すること。
- (エ) 応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、私有地についても、公租公課等の免除を前提に、無償で提供を受けられる土地を優先して予定すること。
- イ 立地条件の配慮
建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療機関、学校、商店、交通、騒音等の立地条件についても配慮すること。
- ウ 利用関係の明確化
建設用地として予定する用地を選定した場合は、当該用地の所有者等と設置期間や費用負担のあり方等、用地の利用関係についてあらかじめ協定を結ぶ等明確にしておくこと。
- エ 建設事業者団体等との協定
(ア) 応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、予め建設事業者団体等と建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。
(イ) 協定の締結にあたって、標準的な応急仮設住宅を定める場合は、高齢者・障害者等の利用に配慮した仕様が誰にとっても利用しやすいことに着目し、通常の応急仮設住宅についても、できる限り物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様とするなどの配慮をすること。
また同様に、標準的な応急仮設住宅を定める場合は、個々の身体状況や生活様式、単身・多人数の世帯構成等、多様な世帯の入居に対応できるように、できる限り複数の標準的な規模・仕様を設定すること。
- オ 一般対策との連携体制
(ア) 応急仮設住宅入居者に対して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等、各種行政サービスが提供されるように関係部局・市町村等と連携が図れる体制を確立しておくこと。特に、民生委員、保健師の訪問等、積極的な需要等の把握に努め、被災者の心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）等に対応する中長期的な精神保健対策の実施についても留意すること。
(イ) 大規模な応急仮設住宅団地を整備する場合は、入居者の日常生活の利便性を確保するため、商業施設の設置、路線バスの増発・新規開設等に配慮する必要があるため、関係部局等と連携が図れる体制を確立しておくこと。
- カ 応急仮設住宅の手引き（マニュアル）の作成
応急仮設住宅の設置が円滑かつ統一的に行えるよう、予め応急仮設住宅設置の手引きを作成し、災害発生時の実務や事前準備（建設、用地の選定確保）等を明確にしておくこと。なお、応急仮設住宅については、「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」を配布しているので、作成する際の参考にされたい。

(3) その他の救助

ア 食料・飲料水等の給与

- (ア) 食料・飲料水は避難生活に不可欠であることから、災害が発生したときに直ちにこれらを提供できるよう、備蓄の推進、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。
- (イ) 事業者団体等の協力、交通状況の把握、必要に応じた緊急輸送路の確保など、食料・飲料水等を迅速に運搬・支給する体制を準備するため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。
- (ウ) 調達物資のほか、義捐物資が大量に搬入されてくることも考えられるので、調達物資と義捐物資との調整体制、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬・配布体制についても定めておくこと。
- (エ) 備蓄食料については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。特に高齢者、障害者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮し、創意工夫をこらすこと。
- (オ) 炊出しその他による食品の給与は、備蓄食料や食料提供者等によるほか、地域社会の協力、ボランティアとの連携、給食センター等の集団給食施設の利用等による炊き出し等、多様な供給方法を整備しておくこと。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与

- (ア) 被服、寝具などの生活必需品を確保するため、災害が発生したときに直ちにこれを提供できるよう、備蓄の推進、事業者団体等との物資供給協定の締結、他の都道府県との災害援助協定の締結等を図っておくこと。

また、要援護者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（例：紙おむつ、ストーマ用装具など）についても、同様の対応を図っておくこと。

また、要援護者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材について法第23条第1項第3号に基づき給与することが可能であるとともに、福祉避難所においては、これらの消耗器材の費用を特別な配慮のために必要な実費として加算することができることとなっている。このため、これらの消耗器材についても、備蓄の推進、事業者団体等の物資供給協定の締結等を図っておくこと。

- (イ) 物資供給業者の協力、交通状況の把握、必要に応じた救援用物資集積基地の設置など、生活必需品等の救援用物資を迅速に運搬・支給する体制を整備するため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。
- (ウ) 調達物資のほか、義捐物資が大量に搬入されてくることも考えられるので、調達物資と義捐物資との調整体制、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬・配布体制についても定めておくこと。

ウ 医療

- (ア) 災害発生直後の混乱期に、迅速に救護班の活動を開始できるよう、予め公立病院、日本赤十字社等の協力を得て救護班を編成しておくこと。また、必要に応じ地域医師会等とも連携を図れる体制を定めておくこと。
- (イ) 災害発生後、医療の提供を的確に行う上で、次のような情報が不可欠であるので、関係部局と予め役割分担や連絡体制を定めるなどし、被害状況等を速やかに把握できるよう、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

① 被災地域における医療施設及び設備の被害状況

② 被災地域における医療施設の診療機能の可否

③ 医療品及び医療用資器材等の確保状況

④ 被災地域及び周辺地域の交通状況

(ウ) 救護班による応急的な医療のほか、後方医療機関等により的確に医療が提供できるよう、患者搬送体制を整備しておくこと。

また、ヘリコプター等を活用した広域的搬送体制や他都道府県との協力体制についても定めておくこと。

エ 住宅の応急修理

発災後、速やかに住宅の応急修理を行うことは、避難生活の早朝解消の観点からのみならず、被災者に対し生活再建の道筋を早期に提示する観点からも重要であることから、あらかじめ応急修理の実施要領等を定めるとともに、応急修理を実施する事業者を指定しておくこと。

オ 死体の捜索及び埋葬

(ア) 災害発生直後の遺体検案を円滑に実施するため、検案を担当する医師の確保を図るほか、警察等と連絡調整を密にし、迅速かつ的確な検案を行うための体制を確立しておくこと。

(イ) 遺体の処理を円滑に行うため、遺体を一時的に収容する場所、遺体搬送のための車両、遺体保存のためのドライアイス等の確保を図るため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

(ウ) 地元火葬場の被災も想定し、広域的な火葬ができるよう、遺体の搬送のための車両、ドライアイス、棺、骨壺等の確保、ヘリコプター等を活用した広域的搬送、他の都道府県との協力等の体制について定めておくこと。

(エ) 災害が発生したときには、直ちに地元火葬場の被害状況、火葬場の処理能力を把握できるよう、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

(オ) 速やかな埋葬を希望する遺族に対する埋葬のための相談窓口の設置など、火葬場、遺体搬送等の広域的情報を的確に提供できる体制を定めておくこと。

カ 関係機関との連携

遺体の捜索・処理、被災者の救出、医療等については、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、日本赤十字社等との円滑な連携が必要なので、平常時から緊密な連絡調整を図り、災害時に十分な連携が図られる体制を確立しておくこと。

(4) 心理的ケア

ア 救助の実施に当たっては、次の観点から、民生委員、各種相談員、保健師等のほか、他の自治体等からの応援・職員派遣及びボランティアの活用等を図るなど要員を確保し、できる限り被災者の話を聞く体制整備に配慮すること。

イ 被災者の需要を的確に把握するために、被災者の相談に十分対応することが重要である。

ウ 精神的な打撃のため需要等が顕在化しない者も想定されることから、できる限り被災者の話を聞くように努めることが、正常なストレス反応 (Normal Response) のうちに消失を図り、急性ストレス障害 (Acute Stress Disorder, ASD) や心的外傷後ストレス障害 (Post Traumatic Stress Disorder, PTSD) の未然防止にもつながるものである。

(5) 情報提供体制

救助の実施にあたっては、被災者等の住民に対する情報提供の重要性を勘案し、都道府県及び市町村は、互いに交換すべき情報の種類及び連絡方法などについて検討し、次の点に留意し、情報提供体制について整備又は検討しておくこと。

- ア 市町村内の放送設備等の配備についての把握、及びこれらを活用した被災者等の住民に対する情報提供
- イ 被災時の広報紙等の発行と配布方法
- ウ パソコン等の情報機器を活用した情報提供方法
- エ 避難所等（福祉避難所、集会所を含む。）における管理責任者配置のルールとこれに対する情報提供の方法
- オ 避難所等における掲示板又はパソコン等の情報機器の設置
- カ その他被災者等の住民に対する十分な情報提供をできる体制の整備

7 災害救助基金の取扱いに関する事項

(1) 規則の制定

- ア 法第37条に定める災害救助基金（以下、「基金」という。）の設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いに関しては、都道府県において規則をもって定めること。
- イ 当該規則を制定又は改正した場合は、速やかにその写しを厚生労働大臣に提出すること。

(2) 基金の管理・運用上の留意点

- ア 基金から生じる利子収入等は、毎年歳入予算に計上し、基金積立金として歳出予算に計上して処理することが望ましい。
- イ 基金を財源として支出できる経費は、原則として法による救助を行った場合の救助に要した経費、及び法第41条第3号の規定により法第23条第1項に規定する給与品の事前購入に必要な費用、並びに法第42条の規定により基金の管理に必要な費用である。
従って、災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金からは支出できない。
- ウ 法第41条第3号の規定による法第23条第1項に規定する給与品の事前購入については(3)によること。
- エ 基金から支出することができる基金の管理に要する経費は、基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の経費をいい、都道府県職員の人件費の類は含まれない。ただし、(3)に定める評価委員会の委員の経費及び物品の保管料に含まれる都道府県職員以外の経費については認められる。
- オ 基金が法第38条に定める最少額を上回る場合に、その範囲で被災者に給与されない機器等を購入するなど、本来は基金による支出と認められない費用に充てる場合は、厳密に言えば、当該相当額を当初から基金に繰り入れず、一般会計の歳出として計上することが適切な取扱いであろう。

(3) 基金による備蓄等

- ア 法第41条第3号の規定により、事前購入された法第23条第1項に規定する給与品（以下、「基金による備蓄物品」という。）は、法第23条第1項に規定する給与品

に限られる。

イ 具体的には、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品であり、応急的に必要になると考えられる食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品等である。

従って、厳密に言えば、救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。

なお、要援護者の生活必需品として、ストーマ用装具等の消耗器材についても基金による備蓄が可能であること。

ウ 基金による備蓄物資の管理は、善良な管理者の注意をもって行うとともに、毎年度当初において、次により、公正な評価者により時価による評価をしておくこと。

(ア) 時価評価については、適正な価格を決定するため、評価委員会を組織して行うことなどが望ましい。

(イ) 評価委員会は、物資の品目によっても異なるが、専門業者及び物資取扱いに経験のある都道府県職員をそれぞれ5名程度で構成することが概ね妥当なものと考えられる。

(ウ) 評価委員会による評価の結果なされた価格の増減については、評価調査をもって、基金の増減を行うことになると考えられる。

エ 基金による備蓄物資は、当該都道府県の救助に支障をきたさない範囲で、災害救助訓練、災害救助法による救助に至らない小災害時の救助及び他の都道府県の応援に一時的に利用されることなどが考えられる。

厳密に言えば、これらの取扱いは好ましいことではないが、現実的には、当該評価額相当を当該年度内に一般会計から基金に繰り入れた場合には、やむを得ないものとする。

また、他の都道府県の応援に利用した場合、求償された時点で補充されることも厳密に言えば好ましくないが、現実的にはやむを得ないだろう。

オ 迅速な救助を実施するため、避難所等に非常用物資を分散備蓄しておく場合の備蓄物資については、法に定める範囲内（法に規定する給与品及びその管理費）において、基金を活用して差し支えない。

カ 事業者団体等との協定等に要する経費は、通常、基金による備蓄物資とは認め難いと考えられるが、ランニングストックに要する経費は、基金による備蓄物資と解釈し得る考え方もあるので、厚生労働省と連絡調整を図ること。

キ 各年度における基金の積立状況等について、毎年度6月15日までに基金報告書により厚生労働大臣に情報提供しなければならない。

第3 法による救助の実施に関する事項

1 被害状況の確認・把握

- (1) 被害状況の確認・把握は、法の適用、救助の種類並びに程度、方法及び期間の決定の根拠となるものであることから、迅速かつ適正に行わなければならないことは、当然であるが、災害は突発的に発生し、平常時には予測できない状況が生じ、被害状況の把握に手間取ったり、連絡不足・遅滞等から結果として、救助に支障をきたす例も多いので、次の点に留意して行うこと。
- ア 平常時から被害状況把握の体制整備を十分に図り、災害が発生したときには、予め定められた手順に沿って迅速に行動すること。
 - イ 夜間、休日等、都道府県又は市町村の担当職員が非在庁時に災害が発生した場合、予め定められた参集体制に基づき、自発的に行動すること。
 - ウ 被害状況の収集及び情報提供については、災害時においては通常的手段が使えないことも多いと思われるので、様々な手段を検討しておくこと。
 - エ 都道府県又は市町村の担当職員が災害のため登庁できない等、不在の場合には、当面の間の連絡者、その他、適宜必要な措置が可能な代替体制の確保を図るとともに、必要に応じて予め定められた補完体制に移行すること。
 - オ 情報の混乱を避けるため、被害情報は、できる限り1カ所で速やかに集約し、その結果を関係部局・機関に伝達し、その後に公表等を行うこと。
 - カ 関係部局・機関に伝達する前に公表することは、被害情報を一元的に集約することを困難とするおそれがあるので、遺漏のないよう特に留意すること。
- (2) 大規模な災害が発生したときには、周辺都道府県による応援体制が必要となる場合もあるので、周辺都道府県は災害発生時に準じた体制をとり、厚生労働省と連絡調整を図ること。

2 被害の認定

被害の認定にあたっては、次の点に留意し、迅速かつ適正に行われなければならない。

(1) 住家

「住家」とは、現実とその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に住居するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

(注1) 一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば住家とする。

(注2) 法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に住居する者がいない場合は、世帯数としては数えない。

(2) 世帯

ア 生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。

イ マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱うこと。

ウ 会社又は学生の寮等は、従来は、全体をもって1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実情を勘案し、個々の生活実態に基づき判断できることとした。

従って、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は別々の世帯として認定して差し支えない。

(注) 会社又は学生の寮等は、これを管理する会社又は学校等が適切に対応するのが原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合も多いので、実情に応じ弾力的に取り扱って差し支えない。

エ 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあるような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。

(3) 住家の被害

ア 住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。

イ 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊又は半焼」という。）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので。

このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの（以下「床上浸水」という。）

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(4) 人的被害

ア 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。

(注) 災害が原因で死亡した者には、従来より、災害時に死亡した者だけでなく、災害により身体に損傷等を受け、それが原因で一定の日時が経過した後に死亡した者も含むこととしている。

【参考】平成7年の阪神・淡路大震災では、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の問題が顕在化し、災害により精神的に損傷等を受け、それが原因で一定

の日時が経過した後に死亡した者も災害が原因で死亡した者に含んだが、実際の認定にあたっては、各市町における専門家等による判定委員会に諮り、因果関係が明確なものに限った。

イ 行方不明

当該災害で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

ウ 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。

3 情報提供

厚生労働省に対する災害の情報提供等について次の点に留意すること。

(1) 情報提供する災害

法による救助を実施する必要がある災害又はその可能性がある災害が発生した場合は、被害状況等について厚生労働省あて情報提供すること。

法による救助を実施する可能性のない災害についても、一定規模以上の災害については、適宜、これに準じた連絡を行うことが望ましい。

(2) 情報提供の種類とその内容

ア 発生情報

(ア) 法による救助の実施の必要性が明白であるか、又は、その可能性があると認められる災害が発生したとき行うこと。

(イ) 発生情報の内容は、局長通知に定める様式1によることとなるが、被害状況の把握に時間を要する場合は、とりあえず次の内容を情報提供すること。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の概況
- ③ 市町村別被害状況調（とりあえず概数によって差し支えない。）
 - a 人的被害
死者数、行方不明者数、負傷者数（重傷者数及び軽傷者数）
 - b 住家の被害
全壊、全焼及び流失世帯数及び人員
半壊又は半焼世帯数及び人員
床上浸水世帯数及び人員
- ④ 法による救助実施（見込含む）市町村名及び実施年月日
- ⑤ 既にとった措置（救助種類等）及び今後取ろうとする措置（救助種類等）
- ⑥ その他必要事項

【参考】

（発生情報の例示1）

1 災害発生の日時、場所、原因及び被害の概況

- ・ ○年○月○日からの梅雨前線豪雨により、県内南部において○時○分より○時○分までの○時間内に○mmから○mmの降雨量に達し、○○市ほか○市町村の○カ所において土石流が発生し、○月○日○時○分現在、死者○

人、行方不明者〇人、負傷者〇人、住家の全壊〇世帯、半壊〇世帯、床上浸水〇世帯、床下浸水〇世帯の被害が判明した。

- 被害は今後更に拡大する見込みであるが、現在把握している各市町村の被害状況は次の通りで、〇〇市、〇〇町及び〇〇村が災害救助法施行令第1条第1項第1号に定める災害に該当するため、災害救助法に基づく救助を実施する。

2 被害状況調

被害状況		法適用市町村名					
		〇〇市	〇〇町	〇〇村	計		
人的被害	死者	〇			〇		
	行方不明			〇	〇		
	負傷	重傷		〇		〇	
		軽傷					
		小計	〇	〇	〇	〇	
計							
住家の被害	棟数	全壊、全焼又は流失					
		半壊又は半焼					
		一部破損					
		床上浸水					
		床下浸水					
	世帯及び人員	全壊、全焼又は流失	世帯	〇		〇	〇
			人員				
		半壊又は半焼	世帯	〇	〇		〇
			人員				
		一部破損	世帯				
人員							
床上浸水	世帯	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
	人員						
床下浸水	世帯	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
	人員						
災害発生年月日		〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日			
災害救助法による救助の開始		〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日			

3 すでにとった措置

避難所の設置（設置数及び避難人員等は調査中）、炊き出しその他による食品の給与（給与人員、給与数は調査中）

4 今後とろうとする措置

被服、寝具その他生活必需品の給与、学用品の給与、その他

5 その他必要事項

特になし

(発生情報の例示 2)

1 災害発生の日時、場所、原因及び被害の概況

- ・ ○年○月○日に上陸した台風○号により、○時○分より○時○分までの間に降雨量が○mmに達し、○○川ほか県内の多数の河川の増水などにより、○月○日○時○分現在、○○市ほか県下○市町村において、死者○人、行方不明者○人、負傷者○人、住家の流失又は全壊○世帯、半壊○世帯、床上浸水○世帯、床下浸水○世帯の被害を及ぼしていることが判明した。
- ・ 各市町村の○月○日○時○分現在の被害状況は次の通りであり、なお被害は拡大する見込みであるが、現在のところ○○町について、災害救助法施行令第1条第1項第2号に定める災害に該当するため、災害救助法に基づく救助を実施する。

(2～5は省略)

(発生情報の例示 3)

1 災害発生の日時、場所、原因及び被害の概況

- ・ ○年○月○日○時○分に発生した○○○○○○を震源とするM○. ○の地震により、○○市で震度○を記録し、○○村を中心に県内北部の各地に被害が及び、○月○日○時○分現在、死者○人、行方不明者○人、住家の全壊○世帯、半壊○世帯の被害が判明している。被害の詳細はなお調査中で、今後増加する見込みであるが、各地の震度及び現在判明している被害状況は次の通りである。
- ・ なお、○○村について、県道○号線の○○橋が通行止めとなったほか、山腹の崩壊等により村に通じる全ての道路が遮断され、ヘリコプターによる救護班のほか、救助要員の派遣及び救助物資の搬入などが必要なため、災害救助法施行令第1条第1項第3号に定める災害に該当するものとして、災害救助法に基づく救助を実施する。

(2～5は省略)

(発生情報の例示 4)

1 災害発生の日時、場所、原因及び被害の概況

- ・ ○年○月○日○時○分の○○山の噴火により、○年○月○日○時○分現在、○○市などに、死者○人、行方不明者○人、住家の全壊又は全焼○世帯、半壊又は半焼○世帯の被害が判明しており、○○市の○○町及び○○町の○○地区について避難勧告が出されている。
- ・ 被害の詳細はなお調査中であり、今後、増加する見込みであるが、○○市及び○○町において、「多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれがある」ので災害救助法施行令第1条第1項第4号に定める災害として、災害救助法に基づく救助を実施する。

(2～5は省略)

イ 中間情報

発生情報を提供した災害については、原則として当該災害によって法による救助を行う全市町村の指定が完了した直後、速やかに市町村別に被害状況を取りまとめ、発生情報の内容のほか、次の事項について情報提供されたい。

なお、救助期間が極めて短い場合は決定情報によってこれに代えることとして差し支えない。また、救助期間が極めて長い場合は、大幅な変更があった場合などに随時行う必要がある。

(ア) 救助の種類別、実施状況

(イ) 災害救助費概算（見込）額調（局長通知に定める様式2によるが、救助の種類別、員数（見込）、単価（見込）、所要（見込）額の記載があれば、様式にはこだわらない。）

(ウ) 救助費の予算措置の概況

ウ 決定情報

決定情報は、法による救助が完了したときに行うものとし、その内容は中間情報の内容とすること。

エ 災害情報の方法

(ア) 発生情報及び中間情報は電話及びファックス又はメールにより速やかに行うこと。

(イ) 決定情報は、文書により行うこと。

(ウ) 発生情報、中間情報、決定情報のほか、被害状況や救助内容が大幅に変わった場合、報道機関等に被害状況等を発表する場合は、その内容について厚生労働省に情報提供されたい。

(エ) 法による救助実施期間中は、状況が一定の状態に落ち着くまでは、必要に応じて日々一定の時間に連絡を行うようお願いすることもあり得るので、その場合の対応についても配慮をお願いしたい。

(3) 通信連絡体制の確保

ア 災害時には、通信網の途絶等により情報収集が遅れ、応急救助に円滑さを欠く事例も見られるので、優先利用できる有線電気通信設備等の確保に努めること。

イ 有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難な場合は、携帯電話、日本赤十字社が保有する非常無線等を活用するほか、必要に応じ、アマチュア無線等の活用など複数によ通信手段の確保も考慮すること。

(4) 緊急時の補完体制

ア 都道府県の出先機関又は市町村等は、都道府県本庁が被災するなどし、都道府県本庁へ連絡が取れないなど、厚生労働省への情報提供が著しく遅滞する等の緊急事態にあると想定される場合には、直接厚生労働省に情報提供されたい。

イ 正確な数値を把握できないが、相当の被害があり、迅速な救助が必要と判断される場合は、とりあえず概数を把握し、厚生労働省へ情報提供のうえ、法に基づく救助を開始されたい。

(注1) 法による救助の実施の必要性が明白又はその可能性があるとして認められた時点において、被害状況の全貌が判明しない場合は、判明している内容について情報提供されたい。その後、正確な数値等を把握した時点であらためて厚生労働省まで情報提供されたい。

(注2) 法による救助は、通常、適用という言い方もするが、本来は、法による救助として行うか否かということであり、一定規模以上の被害があると判断し、法による救助として行った後に、被害がそれ以下と判明したとしても、既に実施した救助を後に法による救助と見なせないと認定することは、通常、担当者等に相当の瑕疵等がない場合には困難であると考えられる。

4 救助の実施時期と公示年月日

法による救助は、次により、市町村を単位として指定し、実施するものである。

(注) 市町村には、特別区を含み、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区のいずれの地域を単位とすることができるのは前述のとおり。

(1) 救助の実施時期

法による救助は、一般的に災害発生の日を開始されるが、豪雪又は長雨等、その被害が漸増し、一定の日時を経て一定の被害程度に達した場合には、その被害の程度に達し、現に救助を行った日をもって災害発生の日とみなす。

(2) 公示年月日

ア 法による救助の実施にあたり、その区域を公示する場合、発表日時等については、厚生労働省と連絡調整を図って行うこと。

イ 公示年月日は救助の開始日と同一となるのが通例であるが、市町村において被害状況等の把握が困難なため公示が遅延したときなどには、厚生労働省と連絡調整を図り、これらが判明した日に公示することもありうる。

ウ 何らかの事情により公示が遅延した場合、厚生労働省と連絡調整を図り、救助を開始した日を、公示した日ではなく、実際に災害が発生し、救助を開始した日とすることができる。

(3) 公示の形式について

公示の形式は、「〇年〇月〇日発生のお〇〇災害に関し、〇月〇日から〇〇市(町・村)の区域において災害救助法による救助を実施する。」とするのが通例である。

5 委任された救助の実施

(1) 災害発生後の委任

前述の通り、迅速な救助を実施するため、緊急を要する救助等については、予め市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことができるが、予め準備を求めている救助についても災害発生後に必要に応じて市町村へ委任できる。

予め市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めている救助については、市町村は予め実施体制等を整備していない場合も多いので、通常は、市町村には一定の範囲内で補助機関として協力させ、都道府県の責任において行うことを原則とすべきであるが、現に市町村に委任し実施させる方が効率的な場合等に限り、災害発生後においても委任できることとするもので、単に都道府県知事が実施できない事情をもって委任を行うなどのことがないよう特に留意すること。

(2) 救助の委任の留意点等

ア 市町村長へ委任を行った救助は、当該市町村長が統一的かつ計画的に救助を行うの

で、緊急やむを得ない場合を除き、当該市町村から要請がない限り、都道府県知事や他の市町村長が重ねて救助を行わないことを原則とする。

ただし、特別な救助が必要な場合や、被災により被災市町村では十分な救助がなされない場合に、市町村へ委任を行った救助についても、原則として当該市町村長の要請を受け、都道府県知事又は他の市町村長等が法による救助を行うことができる。

イ 市町村長が行う救助のうち法による救助（都道府県知事が行った救助）と認められる範囲は、①委任された範囲内の救助、②都道府県知事の指示により実施した救助、③市町村長が都道府県知事の補助として行った救助が原則で、事実上、都道府県知事が認める限りはその全てが対象となる。

ウ 市町村へ委任した事務について、都道府県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めること。

エ 都道府県知事は委任した救助について、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、状況の把握に努めること。

6 応援による救助の実施

(1) 救助の応援ができる場合

ア 救助の応援は、①法第31条に基づく厚生労働大臣の応援指示を受けた場合、②被災都道府県から応援の要請を受けた場合、③予め締結された応援協定等に基づき自発的に行う場合等が考えられる。

イ 大規模災害等、災害の規模・態様によっては被災都道府県による被害状況の把握が遅滞することもあるので、周辺都道府県は、厚生労働省と連絡調整を図り、被災都道府県の被害状況の把握に協力することもあり得る。

ウ 同様に、被災都道府県による応援要請の遅滞も考えられるので、被災都道府県以外の都道府県は、次により、緊急を要する救助について、厚生労働省と連絡調整を図り、自主的に救助の応援ができる。

(ア) 救助の種類は、原則として特に緊急を要する救助とする。

(イ) 特に緊急を要しない救助については、原則として、被災都道府県の要請を受けた場合、厚生労働省と連絡調整を図った場合（法第31条に基づく厚生労働大臣の応援の指示を受けた場合を含む。）、又は、応援協定に基づく場合に行うこと。

(ウ) 自主的な応援を行おうとする都道府県は、あらかじめ厚生労働省と連絡調整を図り、救助の種類、程度、方法及び期間並びに費用負担等について厚生労働省と定めてから行うこと。

(エ) 救助の程度及び方法は原則として基準告示の範囲内で定めること。

ただし、被災都道府県からの要請があった場合、又は、厚生労働省と連絡調整を図った場合には、これを超えて救助できる。

エ 自主的な応援について協定が締結されていない場合であっても、周辺の都道府県は厚生労働省と連絡調整を図り、必要に応じて法第31条に基づく厚生労働大臣の応援指示を受けるなどし、救助の応援を行うことができる。

(2) 応援要請の手続き

ア 都道府県知事は、救助の実施に関して他の都道府県知事の応援を必要とする場合は、

次に掲げる事項を記載した文書をもって、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請し、必要な協議を経た上で、応援を受けること。

- (ア) 被害状況
- (イ) 応援を要請する救助の種類及び期間
- (ウ) 応援の場所
- (エ) 応援を要請する職種別人員
- (オ) 応援を要請する機械器具及び資材の品名並びに数量等
- (カ) その他応援に関する必要な事項

イ 緊急やむを得ないときには、口頭、電話又はファクシミリ等により行うこととし、事後において文書により処理すること。

なお、予め締結した応援協定に別に定めがある場合はこの限りでないこと。

ウ 都道府県が応援要請を行う場合、次の点を勘案し、厚生労働省と連絡調整を図り実施するよう留意すること。

- (ア) 大規模災害のときには、自衛隊、日本赤十字社等による救助も予想されるため、全国的な調整が必要となる可能性があること。
- (イ) 他省庁との連絡調整を図り、救援物資の調達等に全国的な調整が必要となる可能性があること。
- (ウ) 厚生労働省を窓口とすることにより、全国規模で各都道府県の役割分担等も調整しつつ、一度の要請で複数の都道府県へ応援要請が行えること。

(3) 応援派遣措置

ア 救助の応援を行う都道府県知事は、直ちに応援のためのチームの編成を行い、人員及び物資等を整備し、責任者を定め、応援をする都道府県に連絡して出発させること。

イ 応援をする都道府県に連絡が取れないときには、厚生労働省と連絡調整を図り出発させること。

ウ 応援派遣されるチームは、被災地での物資調達、その他の便宜供与等が困難な場合も想定し、食糧、水、テント、その他の日常生活用品、救助に必要な資材等を事前に準備し、携行するなど、自己完結型装備で被災地に入ること。

エ 応援のためのチームの指揮は、原則としてそのチームの責任者が行うこと。

オ 応援を受けた都道府県は、他の都道府県からの応援のためのチームが到着した場合、原則として、そのチームの責任者に対し、直ちに災害の概況を説明し、応援を受ける救助の程度、方法及び期間等を協議し、職務の分担を明確にすること。

カ 応援を受けた都道府県において対応ができないときには、応援のためのチームは、厚生労働省又は政府の設置した現地対策本部等と連絡調整を図ること。

(4) 国への情報提供

都道府県知事は、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請したとき、又は他の都道府県知事の要請を受け応援隊を派遣する場合は、(2)に定める事項について厚生労働省へも情報提供すること。

(5) 応援に要した費用の負担について

ア 応援に要した費用を求償する場合には、救助の種類、期間等を明確にし、そのために支弁した費用の明細書、証拠書類等を添付して行うことを原則とすること。

イ 救助の応援は、法第31条に基づく応援指示により行うもの、被災都道府県の要請により行うもの、予め締結された応援協定により行うもの等が考えられるが、いずれも法第35条に基づき被災都道府県に対し求償できること。

ウ 法第35条に基づき求償した経費は、当然、法による救助として国庫負担の対象となる。

エ 法第35条に基づき求償しなかった経費は、原則として法による救助に要した費用として国庫負担の対象とはならないが、求償とは別に、応援都道府県が「見舞金」等を支出することは、法外のことであるので、随意に行ってよい。

7 関係職員の派遣

災害対策基本法に基づく災害時における職員の派遣については、次の理由により、災害救助関係者又は保健・福祉関係職員についても特段の配慮をすることが望まれること。

- (1) 災害救助業務の担当職員数は数も限られ、かつ、被災経験のない職員が多いと予想されるので、大規模な災害が発生した場合、比較的近い時期に被災の経験を有する都道府県知事は、災害救助業務を経験した職員の派遣等に配慮すること。
- (2) 大規模な災害が発生した場合、地域・家族等の介護機能等が低下し、福祉需要等の増加が予想されるが、被災地では災害救助業務に多くの要員が割かれることも想定されるので、保健・福祉担当職員の派遣等について配慮すること。
- (3) 精神的な打撃のため需要等が顕在化しない被災者も想定されることから、できる限り被災者の話を聞くことが、被災者の需要を的確に把握することとなり、また、被災者の精神面の立ち直り、ひいては生活再建に有効であることもあるので、できる限りの保健・福祉担当職員等の要員確保が重要であること。

第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、一般的には、次により取り扱うこととしているが、この取扱いはあくまでも原則的な考え方であり、硬直的な運用に陥らないように留意すること。

即ち、災害は、その規模、態様、発生地域等により、その対応も大きく異なるので、実際の運用に当たっては、厚生労働省と連絡調整を図り、必要に応じて厚生労働大臣に協議し、特別基準を設定するなど、救助の万全を期する観点から、柔軟に対応する必要があるものである。

1 収容施設の供与

(1) 避難所の供与

ア 災害が発生したときには、予め指定した避難所の被災状況、周辺の火災からなどの延焼の可能性、その他の二次災害の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認の上、法による避難所を設置すること。

イ 予め指定した避難所だけでは不足した場合又は不足が予測される場合は、次の点に留意して、必要な避難所の確保を図ること。

(ア) 法による避難所は、原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を利用すること。

(イ) これら適当な建物を得難い場合は、その他の既存の建物を利用して差し支えない。

ただし、民営の旅館又はホテル等を借り上げて避難所を設置する場合は、緊急やむを得ない切迫した事情にある場合を除き、厚生労働省と連絡調整を図り実施すること。

(ウ) 既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先すること。

また、できる限り生活面での物理的障壁の除去（バリアフリー化）された施設を利用することが望ましいが、物理的障壁の除去（バリアフリー化）がされていない施設を利用する場合で長期化が予想されるときには、高齢者・障害者等が利用しやすいよう、障害者用トイレ、スロープ等の仮設に配慮すること。

(エ) 既存の建物を得られないときには、野外に応急仮設建築物を設置し、あるいはテント等を設営して実施することもやむを得ない。

ウ 法による避難所の設置に当たっては、円滑な救助を実施するため、救助活動の拠点となる施設又は土地の確保にも配慮して設置すること。

エ 市町村が法による避難所を設置した場合、避難所開設の日時及び場所、設置数及び避難人員、並びに開設見込み期間等を、ただちに電話又はファクシミリ等により都道府県に連絡（事後において文書により連絡）すること。

(注) 通常は通知による委任を受けて避難所を設置した場合を想定しているが、通知による委任を受けていない市町村が都道府県の補助機関として法による避難所を設置したときには、市町村が地域防災計画に基づき設置した避難所等ではなく、法による避難所として設置されたものと認定する必要があるため、速やかに都道府県に連絡し、その指示を受けなければならない。

オ 法による避難対象者を具体的に示すと、次に掲げる者が考えられるが、次の者は例示であり、現に避難を要する者については、法による救助により避難させて差し支えない。

(ア) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等、災害により現に住家に被害を受け、居住する場所を失った者（住家に被害を受けたが居住に支障をきたさない者を除く。）

(イ) 自家には被害がないが、ホテル及び旅館等の宿泊者、一般家庭への来客並びに通行人等で、現実に災害に遭遇し避難しなければならない者

(ウ) 現に住家等に被害を受けていないが、被害を受けるおそれがあり、市町村長等による避難命令等が発せられているため、避難しなければならない者

（注1）法による避難所の対象者は、災害により住家に被害を受け、現に避難を要する状態にある者のほか、災害による住家の被害はないが、災害のため現に避難を要する状態にある者とする。

（注2）現に避難を要する状態にある者としては、住民以外の者（外国人を含む。）も、その状態にある地において対象となる。

（注3）現に避難を要する状態とは、通常は、避難者の主観によるものではなく、都道府県又は市町村の職員等（以下、「地方自治体職員等」という。）の客観的な判断によるものでなくてはならない。

（注4）都道府県知事又は市町村長、あるいは警察、消防等の避難勧告がなく、個々の住民が自ら危険と判断し避難した場合、通常、それは、都道府県知事又は委任を受けた市町村長等の行った救助とは見なし難い。

しかしながら、四囲の状況等を勘案し、都道府県知事又は委任を受けた市町村長が現に避難を要する状態にある又はあったと認めるときに、それを法による救助として認めることは差し支えない。

カ 法による避難所の開設期間は次により定める。

(ア) 法による避難所の開設期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の開設が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が7日を越える場合は、厚生労働大臣と協議すること。

(イ) (ア) により開設期間を定められない場合は、とりあえず法による避難所の開設期間を災害発生の日から7日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合も、定められた期間内に避難所を閉鎖できない場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により開設期間を延長できる。

① 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

② その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

③ ①及び②のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

キ 法による避難所の設置のために支出できる費用は、基準告示に定める額以内の額とする。（基準告示に定める福祉避難所はさらに通常の実費が加算できる。）

(ア) 計算に当たっては、市町村毎に1人1日当たりの額で計算すること。

(イ) 昼間又は夜間のみの避難であっても、(ウ) の場合を除き、原則として1日・1人として計算して差し支えない。

(ウ) 夜間のみの避難で、朝に閉鎖し同日の夜に再び開設した場合等は1日として計算し、

2日とは計算しないこと。

また、同様に避難所から朝に退所した者が同日の夜に避難所入所した場合等は1人として計算し、2人とは計算しないこと。

(エ) 10月から3月の間で特に採暖等のための経費が必要なときには、厚生労働省と連絡調整の上、必要額を加算できる。

ク 法による避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理に必要な費用で、具体的には、概ね次に掲げる費用である。

(ア) 法による避難所の設置、維持及び管理のために支出できる費用

- ① 既存建物の応急補修工事、改造工事、閉鎖時の既存建物等の現状復旧工事及び応急仮設建築物建設工事並びにテント設営に必要な費用、その他、機器の借料及び消耗器材の購入に必要な費用等である。
- ② ①に定める経費の外、避難所の維持・管理等のソフト面から必要な各種の費用も考えられるが、これらについても、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で支出することは差し支えない。
- ③ 避難所の設置、維持及び管理のために必要な費用であって、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額を超えることが予想される場合は厚生労働省と連絡調整を図ること。

(イ) 法による避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費

- ① 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費は、(ア)の①に定める工事等に必要賃金職員等の外、仮設便所の汲み取り等、その他の維持・管理に必要な賃金職員の雇い上げ費用等である。
- ② 避難所の管理等は、通常は地方自治体職員等が被災者自身を含む地域住民等の協力を得て行うことから、避難所の設置、維持及び管理のために必要な経費として支出しないことが一般的である。
この場合の地方自治体職員等の超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当等(以下「時間外勤務手当」という。)は、救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)とする。
- ③ 避難所への誘導、被災者の整理及び受付、並びに避難所の警備等は、その様態により判断されるべきものであるが、原則として、②の「避難所の管理等」と同様に扱うものとする。

特別な事情にあり、避難所への誘導、被災者の整理及び受付、並びに避難所の警備等のために賃金職員等を雇い上げたときには、一般的には、避難所の警備等については避難所設置のため支出できる費用で、避難所への誘導等は、被災者の避難のための輸送費及び賃金職員等雇上費で対応し、被災者の整理及び受付等は、その時期や様態等により、いずれになじむかによって判断されよう。

- ④ 避難所の管理及び警備に当たる者等を地方自治体職員等で対応できないため、最小限必要な賃金職員等を雇い、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で支出することは差し支えない。

ただし、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額を超えると予想される場合は、厚生労働省と連絡調整を図ること。

- ⑤ その他、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で最小限の

賃金職員等を雇い上げることは差し支えないが、これを越えると予想される場合は厚生労働省と連絡調整を図ること。

(ウ) 法による避難所の設置、維持及び管理のための消耗器材費

- ① 避難所の設置、維持及び管理のための消耗器材費は、避難所として利用する建物の設置、維持及び管理に必要なものの外、避難者が避難所において共同で利用する性格のものを購入する経費等である。
- ② 避難者が避難所において共同で利用する消耗器材としては、具体的には、乾電池、ポリ袋、掃除用具（掃除機を除く。）、石鹼等が考えられる。
- ③ 避難者へ配付する毛布等、避難所において個人の用に供する物品等は、原則として被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与によることとし、避難所設置のため支出できる費用には含まれない。

ただし、大規模災害等により、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を早急にできないため、不特定多数の利用を想定した毛布等、被災者が共同で利用する物品を準備する場合は、必ずしもこの考え方で整理できないので、厚生労働省と連絡調整を図ること。

【参考】

阪神・淡路大震災では、次により避難所で共同利用した毛布等は特例的に避難所の設置、維持及び管理のために支出できる費用とした。

- ・ 被服・寝具その他生活必需品は個人毎に配付されるのが通常であり、一般的に、避難所等において共同で利用される一部のものについては、義捐物資等から充てられるのが通例である。
- ・ しかしながら、大規模な災害という特殊な状況から、避難所へ避難している時点では個々人への配付が十分に行えず、義捐物資等も多く整理等に時間が必要などのために、十分に対応できなかったため、共同利用される被服、寝具その他生活必需品が多く必要となった。
- ・ 以上のことから、被服、寝具その他生活必需品の給与の大半を応急仮設住宅入居時等に行い、この際、避難所で共同利用したものについては含まないで実施できるように取り扱ったものである。

- ④ 避難所の管理事務に必要な帳簿、用紙、その他の文房具類等の費用は、原則として救助事務費によることとし、避難所設置のため支出できる費用には含まれない。
ただし、例えば、公衆電話等に備え付けるメモ紙、筆記用具等、避難者の便宜のため、避難所に備え付ける文房具類は、避難所の設置、維持及び管理のために必要な消耗器材費として支出できる。
- ⑤ 避難所の建物の設置、維持及び管理のために必要な消耗器材は、既存建物の応急補修、改造及び閉鎖時の原状復旧工事並びに応急仮設建築物及びテント設営等に必要な消耗器材である。
- ⑥ その他、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で避難所の設置、維持及び管理のために最小限必要な消耗器材を購入することは差し支えないが、これを越えると予想される場合は厚生労働省と連絡調整を図ること。

(エ) 法による避難所の設置、維持及び管理のための建物の使用謝金

- ① 避難所として利用する既存建物は、通常は、公の施設等は無償で借り上げることを原則とする。
- ② 避難所の設置、維持及び管理のための建物の使用謝金は、謝金を支払わなければ借り上げることができない私人又は民間企業等の所有する建物を利用せざるを得ない場合などに支出することを原則とする。
- ③ 他の地方公共団体等の所有する建物を利用する場合で、当該建物を所有する団体の条例等の定めにより、使用謝金を支払わざるを得ないときには、定められた額以内の支出は差し支えない。
- ④ 被災都道府県又は市町村が所有する公の施設等を利用する場合は、通常、建物の使用謝金を支出することは考えられないが、真にやむを得ない事情にあるときには厚生労働省と連絡調整を図ること。
- ⑤ 基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で、②、③、④により建物の使用謝金を支払うことは差し支えないが、これを越えると予想される場合は厚生労働省と連絡調整を図ること。
- ⑥ 避難所閉鎖時の既存建物の原状復旧工事費は、直接工事を実施し、それに必要な経費の支出を想定しているが、建物の使用謝金に適正な額を加えて支出し、所有者に工事させることも差し支えない。

この場合については、地方公共団体等の所有する建物へ謝金として支出することも差し支えない。

(オ) 法による避難所の設置、維持及び管理のための器物の使用謝金、借上費又は購入費

- ① 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - a 避難所の設置、維持及び管理のための器物の使用謝金、借上費又は購入費は、避難所に整備する機械・器具・備品類の使用謝金、借上料又は購入費（運搬のための労務費等を含む）である。
 - b 機械・器具・備品類等を具体的に例示すると、畳、カーペット、冷暖房機器、掃除機、テレビ、ラジオ、懐中電灯等が考えられる。
 - c 避難所として利用する施設等に既に設置されている電話を利用する場合に設備の使用料として使用謝金を支出して差し支えない。

この場合、基本利用料等は（カ）によることとし、通話料は、個人の利用については利用者負担とし、救助事務に必要な通話費用は、救助事務費で整理するが、安否確認等、避難所運営に必要と認められる通話料は、使用謝金に含めて支出して差し支えない。

新たに電話を増設する場合の設置費用は、ここでいう借上費又は購入費によることも考えられるが、一般的には仮設電話の設置が考えられ、「仮設便所等」の「等」で読み、仮設設備の設置費で対応することとなるので、（キ）を参照すること。
 - d 冷暖房機器、掃除機、テレビ、ラジオ等は、災害発生直後は既存のもの（使用謝金等）で対応し、設置期間の長期化等により必要が生じたときには新・増設していくことが現実的な対応であろう。
 - e 建物の備品等の破損弁償費については、地方公共団体等の所有するものも含めて、避難所の設置、維持及び管理のための器物の使用謝金又は借上費として支出

して差し支えない。

なお、使用謝金等の積算内訳に備品等の破損弁償費等が含まれている場合であっても、通常の使用謝金等を含む範囲を超えている破損弁償費等については別に支出して差し支えない。

② 器物の借上費又は購入費の取扱いの考え方

a 器物等については、避難所という一時的な性格を勘案して、借り上げを原則とする。

ただし、救助の万全を期するため、緊急に借り上げることが困難な場合、あるいは借上費より購入費が安価な場合等に購入を認めることとしたので留意すること。

b 購入した器物は、避難所閉鎖時には、原則として残存資材等として換価処分できるもの（社会通念上換価が困難なものを除く。）は換価処分し、当該収入金額は避難所設置費用から控除すること。

c 長期間の使用等により、事実上換価が困難となったものは、社会通念上換価処分が困難なものとして差し支えない。

(カ) 法による避難所の設置、維持及び管理のための光熱水費等

① 避難所の運営に必要な光熱水費については、原則として避難所として利用することにより必要となった費用のみが対象となる。

② 公の施設等を利用したときの光熱水費は、原則として、基本利用料は対象としないこととし、使用量に見合う使用料のみが対象とすること。

③ 私人又は民間企業等の所有する施設の建物全体を避難所として利用し、他の目的に利用していない場合は、基本利用料を含め、その全部を支出しても差し支えない。

④ 私人又は民間企業等の所有する施設の建物の一部を利用して設置した場合は、基本利用料を含め、合理的な一定の比率を乗じて得た額について支出して差し支えない。

⑤ 特別の事情により、以上により難しい場合は厚生労働省と連絡調整を図ること。

(キ) 法による避難所の設置、維持及び管理のための仮設便所等の設置費

① 仮設便所等の設置費は、必要に応じて整備されるその他の仮設設備の借上料並びに設置及び撤去のための工事費（工事事務費を含む。以下同じ。）等である。

② その他の仮設設備を具体的に例示すると、臨時外灯設備、仮設電話、ファクシミリ、簡易調理室、仮設風呂、仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機等の借上料等を含む。）、仮設スロープ、プライバシー確保用簡易間仕切り設備等が考えられる。

（注1）災害発生直後は既存建物の整備等を利用することで対応し、設置期間の長期化等により必要が生じた場合に新・増設していくことが現実的な対応であろう。

（注2）災害の際に避難所に設置する仮設電話の通話料等は、通常はNTTによる無料サービスの活用が考えられ、その他についても救助事務費や利用者から徴収するなどの方法も考えられるが、これらにより難しいときには、厚生労働省と連絡調整を図ること。

③ その他、必要な設備を設置するための既存建物の応急補修・改造工事及びこれに伴う閉鎖時の原状復旧等の工事費も含まれる。

- ④ 基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で、必要に応じて各種の仮設設備を整備することは差し支えないが、これを越えると予想される場合は、厚生労働省と連絡調整を図ること。
- (ク) その他の経費については、その他の救助又は救助事務費で対応すべきものを除き、法による避難所設置のための費用に含まれると解されるものは、基準告示に定める費用の額以内で支出して差し支えない。
- (ケ) 法による避難所の設置、維持及び管理のために必要な経費と救助事務費として整理すべき費用が分かちがたい場合は、その総額を通常各々の経費として利用されると考えられる割合で整理して差し支えない。
- (コ) その他、基準告示に定める費用の範囲を超え、法による避難所の設置、維持及び管理のための費用が必要な場合は、厚生労働省と連絡調整を図ること。
- (サ) 厚生労働省と連絡調整の上、特別な事情により基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の範囲を超える支出が必要な場合には、次により特別基準を設定すること。
- ① 特別基準の設定は事前に厚生労働大臣との協議が必要であるが、避難所に係る経費については、緊急を要する機会が多いことから、厚生労働省への電話等による連絡を、そのまま厚生労働大臣への協議と解し、電話等で回答し、その後に文書等による処理を行うこともある。
- ② 突発的な緊急事態が生じ、厚生労働省と事前に協議する暇がないなど、真にやむを得ない事情があるものは、事後報告により認められることもあるので、関係書類の収集、整理、保存を図り、速やかに報告すること。
- ケ 避難所への誘導、整理、受付、管理等に当たる地方自治体職員等の時間外手当は原則的には、救助事務費として整理すること。
- (注) その他、応急救助（被災者の避難）のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものを除き、避難所の管理等を行うために直接必要な経費（精算事務等に係るものを除く）は、原則として法による避難所設置のために必要な経費に含めて差し支えない。
- コ 法による避難所には、原則として、地方自治体職員等による管理責任者を配置し、避難者の協力を得て、避難所の運営を行うこと。
- (ア) 災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた自治体関係者等の配置が困難なことも予想されているため、本来の施設管理者等の十分な理解を得た上で、これらの者を管理責任者に充てて差し支えない。
- (イ) 災害発生直後から当面の間、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予測されるため、できる限り早急に交替ができるように体制整備には特に配慮すること。
- (ウ) 地方自治体職員等が、自らの被災や交通機関の途絶等により出勤できないために、十分に確保できない等の特別な理由があり、管理責任者を他に得る手段がない場合には、臨時職員の雇用も考慮して差し支えないこと。
- (エ) 避難所の管理責任者は、避難者等の協力を得て、概ね次の業務を行う。
- ① 避難所に避難した被災者の人数、世帯構成、被害状況、救助に当たり特別な配慮を要する者の状況等を速やかに把握し、被災者台帳を整備すること。
- ② 被災者台帳に基づき常に被災者の実態や需要を把握し、救助に特別な配慮を要す

る者を把握した場合は、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うための連絡調整を行うこと。

- ③ 避難所に必要な食料・飲料水その他必要な生活必需品の過不足を把握し、過不足を調整するため、常に、市町村等の行政機関（災害対策本部）や近接する他の避難所と連絡をとること。

サ 都道府県又は市町村は、法による避難所を設置した場合、速やかに「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を行い、避難生活に必要な被服、寝具、日用品等を配付すること。

シ 都道府県又は市町村は、法による避難所を設置した場合、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、女性の参加に配慮した自治組織を育成し、被災者自身による自発的な避難所における生活のルールづくりを行わせるなど、避難者による自主的な運営が行われるように、その支援方法について配慮すること。

ス 都道府県又は市町村は、法による避難所を設置した場合、避難所における個別的な需要の把握や防犯対策を進めるため、警察等と連携し各避難所への巡回パトロール等について配慮し、避難所の治安・防犯等の観点から、真に必要なやむを得ない理由がある場合は、警備員等の雇用も考慮して差し支えない。

セ 都道府県又は市町村は、法による避難所を設置した場合、被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、避難所外被災者の情報入手を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン等の通信手段を設置すること。

また、機器に不慣れな高齢者・障害者等についても、情報ボランティアとの連携、協力等により情報に接することができるようにするとともに多様な情報伝達手段を講じるなどの配慮をすること。

ソ 都道府県又は市町村は、法による避難所を設置した場合、避難所に対して、各種の避難生活に必要な情報、生活復旧に関する情報等、できる限り被災者に必要な情報の提供が図られるよう努めること。

被災者に対する情報提供は、他の救助と比較して、ややもすれば緊急性の低いものと考えられがちであるが、被災者の不安感の軽減を図り、円滑な復旧・復興につなげるために極めて重要であるので、特段の配慮が必要である。

タ 法による避難所を設置する場合に、その設備等として整備できるとされている設備・備品等は、全てを当初から整備する必要はなく、むしろ当面は最低限必要なもののみを整備し、迅速に避難所を設置することがより重要である。

チ 設置後に設置期間の長期化が予想されるときには、その期間、既存の設備の状況及びその利用状況等を勘案し、衛生管理対策を含めた生活環境の改善策等を速やかに講じること。

(ア) 避難所の長期化に伴い改善が必要なものとしては、プライバシーの確保、入浴及び洗濯の機会の確保、暑さ寒さ対策、情報提供等があり、新・増設する設備等の具体例としては次のようなものがある。

- ① 畳、マット、カーペット
- ② 間仕切用パーティション、仮設スロープ
- ③ テレビ、ラジオ、冷暖房機器
- ④ 公衆電話、公衆ファクシミリ

- ⑤ 仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ
- ⑥ 仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機を含む。）、簡易シャワー・仮設風呂
- ⑦ 仮設炊事場（簡易台所、調理用品等）
- ⑧ その他必要な設備備品

(イ) 各種設備の新・増設を行うときは、併せて必要な電気容量の確保等についても配慮すること。

また、情報提供については、機器等の整備も必要であるが、最も重要なのは、必要な情報が何かを把握し、それを如何に収集し、的確に提供するかにあるので、これらについて特に留意すること。

ツ 避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、避難所の集約に合わせて、小部屋がある等生活環境の良好な施設の利用についても配慮すること。

テ 定められた避難所以外の場所に避難した被災者についても、次の点に留意の上、その支援を図ること。

(ア) 連絡先の広報を通じ避難者等から連絡させるなどの方法を講ずるほか、関係機関等との連携を図るなどし、定められた避難所以外の場所に避難した被災者の状況を把握し、食料・飲料水、生活必需品等の供給に配慮すること。

(イ) 定められた避難所以外の場所に避難した被災者に対し、状況が落ち着いた段階で安全性への配慮がなされ、仮設トイレ等の仮設設備が整い、各種救助が確実になされる定められた避難所へ避難するようあらかじめ周知し、理解を得ること。

ト 避難所の設置は応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図ること。

(ア) 学校については教育機能の早期回復を図ること。

(イ) 避難所の早期解消を円滑に進めるため、住宅の応急修理の実施、応急仮設住宅の設置又は民間賃貸住宅の借り上げを速やかに行うこと。

ナ 福祉避難所の取扱いに当たっては、次の点に留意すること。

(ア) 福祉避難所の対象者は、高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者、その他の者であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者まで含めて差し支えない。

なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ緊急入所等を含め当該施設で適切に対応すべきであるので、原則として福祉避難所の対象者として予定していないが、この趣旨は、次の考え方によるものであり、緊急かつ一時的に当該対象者が福祉避難所へ避難することを妨げるものではないので、特に留意すること。

① 特別養護老人ホーム等の入所対象者は、本来入所すべき施設で適切なサービスを受けられるようにすべきであり、必要であれば緊急入所等を活用し、これら施設が対応すべきという考え方である。

② 福祉避難所で提供できるサービスの水準には限界があり、施設入所対象者は対象としないという前提でのサービスの水準を考えているので緊急避難的な利用の場合のみやむを得ないとする考え方である。

(注) 福祉避難所の対象者を介助する家族等を対象者ととも避難させることは差し支えないが、その者の取扱いに当たっては、原則として福祉避難所の対象者とは解せ

ず、通常の避難所の対象者として解すること。

(イ) 福祉避難所は老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペース、特別支援学校等を利用して設置し、これら施設等が不足するときには、公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等で、居宅介護等事業などと連携が図り易い施設を利用すること。

特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設の利用は、避難者へ安心感を与えるなどの好ましい面もあるが、次の点に留意すること。

- ① 緊急入所等を行う施設としてその機能を予め確保しておく必要があること。
- ② 緊急入所等を行うのに伴い、施設面及び人的な面からも、受け入れ体制に不足が予想されること。
- ③ 要介護の緊急入所者と福祉施設の避難者に混同が生じやすいこと。
- ④ 入所対象とならないものがそのまま入所し続け、平常時に復した際の施設運営に支障をきたすおそれがあること。

なお、平成12年度より、社会福祉施設整備費の対象施設のうち、創設、増改築等を行う施設で、地域交流スペースの整備と併せて、災害時において避難生活が必要となった要援護者の受け入れが可能となる設備等を備えたスペースを一体的に整備する「防災拠点型地域交流スペース整備事業」を実施しており、これら制度の活用も図ること。

公的な宿泊施設等を利用する場合、次の理由から、当該施設の通常の利用料金を下回る額で対応することを原則とする。

- ① 公的な宿泊施設又は旅館等で通常提供されるサービスの全てを提供することを求めるものではなく、主として避難所としての場所の提供等を受けることを原則とするからである。
- ② 後述の通り、福祉避難所の設置、維持及び管理を委託することはできるが、この場合、当該施設で通常提供されるサービスの提供を求めるものではなく、福祉避難所の運営等を委託するものである。

(ウ) 都道府県又は市町村は、福祉避難所を予め指定したときには、地域防災計画等に定め、その施設の情報（場所、収容可能人数、設備内容等）や避難方法を要援護者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

(エ) 都道府県又は市町村は、福祉避難所の対象者を予め把握することが望ましい。

なお、対象者の把握や個人情報の守秘義務等については、ガイドラインを参考にすること。

(オ) 予め福祉避難所を指定し、予め対象者を把握したときには、福祉避難所の設置者と協議の上、これらの者の避難方法について定めておくこと。なお、指定に当たっては、福祉避難所に適した施設と人材の確保について、広域的な視点での調整を図りつつ、管内市町村への支援を行うこと。

(カ) 福祉避難所への避難に際しては、本人又はその家族が、民生委員及び地域住民等の協力、並びに地方自治体職員等の支援を得て避難することを原則とすること。

また、必要に応じ、福祉避難所を設置する施設等の協力を得て、当該施設の職員が介助して避難させる方法を別途定めておくことも差し支えないが、当該施設等に過度の負担を課すことは厳に慎むこと。

なお、福祉避難所への避難に際して、やむを得ない事情のため福祉避難所への避難

のために必要な賃金職員を雇い上げる場合は、福祉避難所の経費ではなく、応急救助のための賃金職員等雇上費として整理すること。

- (キ) 福祉避難所の対象者は固定的でないので、対象者を予め把握していないときには勿論、予め把握しているときにも、被災直後の混乱期から一定期間を経過した後は、避難所に対象者が避難していないか調査すること。
- (ク) 福祉避難所の設置を予定したときには、避難所と福祉避難所間（避難所から福祉避難所へ、また、福祉避難所から避難所へ）の対象者の引き渡し方法等について予め定めておくことが望ましい。
- (ケ) 都道府県知事又は救助の委任を受けた市町村長は、本来は福祉避難所を設置しようとする施設の一部又は全部を借り受けるなどし、自ら実施するものであるが、次の考え方により施設等の設置者へ福祉避難所の設置、維持及び管理の一部又は全部を委託できる。
- ① 市町村災害時の要員不足等も勘案し、各々の役割や機能等を最大限活用できるようにするため、委託できること。
 - ② 老人福祉センター等の場合は、本来的事业又は臨時的に本来的事业に関連した緊急一時的な事業を受託したものと見なせること。
 - ③ 入所施設等の場合は、災害時に当該施設等が地域社会の一員としての役割を果たすため、緊急的かつ一時的に行う地域交流事業の一つを受託したと解せられること。
- (コ) 都道府県知事又は救助の委任を受けた市町村長は、施設等の設置者へ福祉避難所の設置、維持及び管理の一部又は全部を委託した場合、その他の救助の一部又は全部を併せて委託することができる。
- ① 福祉避難所の設置、維持及び管理と併せて委託する救助として、炊出しその他による食品の給与のほか、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の一部又は全部について委託することが考えられる。
 - ② その他の救助の一部又は全部を委託する場合、委託先の施設等の被災状況や、利用可能な設備及び要員の状況を勘案の上、当該施設の設置者に過度の負担を課さないよう留意すること。
- (サ) 福祉避難所の精算に当たっては、避難所の供与のほかにも救助の一部又は全部を委託した場合、各々の救助種目毎に整理することを原則とすること。
- ただし、一定の救助の全部を委託し、他の救助と重複が生じないときには、実施した救助種目を明記し、福祉避難所の費用として一括して精算することも特例的に認められる。
- 併せて炊出しその他による食品の給与及び被服、寝具その他生活必需品の給与等を委託したときには、当該救助のため支出できる費用の全部又は一部を加算した額でこれらの救助全体を行って差し支えない。
- (シ) 福祉避難所の事業内容は、避難所の設置、維持、管理及び日常生活上の支援を含めた生活に関する相談等であり、そのため支出できる費用は、クにかかわらず当該地域における通常の実費を加算できる。
- (ス) 福祉避難所の設置のために加算される費用は、一般的には、次に掲げることを行うために必要な当該地域における通常の実費が考えられる。
- ① 対象者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる仮設設備並びに機械又

は器具等の借り上げに必要な経費（工事費を含む。）であって、避難所の設置のために支出できる費用で不足する経費

② 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費

③ 概ね10人の福祉避難所対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するために必要な経費

生活に関する相談等に当たる職員は、社会福祉施設等における介助員相当を想定しており、その配置数を計算するに当たって、福祉避難所の対象者数に、介助等のために一緒に避難した家族等の数は含まない。

(セ) 福祉避難所の設置のために加算できる費用の額は、実額をもって定められていないが、通常、特別な理由がない限り、次により老人短期入所施設等の社会福祉施設等の運営に要する1人1日当たりの費用を大幅に下回ると想定されている。

① 加算額が社会福祉施設等の運営費を大幅に下回ると考える理由

a 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の対象者は、緊急入所等を含め当該施設等で対応するので、通常は福祉避難所の対象とならないこと。

b 従って、災害時であってもこれら施設等の運営に要する費用を上回る費用が必要になることは考えにくい。

② 福祉避難所における在宅福祉サービス等

a 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、介護保険法等の福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定しており、本法による救助としては予定していない。

b 福祉避難所の運営に当たっては、保健福祉部局又は関係機関等と十分な連携を図り、各々で必要な対応が図られるよう十分に配慮すること。

(ソ) 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性から、できる限り短くすることが望ましいので、次に掲げる制度等を活用し、早期退所が図られるように努め、通常の避難所の設置期間内に解消すること。

① 関係部局と連携を図り、シルバーハウジングへの入居又は社会福祉施設等への入所（緊急入所等を含む。）等を積極的に活用すること。

② 基準告示第2条第2項に定める応急仮設住宅（福祉仮設住宅）等への入居を図ること。

(タ) 都道府県又は市町村は、福祉避難所の閉鎖に当たっては、避難者の退所について責任を持って対応することとし、いやしくも施設等に委託したまま放置しないこと。

ニ 避難所には、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難なときには、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

(ア) 避難者名簿

(イ) 救助実施記録日計票

(ウ) 避難所用物資受払簿

(エ) 避難所設置及び収容状況

(オ) 避難所設置に要した支払証拠書類

(カ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

(2) 応急仮設住宅の供与

ア 災害が発生したときには、速やかに法による応急仮設住宅の必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、応急仮設住宅を建設すること。

法による応急仮設住宅は災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するよう努めること。これにより難いときには厚生労働大臣に協議して延長することを原則とする。

また、応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の居室の借上げを実施することもできること。なお、民間賃貸住宅の借上げについては、優先的に借り上げられるよう、あらかじめ関係団体等と協議・協定を行うことにより、円滑な実施を図ること。

イ 大規模災害時には、応急仮設住宅の早期設置のため、発災後当初は、一定の見込み戸数をもって一定戸数の早期発注・着工が重要となる。その後、被災住民への意向調査等によりニーズ把握を行い、追加で発注・着工することになるので、迅速な対応を図りたいこと。なお、ある程度の空きが生じることはやむを得ず、その場合は厚生労働省と協議により災害救助費等負担金の対象経費となること。

ウ 法による応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して提供することを原則とする。

(ア) 自らの資力をもってしては住宅を得ることができない者には、相当額の貯金又は不動産等がある者や住宅の再建ができるだけの一時的な借金ができるような者は原則として含まない。

(注) 迅速な対応が必要であるが、災害による混乱時には十分な審査が困難であり、資産の被害や被災後の所得の変化等も勘案すると、一定額による厳格な所得制限等はなじまないし、また、実際に行っていないが、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

【参考】阪神・淡路大震災では、被害の大きさや深刻さ等を勘案し、所得や資産等の資力要件についての厳格な運用は行わず、必要と考えられる希望者にはできる限り供与できるようにした。また、雲仙岳噴火災害においても災害の特殊性を勘案し、同様の考え方で供与した。

(イ) 当該時点では住家に直接被害はないが、二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等と見なす必要がある場合は、厚生労働省と連絡調整を図ること。

(注) 地滑り又は火山噴火等により、市町村長の避難勧告等を受け、長期にわたり自らの住居に居住できない者などが考えられる。

【参考】阪神・淡路大震災では、半壊と認定を受けた住家についても、取り壊さざるを得ない住家は全壊とみなして対象とした。

(ウ) 特別な事情があり、その他の者に対して法による応急仮設住宅を提供する必要があるときには、事前に厚生労働大臣に協議すること。

エ 法による応急仮設住宅を供与できる期間は原則2年である。この期間を超える延長を

行うためには、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害として指定され、同法第7条の規定により建築基準法上の応急仮設建築物として存続期間が延長されることが必要であり、その場合には、厚生労働省と事前に連絡調整を図ること。

なお、民間賃貸住宅を借上げる場合の供与期間については、恒久住宅へ移転した者との均衡等を考慮して、建設による応急仮設住宅の供与期間（2年以内）の範囲内とすること。

(注) 建設による応急仮設住宅の供与期間を延長するときには、①厚生労働大臣に協議の上、供与期間の延長承認を得るほか、②建築基準法上の問題を解決する措置が必要である。

【参考1】 具体的事例

- ・ 阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震では、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」が適用され、建築基準法上の応急仮設建築物として存続期間が延長され、これに伴い災害救助法上も供与期間を延長した。

【参考2】 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

第2条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

第7条 建築基準法第2条第35号の特定行政庁は、同法第85条第1項の非常災害又は同条第2項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第4項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に1年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

オ 法による応急仮設住宅の1戸当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、基

準告示に定める規模及び額以内とする。なお、民間賃貸住宅の借り上げによる場合には、1戸当たりの支出できる費用（月額）は、基準告示の定める額に対し予定している供与期間の月数で除算した額以内であって、地域における民間賃貸住宅の賃貸料と均衡を逸しない程度とすること。

(ア) 1戸当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、1戸当たりの平均を示したものであり、全体の平均がこの範囲内であれば差し支えない。

① 個々の応急仮設住宅の建設に当たっては、1戸建て又は共同住宅形式のもの、共同生活の可能なものなど、多様なタイプのもを供与して差し支えない。

また、被災者の家族構成、心身の状況、立地条件等を勘案し、広さ、間取り及び仕様の異なるものを設置することも差し支えない。

② 迅速性が要求されることから画一的なものの整備に陥りやすいが、時間的な余裕があれば、個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等、様々な世帯の入居に対応できるよう、多様なタイプの応急仮設住宅を提供することがむしろ望ましい。

また、災害直後の心理的なケアを考慮し、デザイン、色彩等を工夫することにより、快適な生活環境を造ることも検討すること。

③ 大規模災害等で多くの応急仮設住宅を設置する場合、迅速性が要求されるため、同一敷地に同一規格のものを機械的に設置しがちであるが、長期化も想定されるので、できる限り設置後の街並みや地域社会づくりにも配慮し、安全性及び迅速性を損ねない範囲で、設置位置を工夫したり、異なるタイプのもを組み合わせる等の方法を検討することが望ましい。

④ 大規模災害等の発生直後においては、個々の需要の把握は極めて困難であることから、当該地域の平均的な家族構成、心身の状況等を勘案し、応急仮設住宅の供与を希望する世帯を集計し、当面は、それにより、広さ、間取り及び仕様の異なるものの割合等を定めて建設を始めることが現実的方法と考えられる。

⑤ 市街地等で十分な建設用地が得られない場合には、省スペース化を図るため、炊事場、トイレ、風呂等を共用するタイプの設置も検討すること。

⑥ 大規模な応急仮設住宅の建設に当たっては、完成までに時間を要するため、ライフラインの施工業者と連携を図り、小規模単位での完成・引渡しを行い、入居時期を早めることを検討すること。

⑦ 高齢者・障害者等の利用に配慮した住宅の仕様はだれにとっても利用しやすいことから、通常の応急仮設住宅にあってもできる限り物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様とすることが望ましい。

⑧ 応急仮設住宅の建設に当たっては、相応の理由があるときを除き、規格、規模、構造、単価等の面で市町村間で格差が生じ、被災者に不公平感を与えないよう、都道府県は広域的な調整を行うこと。

(イ) 特別な事情があり、全体の平均が法による応急仮設住宅の1戸当たり規模の範囲内又は設置のため支出できる費用の額以内で対応できない場合は、事前に厚生労働大臣に協議すること。

(ウ) 法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用には、資材費、労務費、付帯設備費、輸送費及び建築事務費等を含むものである。

- ① 建築工事関係者を法第24条の規定による従事命令によって従事させた場合、当該従事者の実費弁償の額は、原則として法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用に含むものとする。
- ② 高齢者、障害者等の安全や利便に配慮した構造・設備とするための費用、暑さ寒さ対策のための断熱材等の費用、敷地内の建物に付帯する屋内外各種設備の整備費用は一定程度の範囲で含まれている。
- なお、基準告示に定める応急仮設住宅の設置のために支出できる費用の算定に当たって想定されている費用は、次の費用である。
- a 酷暑地や極寒地を除く地域における暑さ寒さ対策のため躯体に使用する断熱材の費用
 - b 特別な仕様を除く便所、風呂及び給湯器（風呂用、台所可もあり）等の整備費用
 - c 応急仮設住宅の周辺の屋外及び屋内の給排出等の衛生設備、電気設備及びガス設備（ガス台含む。）等の整備費用
 - d 段差解消を図るための手すり、スロープ等を一部に設置する費用
- ③ 敷地内の外灯、簡易舗装等の外構整備及び冷暖房機器等の建物に付帯する設備については、応急仮設住宅の付帯設備として認められるので、次により取り扱うこと。
- a 法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の額以内で整備できる場合は整備して差し支えない。
 - b 基準告示に定める応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の算定上、常時必要な設備と予定していないので、この費用の額以内で整備できないが、特に必要と認められる場合は、事前に厚生労働大臣に協議すること。
- ④ 建物に付帯しない器具・備品の類は、原則として応急仮設住宅の付帯設備の対象とならない（ガス台、電灯の傘等は付帯設備とされている。）ので、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与等として取り扱うこと。

【参考】「応急仮設住宅の付帯設備」と「被服、寝具その他生活必需品」

- 応急仮設住宅の一部となる付帯設備は、原則として設置工事を伴い、躯体に固定された（持ち運びできない）設備をいう。
- 持ち運びできる器具等は原則として被服、寝具その他生活必需品の範囲に含まれると解される。
- 応急仮設住宅の引き渡し時に整備済みの電球、電灯の傘、ガス台、消火器等の類は、特例的に法による応急仮設住宅の費用として差し支えない。

（注1）法による応急仮設住宅は、通常の住宅と異なり、その性格から、何の準備もない者が、直ぐに入居して使用できるように、最低限の整備はなされているのが通常だからである。

（注2）電球、電灯の傘、ガス台等について、被服、寝具その他生活必需品で対応することも勿論差し支えないが、この場合、同費用で応急仮設住宅に予め整備して入居させるか、入居後に直ちに給与又は貸与するように留意すること。

⑤ 法による応急仮設住宅の建設用地は公有地を原則とするほか、特に問題がないときの被災者の土地等、無償提供される土地を予定しているので、法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用に土地借料は想定していない。

- a 法に定める応急仮設住宅は、通常、その建物を指し、用地は予定していない。
- b 原則として用地は被災地方公共団体等が確保するものと考えられており、有償の用地確保は次の理由から困難であると考えられる。

(a) 法第22条の規定等から、応急仮設住宅の用地は都道府県が市町村等の協力も得て、事前に確保等しておくことが期待されていること。

(b) 災害発生直後の混乱期に、適正価格を維持するための価格交渉は困難であり、有償による用地確保は、迅速な用地確保を損ねる可能性があるなど、災害時の緊急事態になじまないこと。

【参考】 阪神・淡路大震災における例

- ・ 当初の用地確保時点では、固定資産税を減免しなかった市町村が、民有地に同額程度の借料を支出した例もあったようであるが、減免市町村との均衡も考え、対象経費として計上して申請されなかった。
- ・ つまり、公租公課等の土地所有に伴う義務的経費は原則として免除し、免除せずに地方公共団体が負担した場合も、統一的に無償提供された土地と見なして取り扱うこととしたものである。
- ・ 応急仮設住宅の供与期間が2年を超えた時点で、当該期間を超える用地確保は予定されていないため、民有地の借料に限り特例的に支出することも考えられ、公租公課相当程度の額は予算化した。今後への影響を考え、関係者の了承も得られたことから執行されなかった。

- c 応急仮設住宅の用地の借料は、以上のように通常は困難と考えられるが、阪神・淡路大震災を上回るような大都市部の著しく大規模な被害をもたらす災害については、特別の事情により厚生労働大臣の特別基準を設定し、支出を認める場合も考えられるので、そのような場合は厚生労働省と連絡調整を図ること。

(注) 法第23条第1項第1号の規定は、応急仮設住宅の供与となっており、供与の概念は建物を設置するのみということを超えていると解しうる。

カ 建築資材等をリースにより法による応急仮設住宅を設置するとき（以下、「リース方式」という。）は、次により取り扱うこと。

(ア) リース方式の場合は、次年度以降に費用負担が生じる可能性があるが、災害救助費が翌年度にわたる債務負担を想定していないことから、契約は単年度毎の契約とし、

(イ) により各年度毎に必要な経費を支出することが原則であるが、従来より(ウ)により取り扱う事例も多い。

(イ) 単年度契約とし、各年度毎に必要な経費を支出する場合は、各年度の応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の額、次年度以降の設置継続の要否及びその期間、次年度以降の予算措置、契約の方法等の問題があるので、事前に厚生労働省と連絡調整を図ること。

この場合、令第25条の規定により翌年度以降の費用で100万円未満の場合など、負担できない場合が生じることもあるので留意すること。

① 各年度の応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の限度は、次の算式により算定した額以内となると考えられる。

$$a \div b \times c$$

a	各年度に支出しなければならない額
b	建設に伴う工事費（工事事務費及び解体撤去費等を含む。） 及び建築資材2年（24月）間の借料等の応急仮設住宅の設置 のために必要となる総支払予定額
c	基準告示に定める額

② 設置年度には建設に伴う工事費と当該年度の建築資材リース料を計上し、翌年度以降には各年度の建築資材のリース料等を計上するのが通例であろう。

(ウ) リース方式により法による応急仮設住宅を設置し、建築資材の2年間分のリース料、解体撤去時の解体撤去費用等を含め、前払として設置年度に支払った場合は、次の理由からその額を当該年度の費用として差し支えないこととしている。

なお、設置年度に前払いできる費用は、原則として契約時に払う2年間分以内の建築資材等のリース料及び解体時の解体撤去費（最低限必要な敷地復旧費を含む。）の範囲内に限る。

① 当該年度に支出したものであること。

② リース方式の場合、経費の大半が建設に伴う工事費であり、このほか、建築資材の2年間分のリース料及び解体撤去時の解体撤去費用等を含めて当初に一括払いの契約が行われているのが通例であること。

③ 入居者の精神的安定を図るため、一定期間の居住期間を確実に確保しておく必要があること。

(エ) リース方式による法による応急仮設住宅を(ウ)により取り扱い、2年末満で供与を中止する場合は、原則として次によること。

① 2年間の供与を想定して支出できる費用を定めていることから、原則として、契約に当たっては、極めて短期間のうちに途中解約した場合には返還金が生じる契約とすること。

② 概ね2年程度の供与が予定され、途中解約時に返還を求める契約より返還を求めない契約の方が割安となるなどの理由により、返還を求めない契約をする場合は、契約前に厚生労働省と十分に調整を図ること。

この場合、交付決定時の交付条件が変わるので特に留意すること。

③ リース料に返還金が生じた場合、災害救助費負担金の確定時に精算することができる場合は、確定時に精算すること。確定後に返還金が生じた場合には、その返還金の一部を国庫に返還すること。

キ 法による応急仮設住宅（リース方式によるものは除く。）は、その設置後は、補助事業により取得した都道府県の財産となり、都道府県によって維持・管理されることを原則とする。

(ア) 補助事業により設置した応急仮設住宅は、設置後2年間は、厚生労働大臣の承認を

受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

【参考】 交付要綱の3の(1)

事業により取得した応急仮設住宅については、厚生労働大臣が別に定める期日まで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

【参考】 厚生労働大臣が別に定める期日

「補助事業等により取得した財産の処分制限期間（昭和41年7月15日厚生省告示第350号）」において、2年間と定められている。

- (イ) 厚生労働大臣が定める財産処分の制限期間内は、厚生労働大臣の承認を得て処分することが必要であるが、通常、換価処分できるものは換価処分し、その収入は解体撤去等の処分のために必要となる経費に充て、なお残余があるときに負担率に応じた国庫返還金が課される。
- (ウ) 厚生労働大臣の定める処分制限期間経過後は、有償譲渡等を含め都道府県の定めるところにより自由に処分できるが、その費用（解体撤去等に必要となる費用等を含む。）は都道府県が負担することを原則とする。

【参考】 阪神・淡路大震災では、次の理由により応急仮設住宅の解体撤去に必要な費用等（以下、「解体撤去費等」という。）を負担した。

- 法第23条第1項第1号では、収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与と定められており、供与の概念は設置の概念を超えており、設置に要する費用を超える経費も対象となる可能性がある。
- 現に、リース方式の応急仮設住宅の費用には解体撤去費等が含まれていると考えられ、また、収容施設内の避難所では、既存建物の現状復旧に要する費用等も対象としていること。
- 従って、法的には解体撤去費等は必ずしも対象としないものではないとの考え方ができる。
- 従来、リース方式以外の解体撤去費等を認めて来なかったのは、解体撤去時にはその他の救助は行われていないため、形式的に再利用価値額相当を差し引くと、計算上は、令第23条の規定により負担の対象とならない年間100万円未満の支出になることが多いことが通例であるなどの事情も勘案の上、通常は設置に要する費用のみを対象として運用してきたものと考えられる。
- 阪神・淡路大震災では、前例のない設置戸数で、従来の再利用の需要を超え、国内の再利用市場を遙かに上回り、資材等は廃棄物として処分せざるを得ず、その再利用価値はないと判断せざるを得なかったため、その費用も著しく多額となり、量的にも莫大で処分が困難であったこと

から、これを対象としない場合に、余りに被災府県に大きな負担を課する結果となるので、特例的に対象とした。

また、リース方式のものについても、用地の復旧のみ、通常、含まれている額を超えるものとして特例的に対象とした。

ク 既存建物の利用については、応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅の居室の借上げとして実施することが考えられる他、特別な事情がある場合には、次によること。

(ア) 公有の倉庫等を、基準告示に定める応急仮設住宅設置のため支出できる費用を大幅に下回る額の範囲で改造等を行い、法による応急仮設住宅として供与することは、特例的に認めることもあるので厚生労働省と連絡調整を図ること。

(イ) 公有の倉庫等を改造して法による応急仮設住宅として利用する場合は、改造後の居住性等を十分に勘案するとともに、供与期間終了後の退去等にも問題が生じないように十分に配慮する必要があること。

(ウ) 特に、被災者自身の所有する建物等を改造し、法による応急仮設住宅として供与することは制度の趣旨から原則として認められない。

【参考】阪神・淡路大震災では、大量の応急仮設住宅を早期に確保することが著しく困難であったため、一定期間、緊急に入居を必要とする要援護者のみを対象に、賃貸住宅等を利用した法による応急仮設住宅を認めた。

【参考】雲仙岳噴火災害では、ホテル・旅館等について一時借上げ等を行ったが、一時的なものであり、地方財政措置により対応したので、地元自治体の事業と整理し、法による救助とはしなかった。

ケ 法による応急仮設住宅の供与は、必ずしも無償提供を予定したものではないが、通常は行政を経由しない次のような経費を除き、無償で提供されるのが通例である。

なお、厚生労働大臣が定める処分制限期間内に何らかの収入があった場合は、その内容によって国庫負担相当額が返還となる場合もあるので、厚生労働省と事前に連絡調整を図ること。

また、厚生労働大臣が定める処分制限期間経過後は、例え有償で提供されるなどの場合であっても、原則として国庫への返還は必要ない。

(ア) 個人が負担すべき応急仮設住宅の維持及び管理に必要な経費

(イ) 入居者の自治会等が徴収する共益費等

コ 応急仮設住宅への入居決定に当たっては次の点に留意すること。

(ア) 応急仮設住宅への入居決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定されるべきであることから抽選等により行わないこと。

ただし、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については必ずしもこの限りではない。

(イ) 入居決定に当たっては、高齢者・障害者等を優先すべきであるが、応急仮設住宅での生活の長期化も想定し、地域による互助等ができるように、高齢者・障害者等が一定の地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮すること。

また、従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯ごとではなく、従前地区の数世帯単位での入居方法も検討すること。

(ウ) 応急仮設住宅は、入居者に対し一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し、理解を得ておくこと。

サ 応急仮設住宅は、一時的居住の場ではあるが、一定期間はそこで生活が営まれるものであることから、次の点に留意の上、地域社会づくりにも配慮すること。

(ア) 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流が図られるよう配慮すること。

(イ) 大規模な応急仮設住宅団地を設置したときには、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図ること。特に長期化が想定されるときには、これらの拠点として応急仮設住宅への集会施設の設置についても検討すること。

(ウ) 応急仮設住宅の集会施設は住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、都道府県又は市町村、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としての活用も可能である。

また、各種の情報入手が可能となるよう、必要に応じ情報通信機器の配備等を図ること。

(エ) 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会等を中心に、民生委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動や各種保健・福祉サービス等の提供が行われるよう配慮すること。

シ 法による応急仮設住宅への入居後は、一般的に法による救助を必要とする状況は解消されたと考えられ、法による救助は行われないのが通例であるので、次により、入居者が必要とする一般対策（災害復旧対策等を含む。）が十分に行き渡るよう配慮すること。

(ア) 関係市町村と連携を密にし、応急仮設住宅入居者に対し、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等、各種行政サービスが提供されるよう配慮すること。

(イ) 特に、大規模災害等の後には、心的外傷後ストレス障害（Post traumatic Stress Disorder, PTSD）に対応するため、中長期的な精神保健対策の実施に留意すること。

(ウ) 被災者によっては精神的な打撃のため要望等が顕在化しない事例も予想されることから、民生委員、保健師、その他各種行政相談員の訪問等により積極的な要望の把握に努めること。

(エ) 行政サービスの提供に当たっては、(ウ)のような事例に留意し、通常の場合以上に利用者の便宜を考え、関係者が相互に連絡を取り合い、必要に応じチーム方式で対応する等、関係部局の連携が図られるよう配慮すること。

(オ) 大規模な応急仮設住宅団地には、入居者の日常生活の利便性の向上を図るため、必要に応じ商業施設の設置、路線バスの増・新設等を行うこと。

ス 法による応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであり、経過的な状況にあることを認識し、次の点に留意の上、関係部局とも連携を図り、被災者の恒久住宅への移転を推進・支援し、応急仮設住宅の早期解消に努めること。

(ア) 恒久住宅需要の的確な把握

(イ) 住宅再建に対する支援策の周知徹底

(ウ) 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知

(エ) 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等

(オ) その他住宅等に関する十分な情報の提供等

セ 高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、次により老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する応急仮設住宅（以下、「福祉仮設住宅」という。）を設置できる。

(ア) 福祉仮設住宅は、段差解消のためのスロープの整備及び手すりの設置等に配慮するほか、その他の設備・構造面においても、高齢者、障害者等の安全及び利便に配慮すること。

(イ) 福祉仮設住宅は、老人居宅介護事業等による生活援助員等による支援や居住者の互助が図られ易くするため、生活援助員室や共同利用室を設置できるほか、調理室、風呂、便所等の一部又は全部を共同利用を前提とした設備とすることができる。

(ウ) 福祉仮設住宅は、被災者に提供される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数として差し支えない。

従って、共同で利用する便所、風呂、調理室等の設備は勿論、老人居宅介護等事業等により常駐する生活援助員等の部屋も設置戸数としては数えないこととして差し支えない。

(エ) 福祉仮設住宅の生活援助員は、必要に応じて老人居宅介護等事業等により配置することが予定されており、本法により配置することは予定していないので、次の点について担当部局と十分に連携を図る必要がある。

① 必要に応じて保健福祉施策により生活援助員を配置すること。

② その他、居住者が必要とする保健福祉サービス等が適切に提供される体制を整備すること。

ソ 応急仮設住宅の集会施設は、概ね50戸以上の応急仮設住宅を概ね一つの敷地内に設置した場合に、居住者の集会等に利用するため設置できること。

また、この場合、地域のコミュニティを確保するなど特別な事情等があると認められるときは、厚生労働大臣と協議の上、10戸以上50戸未満で集会等に利用できる小規模な施設を設置できること。

(ア) 概ね一つの敷地内に設置した場合とは、同一敷地内のほか、近接する地域内に設置する場合も含む。

(イ) 1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は厚生労働省と協議して個別に定めること。

(ウ) 光熱水料等の維持管理費は都道府県が負担すること。ただし、市町村が各種サービスの提供に利用するため、その一部又は全部を負担すること、また、利用者の使用に当たっての実費徴収を妨げるものではない。

(エ) 管理運営は原則として都道府県が行うこと。ただし、市町村又は応急仮設住宅入居者による自治会に委託することは差し支えない。

(オ) (ウ) 及び (エ) のただし書きによる場合、関係者の協議により定めること。この際、都道府県は市町村等に過度の負担を課してはならない。

(カ) 応急仮設住宅の集会施設は、次により、応急仮設住宅の一部として設置できることとしている。

① 応急仮設住宅の集会施設は、マンション等の集合住宅の共用施設の如きものと考

え、共同生活型の応急仮設住宅の共用設備と同様に、応急仮設住宅の一部として設けることができることとしたものである。

- ② 応急仮設住宅の一部であるから、通常は基準告示に定める1戸当たりの規模及び設置のため支出できる費用の範囲で対応すべきであるが、50戸以上という比較的大規模な仮設住宅には、これを超えて別に設置できることとしたものである。

タ 法による応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合は、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 応急仮設住宅台帳

(ウ) 応急仮設住宅用敷地賃借契約書

(エ) 応急仮設住宅使用賃借契約書

(オ) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

(カ) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊出しその他による食品の給与

ア 災害が発生したときには、備蓄物資を利用するほか、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して速やかに法による炊出しその他による食品の給与を行うこと。

イ 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によること。ただし、調理等は可能であるが、原材料等を得られないため食物を得られない者に原材料等を提供することは差し支えない。

(ア) 法による炊出しその他による食品の給与は、災害による流通の支障等により食品が得られない、また、住家が被災し炊事ができないなど、金銭の有無に関わらず現に食物を得られない者を対象としていること。

(イ) 災害により食物を得られないという状況が発生したときに行うものであり、経済的な理由で食物を得られない者に対して行うものではないことから、現金給付又は食事券の支給等によることは考えにくい。

① 現金又は食事券等により食事ができるような状態であれば、法による救助を実施しなければならないような社会的な混乱は発生していないか、おさまったなどと考えるのが基本的な考え方として根底にある。

② このような状態にあれば、法による救助の必要はなく、各自が購入すればよく、単に経済的な困窮等に対する給与であれば、法による救助とは性格が異なるので、必要であれば他制度で対応すべきとの考えである。

③ ただし、実際には、災害時に厳格な運用は困難なため、流通機能が回復し、自ら弁当等を購入できる状況であっても、避難所の設置期間中は、被災者が炊事ができない状態であるとして、法による炊出しその他による食品の給与を継続することが運用上通例となっている。

- ウ 炊出しその他による食品の給与をできる期間は次によること。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。
- (ア) 法による炊出しその他による食品の給与が必要な期間が予測できる場合、又は一定期間以上の給与の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が7日を超える場合は、厚生労働大臣と協議して定めること。
- (イ) (ア)により給与期間を定められない場合は、とりあえず法による炊出しその他による食品の給与期間を災害発生の日から7日以内で定めること。
- (ウ) (ア)及び(イ)のいずれの場合も、定められた期間を超えて炊出しその他による食品の給与が必要な場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により給与期間を延長できること。
- ① 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とすること。
- ② その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。
- ③ ①及び②のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。
- エ 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として基準告示に定める額以内とする。
- (ア) 法による炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の額は、日々、個人毎にこの額の範囲内で実施しなければならないということではなく、炊出しその他による食品の給与を実施するために要した総費用を1人1日当たりに割り返して算出した平均額がこの額の範囲内であればよいということであること。
- (イ) (ア)の1人1日当たりの計算に当たっては、原則として、大人も小人も全て1人とし、1食は3分の1日として計算すること。
- (ウ) 市町村長に救助の委任を行った場合は、原則として市町村毎に基準告示に定める額以内で実施することになるが、都道府県全体の平均がこの額以内で実施できる場合は、各市町村間の均衡を失しない範囲で都道府県知事が市町村長に対して基準告示に定める額を超えて支出することを承認して差し支えない。
- オ 法による炊出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費のほか、機械、器具及び備品等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、その他の雑費を含む。
- カ 被災者等に提供されなかった原材料や弁当等の購入費は、法による炊出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用として認めないことを原則としてきたが、大規模災害等、実態把握が困難で、かつ、人心の不安定な混乱期については、被災者の救助に万全を期する観点から、やむを得ない事情のため、被災者に消費されなかったものについても、法による炊出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用として認められることもあるので、厚生労働省と連絡調整を図って実施すること。

【参考】阪神・淡路大震災では、被災者に配布された全てのものが必ずしも消費さ

れたとは限らないこと、また、必要数の把握が極めて困難で、不足をきたすことが騒擾へつながるおそれもあったことから、避難所へ配布したもの等について被災者に提供されたものと見なす取扱いとした。

(注) 従来の取扱いにおいても、例えば他に輸送する手段がなく、一刻を争う状況にあり、航空機等により投下したが、荒天等により誤って海上に落下し紛失したもの等については、例外的に認められる場合があった。

キ 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費については、法による炊出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用として差し支えない。

ク 炊出しその他による食品の給与が長期化したときには次の点に留意の上、食料の質の確保を図ること。

(ア) 長期化に対応し、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。

(イ) 被災者やボランティア等の協力が得られたときには、多様なメニューを用意し、その中から希望に応じたものを給与する方法なども考えられる。

(ウ) 適温食の確保を図る観点から、ボランティア等による炊き出し、集団給食施設の利用による給・配食等、多様な供給方法の確保にも努めること。

(エ) 一定期間経過後は、被災者自らが生活を再開していくという観点、また、メニューの多様化や温かく栄養バランスのとれた食事の確保を図るという観点から、被災者自身による炊事が重要であるので、避難所における炊事場の確保、食材・燃料等の提供、ボランティアの協力や被災者による互助の推進等、被災者による自炊、炊き出しのできる環境づくりに配慮すること。

① 避難所の簡易調理室の整備等については、原則として避難所設置のため支出できる費用による。

② 調理に必要な鍋・包丁等の類は、原則として被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与によることとなるが、共同で利用する器具等の類は、簡易調理室の設備として整備して差し支えない。

③ 法による炊出しその他による食品の給与により必要な原材料等の給与又は調理等に必要な燃料等の提供を行って差し支えない。

④ 単に経済的困窮のためにのみ原材料等を求められない者に対する給与は法の予定するところでないというのが原則であるので、応急救助を超えて、法による炊出しその他による食品の給与は行えないので留意すること。

(オ) 一定期間経過後は、被災地の事業者の営業再開状況を勘案し、順次近辺の事業者等へ供給契約を移行させるなどにより、適温食の確保に配慮すること。

ケ 炊出しその他による食品の給与を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、そのことが著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 炊出しその他による食品給与物品受払簿

(ウ) 炊出し給与状況

- (エ) 炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- (オ) 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

(2) 飲料水の供給

- ア 災害が発生したときには、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して、速やかに法による飲料水の供給を行うこと。
- イ 法による飲料水の供給を実施できる期間は次により定めること。
 - (ア) 法による飲料水の供給が必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の供給の必要性が明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が7日を超える場合は、厚生労働大臣と協議すること。
 - (イ) (ア) により供給期間を定められない場合は、とりあえず法による飲料水の供給期間を災害発生の日から7日以内で定めること。
 - (ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合も、定められた期間を超えて飲料水の供給が必要な場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により供給期間を延長できる。
 - ① 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。
 - ② その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。
 - ③ ①及び②のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。
- ウ 法による飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水に必要な薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とすること。
- エ 都道府県知事は、災害等により緊急に水道水を補給する必要があると認める場合は、水道法第40条の規定に基づき、水道事業者(市町村長等)、又は水道用水供給事業者(一部事務組合等)に供給を命じることができる。
 - (ア) この場合には、供給に要した実費の額が法による飲料水の供給に必要な費用として支出できる。
 - (イ) その他の場合であっても、法による飲料水の供給を実施するために支出できる費用として、水の購入費も認められるが、真にやむを得ないときに購入できるものとしたものであるので、運用に当たっては慎重を期されたい。

特に、市町村が自らの所有する水を購入する費用を計上し、一般会計と特別会計で収支をやりとりするが如きは、特別な理由がない限り認められないので留意すること。

【参考】阪神・淡路大震災では、水道用水供給事業者が被災地を含む一部事務組合であったことから、その購入費について対象とした。

- オ 法による飲料水の供給は、厳密に言えば、飲料水が不足するときに、飲料用の水のみを供給すべきであるが、法による救助として供給した飲料水を飲料用のみに限定して利用させることは現実的には困難であることから、やむを得ない事情にある場合には、次によることとして差し支えない。
 - (ア) 供給した水を飲料用のみに限定して利用させることは實際上困難であり、また、現

実的ではないので、飲料用以外に利用された水も含めて、飲料に適した水の供給全体を法による飲料水の供給として差し支えない。

(イ)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定により供給される生活用水等、他の制度によるべき水の供給は含まない。

カ 法による飲料水の供給を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

(ウ) 飲料水の供給簿

(エ) 飲料水供給のための支払証拠書類

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 配布

ア 災害が発生したときには、備蓄物資等を利用するほか、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、速やかに被災者に対して必要な被服、寝具その他生活必需品を配布すること。

イ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するよう努めること。これにより難いときには厚生労働大臣に協議して延長することを原則とする。

(2) 対象者

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含むことは前述の通り。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものである。

住家の床下浸水等では、一般的に喪失又は毀損は考えられないので、原則として対象としないが、必要な場合は厚生労働省と連絡調整を図り実施すること。

(3) 留意点

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害により日常生活を営むのに最小限必要なものを給与又は貸与し、日常生活に支障をきたさないようにするもので、災害により喪失した物の損害を補償したり、被災に対する見舞品というような性格のものではないことから、次の点に留意して実施すること。

ア 住家の被害が要件を満たしても、別に保管した物があったり、寄贈を受けたりし、必要最小限のものが得られれば、法により給与又は貸与しないこと。

ただし、損害を補償するような性格ではないものの、必要最小限という解釈の余りに厳格な運用は時代の実情にそぐわないこともあるので留意すること。

イ 住家の被害が要件を満たしていない場合でも、例えば船舶の遭難、旅行中の被災等で被害を受け、直ぐには帰来先に戻れないため、当面の被服、寝具その他生活必需品を得ることができないときは、給与又は貸与が必要な場合もある。

【参考】阪神・淡路大震災では、避難所で共同利用した毛布等は特例的に避難所の設置、維持及び管理のため支出できる費用とし、法による被服、寝具その他生活必需品の給与の大半を特例的に応急仮設入居時に避難所で共同利用したものを含まないで行ったことは前述のとおり。

(4) 基準額

ア 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり基準告示に定める額以内とする。

イ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害による損失を補填するものではなく、当面最低限必要なものを給与又は貸与するもので、そのために通常最低限必要な額が定められたものであるので、原則として、給与又は貸与に要する費用の平均額が基準告示に定める額の範囲であればよいということではなく、各々の世帯毎にこの範囲で実施するというものである。

なお、救助を要する期間の長期化等により個々の世帯毎にこれを超える額の給与又は貸与が必要な場合には厚生労働大臣に協議して実施すること。

また、船舶の遭難等により被服、寝具等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して給与又は貸与を行う必要がある場合は、そのために支出できる費用の額等について厚生労働大臣に協議して実施すること。

(5) 時価評価

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に当たって法第41条第3号により事前購入した給与品を払出した場合は、当該地域における時価をもって精算するものとし、評価調書を作成しておくこと。

この場合、特に著しい物価の変動がない限り、毎年度当初に行う時価評価によって行うこととして差し支えない。

また、各世帯毎の支出できる費用の額の算定に当たっては、同一品目で価格の異なる場合、各品目別の平均価格で算定して差し支えない。

(6) 現物支給

ア 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

(ア) 被服、寝具及び身のまわり品

(イ) 日用品

(ウ) 炊事用具及び食器

(エ) 光熱材料

イ 被服、寝具その他の生活必需品の品目としては、地域及び時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、参考までに例示的に示すと、次に掲げるものが考えられる。

(ア) タオルケット・毛布・布団等の寝具

(イ) 洋服上下・子供服等の上着・シャツ・パンツ等の下着

(ウ) タオル・靴下・靴・サンダル・傘等の身の回り品

(エ) 石鹸・歯磨用品・ティッシュペーパー・トイレットペーパー等の日用品

(オ) 炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の調理道具

- (カ) 茶碗・皿・箸等の食器
- (キ) マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の光熱材料
- (ク) 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用器具等の消耗器材

(7) 現金給付は不可

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、炊出しその他による食品の給与と同様の理由で、現物をもって給与又は貸与するものであるから、現金給付は勿論、商品券等の金券により給付を行うことは考えにくい。

なお、義捐金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでないことは勿論である。

(8) 運搬・支給体制

物資供給業者との連携、必要に応じた救援用物資集積基地の設置、交通状況の把握など、生活必需品等の救援用物資を迅速に運搬・支給する体制を早急に整備すること。

この際、都道府県等が調整した物資のほか、義捐物資が大量に搬入されることも予想されるので、調達物資との調整や、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬、配布体制についても併せて検討すること。

(9) 必要な書類

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 物資受払簿
- ウ 物資の給与状況
- エ 物資購入関係支払証拠書類
- オ 備蓄物資払出証拠書類

(注) 法による物資と義捐物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 災害が発生した場合には、必要に応じ速やかに救護班を編成・派遣し、次により、災害のため医療の途を失った者に対して法による医療を実施すること。

(ア) 法による医療は、災害により医療機関が喪失、機能停止、又は当該医療機関の診療可能患者数をはるかに超える患者が発生し、現に医療を必要とし、医療を受けられない者がいるときに、救護班を派遣して行われるものである。

(イ) 簡単な処置等しかできない診療所しかない地域に、複雑な処置等を必要とする重症患者が発生したときも対象として考えられる。

ただし、この場合、救護班による応急的医療と必要な医療が行える医療機関への輸送のみを法による救助の対象とし、その後の医療機関における医療は法による救助としてではなく保険診療等を行うことを原則とする。

(ウ) 医療を必要とする者は、その医療を必要に至った原因は問われない。

即ち災害により障害を受けた場合は勿論、災害とは直接関係のない原因によるものであっても、また、被災者以外の者でも、災害により医療の途を閉ざされた者には等

しく提供されるものである。

従って、災害発生前から継続している疾病等も、災害発生日以降にかかった疾病等も、等しく医療を受けなければならない必要性に変わりはなく、現に、受けられないという者には提供されなければならない。

(エ) 患者の経済的要件も問われない。

法による医療は、災害により医療の途が閉ざされたために行われるものであるから、例え経済的に余裕のある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることには変わりはないことから、金銭の有無にかかわらず現に医療を受けられない者には提供されるものである。

(オ) 被災地における医療であっても、通常の保険診療等が行われている場合、又は行える場合には、通常、法による医療を行う必要はない。

また、災害の混乱時に強いて治療をしなくとも平常時に復してから治療すればよいような疾病については、法の趣旨から原則として対象とならない。

(カ) 法による医療の範囲は、災害時における医療機構の混乱等が回復するまでの空白を一時的に補填する制度であるということに留意し、真に必要やむを得ない医療は十分になされなければならないが、同時に応急的な医療にのみ限定されるものである。

(キ) 法による医療は、いわゆる応急的な診療であって、予防的ないし防疫上の措置は原則として対象とならない。

【参考】阪神・淡路大震災では、医療が十分できるようにならなかった上、避難所生活が相当長期にわたったことから、救護班等が行ったインフルエンザの予防接種等は特例的に法による医療と認めた。

イ 法による医療は、原則として、救護班で対応した応急的な医療とし、重篤な救急患者等については、救護班によりできる限りの応急的な医療を行うこととなるが、救護班で対応できない医療については、速やかに対応可能な病院又は診療所に輸送して対応すること。

この場合、原則として、救護班による応急的な医療及び患者の輸送についてのみが法による救助となるのは前述の通りであり、このうち、輸送に要する費用は、基準告示で定める応急救助のための輸送費として整理すること。

ただし、命に関わるような急迫した事情があり、真にやむを得ない場合には、病院又は診療所において応急的に行う医療に限り、法による医療として行う途も開けている。

この場合、原則として、法による医療と認められる応急的な医療の部分に限り、国民健康保険の診療報酬（次の（注1）及び（注2）の場合は協定料金）の額以内で法による医療のために支出できる費用として認められる。

（注1）病院又は診療所には、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」及び「柔道整復師法」に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。

（注2）医療には施術者が行うことができる範囲の施術を含む。

ウ 法による医療は、被災地の医療機能が混乱又は途絶等から法による医療が必要と判断される場合に、予め編成しておいた救護班等を被災地へ派遣し医療活動を行わせるもの

である。

(ア) 予め編成しておいた救護班では十分な医療が確保できないときには、都道府県立又は市町村立の病院、診療所、日本赤十字社等の医師、薬剤師及び看護師等により救護班を編成すること。

(イ) (ア) により十分な要員の確保が困難な場合は、その他の医療機関等から雇い上げることも差し支えない。

(ウ) (イ) によるその他の医療機関等からの雇い上げが拒否されるなどのため、要員の確保が十分にできない場合には、必要に応じて法第24条の規定による従事命令により、これら雇い上げを拒否する医療機関等から医師、薬剤師及び看護師等を確保することもやむを得ない。

ただし、法第24条の規定による従事命令は強制権によるものであるので、その運用に当たっては、できる限り当該医療機関の理解を得て雇い上げによるように努力するなど、慎重に取り扱われたい。

(エ) 被災都道府県は、自らが編成し得る救護班では十分な救助がなし得ないと判断した場合は、速やかに他の都道府県に対し救護班の派遣要請を行うこと。

行政機関が混乱し、被災都道府県が自ら救護班の派遣要請を行うことができない場合は、速やかに厚生労働省へ連絡し、派遣要請依頼の調整を図ること。

(オ) 被災都道府県以外の都道府県は、次により救護班の応援派遣等について配慮すること。

① 被災都道府県と災害援助協定を締結している都道府県は、被災都道府県の要請に基づき救護班を速やかに派遣すること。また、状況に応じて、災害援助協定に基づき自らの判断により救護班を派遣すること。

② 災害援助協定を締結していない都道府県にあっても、状況に応じて、被災都道府県の要請を待たずに救護班を派遣することも考えられる。

③ 応援派遣される救護班は、初期の医療活動が自己完結的に行えるよう、最低限度の医薬品や医療器材のほか、食料・飲料水、その他の生活必需品等を携行し、必要に応じて野営等もできる装備で被災地入りすること。

(カ) 被災都道府県は、被災地外の都道府県から派遣された救護班を被災地内の医療需要に応じて適正に配置するための受け入れ調整を行うこと。

救護班の受け入れ調整は、地域の実情に詳しい保健所等において実施することが考えられること。

行政機能が混乱し、被災都道府県が自ら救護班の受け入れ調整を行うことができない場合は、速やかに厚生労働省に救護班の受け入れ調整を要請すること。

(キ) 被災地外の都道府県から派遣された救護班は、被災地の都道府県の調整に従い救護班の活動を行うこと。

(ク) 被災都道府県は、自らの判断により単独で被災地入りし、医療活動を行う者に対して、自らの調整の下に活動する救護班となるよう要請すること。

エ 災害が発生した場合、救護班による医療提供を的確に行う上で、被災地における医療施設及び設備の被害状況、診療機能の可否の状況、医薬品及び医療用資器材等の需給状況、交通状況等の情報が不可欠であることから、関係部局と連携を図り、これらの状況を速やかに把握すること。

オ 法による医療は、次の範囲内において行うこと。

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

カ 法による医療を実施できる期間は次により定めること。

- (ア) 法による医療が必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の法による医療の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が14日を超える場合は、厚生労働大臣と協議すること。
- (イ) (ア) により医療を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による医療を実施する期間を災害発生の日から14日以内で定めること。
- (ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合も、定められた期間内に法による医療を終えることができない場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により医療を実施する期間を延長できる。
 - ① 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。
 - ② その他の場合には延長する期間を原則として14日以内で定めること。
 - ③ ①及び②のいずれかの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

キ 法による医療のため支出できる費用は、原則として次による。

- (ア) 法による医療のため支出できる費用は、基準告示において、救護班による場合は、薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とすることと定められていること。

このほか、救護班が使用する消耗品の費用等が考えられるが、これらについては「修繕費等」の「等」に含まれると考えられる。
- (イ) 救護班の一員として、医師、薬剤師、看護師、事務員、運転手等を医療業務に従事させたときの費用については、原則として次により取り扱うこと。
 - ① 地方公共団体に勤務する者は、旅費及び時間外勤務手当等の費用について救助事務費として整理すること。
 - ② 日本赤十字社の職員等については、法第34条の規定により委託費用として日本赤十字社に対して補償すること。
 - ③ 法第24条の規定により従事命令を受けた医師、薬剤師及び看護師等は、同条第5項の規定により、その実費を弁償すること。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は法第29条に基づき扶助金の支給が行われる。
 - ④ その他の者については、応急救助のための賃金職員雇上費で取り扱うこと。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者は、都道府県が雇い上げた通常の賃金職員等の例により取り扱うこととなり、法第29条による扶助金の支給対象とはならない。
- (ウ) 法による医療のため支出できる費用は、病院又は診療所による場合は、国民健康保

除の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内と定められているが、原則として、これらについては、この額以内なら全て認められるということではなく、法の趣旨から、当然、特別な理由があり必要と認められる場合に、法による医療と認められる応急的な医療の部分に限り、この額以内で行うことができるということであるので留意すること。

(エ) 救護所を設置したときの借損料（建物、仮設便所及び間仕切り等の設備、機械、器具並びに備品の使用謝金又は借上料）等は原則として次によること。

① 日本赤十字社の設置する救護所については、「救助又はその応援の実施に関する必要な事項の日本赤十字社に対する委託及びその補償について」（昭和34年8月18日社発第428号厚生省社会局長通知）の記5の（2）により、法第32条の規定に基づく委託が行われ、法第34条により補償すべき費用となっている。

② その他の救護所等については、通常、避難所内に設置され、避難所の設置のため支出できる費用と分ち難いことから、避難所の設置のため支出できる費用として整理されている。

従って、避難所の設置のため支出できる費用と別に救護所の設置のための支出が必要な場合は、事前に厚生労働省に連絡調整して設置すること。

(オ) 救護班以外の者が任意に行った医療活動は、原則として、使用した医薬品衛生材料の実費等についても支出することは認められない。

ただし、任意の医療活動を行うために被災地にいる医師等を近隣の者と解し、法第25条に基づく協力命令により都道府県知事の管理下に医療を行わせた場合は、当然、使用された医薬品衛生材料等の実費は支出できる。

なお、協力命令は、強制力を伴う従事命令と異なり、公用令書等による必要はなく、また、都道府県知事から救助の委任を受けた市町村長の要請で、その調整下に行われた医療も協力命令による救助と解して差し支えない。

(カ) 通院中（在宅医療を含む。）の患者等で、災害のため薬剤等が得られないため、直接生命にかかわるような事態を招く者、又は、日常生活に重大な支障をきたす者に、必要な薬剤、水、電源、機・器材等を給与等した場合、これらの物資の購入・輸送等に要する経費で、他の制度によることができないものについては法による救助として、医療又は応急救助のための輸送費として差し支えない。

ク 救護班の医師は、当初は外科・内科系を中心に編成することとなるが、災害の規模・態様を勘案の上、時間の経過に対応し、必要に応じ適宜精神科の医師を加える等、被災地の医療需要を踏まえた構成として差し支えない。

また、一般的には精神保健対策で実施されるものと考えられるが、災害発生直後の混乱期の応急的な医療として精神保健面から保健師を派遣せざるを得ない事情にある場合は厚生労働省と連絡調整を図ること。

【参考】精神保健についての考え方

阪神・淡路大震災では、震災による精神的ショック、長期避難生活に伴うストレス、将来への不安による不眠や頭痛等のいわゆる心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）の問題が注目され、精神保健面の重要性が認識された。通常、これらは中長期的に精神保健対策で対

応すべきであるが、大規模災害の被災直後の対策として必要で、他で対応できない場合に法による対応も考えられる。

ケ 個々の救護班が長期間にわたる活動を継続することは、個々の救護班に著しい負担を課することとなるので、できる限り短時間での交代ができるよう、その要員の確保に努めるとともに、短期間交代に対応するため、常に円滑な引き継ぎができるよう配慮して実施させること。

コ 救護班により提供される医療は、あくまでも災害によって失われた医療機能を応急的に代替するものであるため、被災地の医療機能が回復し次第、現地の医療機関にその機能を移行させること。

この場合、救護班の撤収に当たっては、現に医療を受けている患者を地元医療機関へ確実に引き継がせること。

サ 法による医療を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

(ア) 救護班

- ① 救助実施記録日計票
- ② 医薬品衛生材料受払簿
- ③ 救護班活動状況

(イ) 都道府県又は委任を受けた市町村

- ① 救助実施記録日計票
- ② 医薬品衛生材料受払簿
- ③ 救護班活動状況（写）
- ④ 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- ⑤ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

【DMAT（災害派遣医療チーム）による災害医療活動について】

日本DMAT活動要領、都道府県DMAT運用計画等に基づき被災地に派遣されるDMATにかかる費用については、災害救助法が適用され、かつ以下の要件を満たした場合に、法による医療として費用支弁を行うものとする。

- 1) 都道府県とDMAT指定医療機関の間で締結された事前協定に基づくこと。
- 2) 被災都道府県の要請に基づき、DMAT派遣が行われていること。
- 3) 災害救助法が適用された市町村で救護活動を行うこと。

費用の支弁は、都道府県と医療機関との事前の協定、業務計画に基づくものとし、国庫負担の対象となる費用は、原則として次による。

- ① 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
- ② 救助のための輸送費及び賃金職員等の雇上費

(2) 助産

法による助産については、原則として概ね法による医療の例に準じて取り扱われることとなるが、医療とは若干異なる点もあるので、次の点に留意して取り扱うこと。

ア 災害が発生した場合には、必要に応じ速やかに救護班を編成・派遣し、次により、災害のため助産の途を失った者に対して法による助産を実施すること。

イ 法による助産を実施できる期間は次により定めること。

(ア) 法による助産が必要な期間等が予測できる場合、又は、一定期間以上の助産の必要性が明らかな場合等は、その期間によること。ただし、災害発生の日以前又は以後の7日を超えた分べんを対象とし、分べんした日から7日を超えて実施する場合は、厚生労働大臣と協議すること。

(イ) (ア) により助産を実施する期間等を定められない場合は、とりあえずそれぞれの期間を7日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合も、定められた分べん日又は期間内に法による助産を終えることができない場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により法による助産を実施する期間を延長できる。

① 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

② その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

③ ①及び②のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

ウ 法による助産は、分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、ガーゼ、脱脂綿、その他の衛生材料等の支給の範囲内において行うこと。

エ 法による助産のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

オ 法による助産を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 衛生材料等受払簿

(ウ) 助産台帳

(エ) 助産関係支出証拠書類

(注) 救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。

5 救出及び死体の搜索

(1) 災害にかかった者の救出

ア 災害が発生したときには、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに搜索し、救出すること。

(ア) 災害のために、現に生命身体が危険な状態とは、必ずしも災害が直接的な原因となっていることは要しないし、また、その原因も不可抗力か本人の過失かなども問われない。

(注) 災害にかかった者とは、厳密には災害を原因とする者のみとも解せられるが、生命等に係わる問題で厳密な運用を行うことは必ずしも適切ではないので、通常、(ア) により運用している。

(イ) 現に生命身体が危険な状態とは、客観的に明らかに危険な状態にあり、早急に救い出さなければならない状態におかれているような場合をいう。

(ウ) 生死不明の状態とは、生死が判明しない者をいい、行方不明であるが死亡が明らかでない者或いは死亡が客観的に推定される者については、後述の死体の搜索として行うこととしている。

なお、一般的な救出の期間である3日間経過後は、明らかに生存している者を除き、死体の搜索として取り扱うことが通例である。

ただし、明らかに生存している者がいる場合については、厚生労働大臣に協議の上、救出期間を延長できること。

また、法による災害にかかった者の救出も死体の搜索も、整理上の問題であり、実施する内容等は、基本的に何ら変わらない。

(エ) いわゆる通常の避難は、法による災害にかかった者の救出には当たらない。

(オ) 法による災害にかかった者の救出は、人の救出だけに限定される。

財産はもとより、救出される者が大切にしている愛玩具、動物等についても、原則として対象とはならない。

ただし、ともに救出しなければ、本人の救出に支障がある場合又は本人の精神に重大な支障をきたすおそれのある場合で、被災者全体の救出に特に支障がないときに、本人以外のものの救出又は運搬を妨げるものではない。

イ 法による災害にかかった者の救出を実施できる期間は原則として3日以内とする。災害のため生命又は身体が危険な状態にあるような者などの搜索又は救出は、最も緊急を要する救助であるから、3日以内で終了するよう努めなければならない。

(ア) 3日を経過した時点で、生存が明らかであるにも関わらず救出ができないときには、厚生労働大臣と協議の上、救出を実施する期間を延長できる。

(イ) 3日を経過した時点で、生死不明となっているときには、原則として法による死体の搜索に切り替えて実施すること。

この取扱いは、単に事務上の整理として災害にかかった者の救出から死体の搜索に切り替えて整理しておけば良いというもので、遺族の心情等を勘案し、改めて切り替える旨を公表する必要はないので留意すること。

なお、法による災害にかかった者の救出も死体の搜索も、救助の程度及び方法等についてなんら差異はないことは前述のとおりである。

(ウ) 救助種類の変更については公表せざるを得ない場合で、遺族等の心情から死体の搜索に切り替えることができないときには、厚生労働大臣に協議の上、法による災害にかかった者の救出として継続することもやむを得ない。

ウ 法による災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。

(ア) 法による災害にかかった者の救出は、その性格から、人命の救助に必要であれば、真に必要なやむを得ない経費は額の限度もなく、様々な方法によるべきである。

(イ) 法による災害にかかった者の救出のために支出できる費用は、特に額の限度が定められていないが、公費の支出という観点から、できる限り適正な程度及び方法で実施しなければならないが、例えば、正当な報酬等の範囲内で救助に協力しないような者がい

たときには、法第24条又は第26条の規定により強制権を発動する等の措置により、正当な価格の維持に努めることなども検討すべきである。

エ 法による災害にかかった者の救出に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを保存しておくこと。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- (ウ) 被災者救出状況記録簿
- (エ) 被災者救出用関係支出証拠書類

(2) 死体の捜索

法による死体の捜索については、原則として概ね法による災害にかかった者の救出の例に準じて取り扱われることとなるが、災害にかかった者の救出とは若干異なる点もあるので、次の点に留意して取り扱うこと。

ア 災害が発生したときには、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して、速やかに捜索を行うこと。

イ 法による死体の捜索を実施できる期間は次により定めること。

(ア) 法による死体の捜索に必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の捜索の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が10日を超える場合は、厚生労働大臣と協議すること。

(イ) (ア)により死体の捜索を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による死体の捜索を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

(ウ) (ア)及び(イ)のいずれの場合も、定められた期間内に法による死体の捜索を終えることができない場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により法による死体の捜索を実施する期間を延長できる。

- ① 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。
- ② その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。
- ③ ①及び②のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

ウ 法による死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。

法による死体の捜索も、法による災害にかかった者の救出同様、遺体を回収するために必要であれば、真に必要やむを得ない経費は額の限度もなく、様々な方法によることができるが、公費の支出という観点から、できる限り適正な程度及び方法で実施しなければならないことは、災害にかかった者の救出と同様である。

エ 法による死体の捜索に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 捜索用機械器具燃料受払簿
- (ウ) 死体の捜索状況記録簿

(エ) 死体捜索用関係支出証拠書類

6 住宅の応急修理

(1) 応急修理の実施

災害が発生したときには、必要に応じて建設事業者団体等の協力を得て、速やかに法による住宅の応急修理が必要な住宅の応急修理を行うこと。

また、円滑に応急修理を実施するため、実施要領（別添2「(災害名)における住宅の応急修理実施要領(例)」参照）を定めるとともに、あらかじめ応急修理を実施する事業者を指定しておく等手続きの簡素化を図りたい。

法による住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するよう努めることとなっているが、災害の規模や被災地の実態等によっては、1月以上実施に要する事例もあることから、予め、事態等に即した必要な期間を厚生労働大臣と協議の上、実施期間の延長を行うこと。

【参考】

- ・平成19年(2007年)能登半島地震においては、被災地は、産業基盤が他の地域に比較して低位にある半島振興対策実施地域として指定されており(半島振興法)、実際に修理業者が不足しており、また、他都市からの修理業者の応援等についても、半島地域であることからそれほど多くは見込めないため、3月25日から7月25日迄の期間の延長を予め特別基準として対応した。

(2) 対象者

法による住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、必要最小限の修理を行うものである。また、実施に当たっては、応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれる場合であって、かつ、応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借り上げを含む)を利用しない場合が対象となる。

ア 法による住宅の応急修理は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないので、日常生活に不可欠な部分の一時的な修理のみを対象とする。

イ 住家が半壊等の被害を受けていても、残存した部分において差し当たりの生活に支障がないときは、法による住宅の応急修理の対象とはならない。

ウ 自らの資力では住宅の応急修理ができない者の所得要件は、新潟県中越地震以降、弾力的な運用を行っている。

エ 法による住宅の応急修理は、直接災害により住家に被害を受けたもののみを対象とすることを原則としているが、これは災害以外の理由によるものは、その原因者による賠償等で対応されるのが原則であるからである。

従って、地震等により引き起こされた火災や地滑り等の二次災害、消火活動の破壊消防による損壊等は対象となり、その他、真にやむを得ない事情がある場合には、厚生労

働大臣と協議の上、実施できることとされている。

オ 全壊又は全焼等の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、法による住宅の応急修理の対象とはならないものであること。

ただし、全壊等であっても修理すれば居住することが可能なら、厚生労働大臣と協議のうえ、住宅の応急修理の対象とすることが可能となっている。

カ 借家等の取扱いについては次によること。

(ア) 借家等は、通常はその所有者が修理を行うものである。

(イ) 借家等の所有者は、自らの資力をもって応急修理をできるだけ相当額の貯金又は不動産がなく、応急修理をできるだけの一時的な借金ができないとは考えにくい、住宅の修理は前述の通り住宅の再建又は住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家等であっても、所有者が修理を行わず、また、居住者の資力をもってしては修理できないため、現に居住する場所がない場合は、応急修理を行って差し支えない。

(ウ) この場合、住宅所有者に行うものでないことから、そこに居住する世帯の数により行って差し支えない。

1人の者が複数の借家等を所有する場合、通常は所有者に修理する資力がないとは考え難いが、現に所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理し難い場合は、そこに生活する世帯が複数であれば、それぞれの世帯単位（ただし、2世帯以上で通常の1戸の住宅に居住していた場合は、原則として1戸とすること。）に、その支出できる費用の額以内で行って差し支えない。

(3) 基準額

法による住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

この基準告示に定める額を超える場合として特別基準の設定を認めたケースは、次の2つの要件をいずれも満たした災害である。

① 冬季又は冬季直前の時期であること。

② 特別豪雪地帯又は冬季の気温が摂氏マイナス10度以下の環境になる地域であって、寒さ対策として二重ガラスの設置など特別の配慮が必要であること。

なお、応急修理の範囲を示せば以下のとおりある。

- ・屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- ・ドア、窓等の開口部の応急修理
- ・上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- ・衛生設備の応急修理

ア 法による住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものである。

従って、大工、左官等の工事関係者を法第24条の規定による従事命令によって従事させたときにおいては、これら従事者の実費弁償の額についても、住宅の応急修理のために支出できる費用の額に含まれるものである。

イ 法による応急修理の基準告示の額は、日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分の修理にかかる費用として設定したものである。

従って、各世帯ごとに基準告示の額の範囲内で修理するものであり、いわゆるプール計算（世帯によって、その費用が限度額を超えることがあっても、1世帯当たりの平均金額が限度額内であればよいとする制度）は、原則認められない。

しかしながら、世帯の規模、居住者の身体の状態等によって、この原則を貫くことが必ずしも適当でないときもあることから、全体の平均額が修理のため支出できる費用の額以内で実施できる限りにおいて、都道府県知事が合理的な理由に基づく方針を定め、これを超える修理を認めて差し支えない。

ただし、法による住宅の応急修理のため支出できる費用の額を超えた修理を認める場合、修理の程度について公平性を欠くことのないよう留意して認定すること。また、この場合の認定は都道府県知事が行うこととし、市町村長に救助の委任をすることはできない。

ウ 全体の平均額が修理のため支出できる費用の額以内では十分な応急修理が実施できないときには、厚生労働大臣に協議すること。

ただし、法による住宅の応急修理は、住宅の現状復旧は勿論、災害による住宅の損害をある程度でも補填するような性格は全くなく、日常生活に不可欠な部分の一時的な修理であることに厳に留意し、被災者が起居するために最低限必要な応急的な修理の範囲内に留めること。

エ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、1世帯当たりの額以内とすることを原則とする。

（４）必要な書類

法による住宅の応急修理に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

- （ア） 救助実施記録日計票
- （イ） 住宅の応急修理記録簿
- （ウ） 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- （エ） 住宅の応急修理関係支払証拠書類

7 学用品の給与

（１）速やかな給与

災害が発生した場合には、教育委員会、学校等の協力を得て、速やかに被災状況を確認し、被災児童に対して必要な学用品の給与を行うこと。

ア 法による学用品の給与に当たっては、教育委員会、学校等の協力を得て、学籍簿や被災者名簿等により、被害別、学年別給与人員を正確に把握し、これらを集計して配分計画表を作成するなどし、計画的に行うこと。

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なること、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

イ 法による学用品の給与は、災害発生の日から、教科書については1カ月以内、その他

の学用品については15日以内に完了するよう努めること。これにより難いときには厚生労働大臣に協議して延長することを原則とする。

(2) 対象者

法による学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ）に対して行うことを原則とする。

ア 法による学用品の給与は、災害により義務教育等の遅滞を防止するものであるから、幼稚園、専門学校及び大学等に就学中の者は原則として対象としないこととし、特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部は対象としている。

イ 法による学用品の給与については、災害のため住家等に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、流通機構等の一時的な混乱により、資力の有無にかかわらず、これらの学用品をただちに入手することができない小学校児童、中学校生徒又は高等学校等生徒に対して必要最低限の学用品を給与し、これらの者の就学の便を図るものである。

ウ 法による学用品の給与は、居住する住家が、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受け、学用品を喪失又は毀損した児童生徒に対して行うことを原則とするが、通学途中又は学校等で被災した場合であっても、都道府県知事が必要と認めたとときに限り給与して差し支えない。

ただし、この場合の判断に当たっては、市町村長から状況報告等を受けることは差し支えないが、認定については市町村長に委任できない。

エ 被災後に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない（特に必要性が認められる場合は、厚生労働大臣に協議して給与すること）。

オ 法による学用品の給与は、原則として、一律に給与すべきではなく、実際に使用するものを喪失又は毀損した場合に最低限必要な量を支給すること。

特に、学校等に実務の協力を得て行うときには、関係者の法の趣旨に対する理解を十分に得て、一律に給与などが行われないう周知すること。

カ 対象となる公・私立諸学校があるが、支給漏れの無いように十分都道府県及び市町村で連携をとること。

キ 長期休み期間中等に災害が発生した場合、支給調査が困難になることが思慮されるが、始業に極力影響の出ないように配慮すること。

(3) 対象品目

法による学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

なお、法による学用品の給与として支給できる学用品は、被災状況、程度及び当該地域の実情に応じて個々に定めて差し支えないこととされている。

- ア 教科書
教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材
- イ 文房具
ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具
- ウ 通学用品
傘、靴、長靴等の通学用品
- エ その他の学用品
運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、ピアノカ、工作用具、裁縫用具等

(4) 基準額

法による学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

- ア 教科書代として、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費とする。

学校法人の設置する学校が使用している教材は公立学校の例による。

なお、教科書以外の教材とは、当該学校において、有効適切なものとして使用している教科書に準ずるもの又はワークブック等に類するもので、辞書、図鑑等の類は、原則として含まれない。

- イ 文房具、通学用品及びその他学用品費は、基準告示に定める額以内とする。
 - (ア) 文房具及び通学用品費として支出できる費用の額は、当面の就学通常最低限必要なものを積算して定めたものであるため、給与に要した費用の平均額がこの額の範囲であればよいということではなく、個人毎にこの額の範囲で実施することを原則とする。
 - 従って、救助を要する期間の長期化等により、この額を超えた給与が必要な場合には、厚生労働大臣に協議して実施すること。
 - (イ) 小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒の判定の時点は災害発生の日とするが、災害が入進学時に発生し、既に個人が現に所有している入進学後の学用品に被害を受けたようなときには、個々の実情に応じ、それぞれ小学校児童、中学校生徒又は高等学校等生徒に準じて取り扱って差し支えない。
- ウ 同一品目で価格の異なる場合は、平均価格をもって精算しても差し支えない。

(5) 必要な書類

法による学用品の給与に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 学用品の給与状況
- ウ 学用品購入関係支払証拠書類
- エ 備蓄物資払出証拠書類

8 埋葬

(1) 速やかな実施

災害が発生したときには、直ちに地元火葬場の被害状況を調査し、火葬場の処理能力を

把握し、法による埋葬が必要な遺体について速やかに埋葬すること。

- ア 速やかな埋葬を希望する遺族に対し、必要に応じて埋葬のための相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送等の広域的な情報を的確に提供すること。
- イ 地元火葬場が被災したときには、広域的な火葬ができるよう、遺体の搬送のための車両、ドライアイス、棺、骨壺等の確保、ヘリコプターを活用した広域的搬送体制等について検討すること。
- ウ 火葬場の被災等により地元での火葬が困難なときは、速やかに他の都道府県に応援を要請し、これらの協力を得るなどし、法による埋葬を円滑に行うこと。

(2) 留意点

災害発生直後の混乱期に遺体が発見されたときには、遺族等の関係者に遺体を引き渡すことが原則であり、遺族等が埋葬をできない場合、又は遺族等に引き渡しをできない場合などに法による埋葬を行うものであるので留意すること。

- ア 法による埋葬は、災害時の混乱期による応急的な仮葬であるが、遺族の心情を察し、できるだけ丁寧な埋葬を行うこと。
- イ 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何を問わない。
 - (ア) 直接災害のため傷病を受け、亡くなった者に限らない。
 - (イ) その他の病気等でたまたま災害時に亡くなった者に対しても法による埋葬を実施して差し支えない。
 - (ウ) 災害発生以前に死亡した者であっても、埋葬が行われていない遺体については、同様に取り扱って差し支えない。
- ウ 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検死規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬を行わないこと。

なお、警察官が発見した遺体又は警察官に届け出がなされた遺体であっても、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行って差し支えない。

- エ 法による埋葬は、災害の際に亡くなった者に対し、遺族がいないか、遺族がいても、災害による混乱期等のため、資力の有無にかかわらずその遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものである。

なお、埋葬が困難な場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。

- (ア) 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、これらを行うことが困難であるとき。
 - (イ) 火葬場等が被災するなどして使用できないなど、個人ではこれらを行うことが困難であるとき。
 - (ウ) 流通機構等の混乱のために、資力の有無にかかわらず、棺、骨壺、その他の必要な物資等が入手できないとき。
 - (エ) 埋葬を行う遺族がいないか、いても老齢、幼少、傷病等のためこれらを行うことができないとき。
- オ 法による埋葬を外国人に対して行うことも差し支えないが、火葬を行うことに問題が生じる国があるなど、風俗・習慣・宗教等の違いから問題が生じるおそれがあることか

ら、できる限りこれらについて配慮すること。

(3) 期間

法による埋葬ができる期間は次により定めること。

ア 法による埋葬に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の埋葬に要する期間が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が10日を超える場合は、厚生労働大臣と協議すること。

イ アにより埋葬を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による埋葬を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて法による埋葬が必要な場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により埋葬を実施する期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

(ウ) 更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 支給範囲

法による埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給すること。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨壺及び骨箱

(5) 基準額

法による埋葬のため支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

ア 基準告示に定める額は、棺及びその付属品等の最小限必要な物品を揃え、最小限必要な埋葬又は火葬等の措置を行える額により設定されている。

従って、法による埋葬のため支出できる費用は、平均額が基準告示に定める額の範囲であればよいということではなく、原則として、個々の遺体についてこの額の範囲で実施するという考え方である。

イ 法による埋葬の程度は、災害による一時的混乱時期に行うものであって、いわば応急的な仮葬であり、正式の葬祭ではない。

ただし、災害発生から一定期間を経て、一定の体制が確保できた段階で、基準告示に定める額以内で、その地域における最低限の葬祭と認められる範囲の葬祭を仮葬として実施することを認めないとする趣旨ではない。

ウ 供花代、酒代等は、非常時の混乱したときに行われる仮葬に必ずしも必要なものとは言い難いので、法による埋葬の費用として考えていない。

ただし、その地域において最低限必要なものを、基準告示に定める額以内で行うことを認めないとする趣旨ではない。

エ 埋葬の際の通常の人件費及び輸送費相当は、基準告示に定める額に含まれている。

ただし、当該市町村の火葬場が被災により使用できなくなった場合及び他の市町村に運んで遺体の一時保存を行わなければならないなどの特殊な事情にあり、別途、賃金職員等雇上費又は輸送費が特に必要となった場合には、事前に厚生労働大臣に協議の上、特別基準を設定して、支出すること。

オ 葬祭等を実施するゆとりのないときであっても、遺族等の心情を斟酌し、遺体の取扱いにあってはできる限り丁重に取り扱うこと。

(6) 現物支給

埋葬は、いわゆる土葬であっても、火葬であっても差し支えないが、制度の性格から、救助の実施機関である都道府県又は市町村が現物支給することを原則とする。

ア 現物支給を原則としているので、救助の実施機関である都道府県又は市町村が火葬、土葬又は納骨等の役務提供までを含めて行うことも差し支えない。

イ 現物支給を原則としているが、制度の趣旨から、棺、骨壺等を支給することにより、遺族等が埋葬を行えるのであれば、これらの支給のみで済ませることも差し支えない。

ウ 特別な事情があり、原則として第三者により埋葬が行われたときに、例外的にその実費（基準告示に定められた額を支給するものではなく、実際に支出された実費とするので留意すること。）を、基準告示に定める埋葬のため支出できる費用の額以内で支出して差し支えない。

(7) 法適用市町村以外での埋葬

法による救助が適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合は、次により措置すること。

ア 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地の都道府県知事が統括する市町村である場合は、当該市町村長は、直ちに救助の適用市町村長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては当該都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、当該市町村長が法による埋葬を行うものとし、これに要する費用については都道府県が支弁すること。

イ 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地以外の都道府県知事の統括する地域の市町村である場合は、当該市町村長は、前号の例により措置することとし、それに要する費用については、当該市町村を包括する都道府県知事が支弁すること。

この場合の埋葬は、救助の行われた地の都道府県知事に対する救助の応援として取り扱い、当該都道府県は、その支弁した費用について、法第35条の規定により、救助の行われた地の都道府県に対して求償することができる。

(8) 災害以外の遺体の取扱い

法による救助の適用市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合においては、当該市町村長が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の定めるところにしたがって、その遺体を措置すること。

当該措置後において、当該救助の実施期間内にその遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合に限り法による救助の実施とみなして取り扱い、それに要した費用については前述の例により取り扱って差し支えない。

(9) 必要な書類

法による埋葬を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

ア 救助実施記録日計票

- イ 埋葬台帳
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類

9 死体の処理

(1) 死体処理の実施

災害が発生したときには、速やかに遺体を一時的に収容するための遺体の収容場所、遺体搬送のための車両等、遺体保存のためのドライアイス等を確保するとともに、遺体の検案について警察との連携を密にし、検案担当医師を遺体安置所に集中的に配置する等、検案体制の整備を図り、効率的に検案を行うこと。災害発生直後の混乱期に遺体が発見された場合は、原則として、次により必要に応じて法による死体の処理を行い、遺族等の関係者に遺体を引き渡すこと。

ア 遺体識別のため、また、遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原形を止めない程度に変形した遺体がある程度まで修復しなければならないことなどから、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置等を行うものである。

イ 遺体の身元を識別するため、また、遺族への引き渡し又は埋葬までに時間を要する場合に放置したままにできないなどのことから、法による死体の処理として、遺体の一時保存を行うものである。

ウ 医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は医師の診療中の患者が最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき医学的検査をなさなければならないことから、法による死体の処理として、検案を行うものである。

エ 災害発生直後の混乱期であっても、遺体の取扱いに当たっては、遺族の心情を察し、できるだけ丁寧に扱うこと。

オ 遺体の検案は原則として救護班が行うこと。ただし、救護班によることができない場合は他の医師により検案を行って差し支えない。

カ 法による死体の処理は、災害の混乱期に行うものであるから、その死因及び場所の如何を問わないことは、埋葬等の場合と同じである。

(2) 犯罪等の疑いのある場合

死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検死規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、ただちに警察署に届けることとし、法による死体の処理は行わないことは埋葬の場合と同じである。

また、同様に、警察官が発見した遺体又は警察官に届け出がなされた遺体であっても、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡されたときには、必要に応じて遺体の一時保存等、法による死体の処理を行って差し支えない。

(3) 期間

法による死体の処理ができる期間は次により定めることとする。

ア 法による死体の処理に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上、遺体の処理に要する期間が必要であることが明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が10日を超える場合は、厚生労働大臣と協議すること。

イ アにより死体の処理を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による死体の処理を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に遺体の処理を終えることができない場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により遺体の処理を実施する期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 基準額

法による死体の処理のため支出できる費用は、次によること。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり基準告示に定める額以内とする。

イ 基準告示に定める額は、最小限必要な措置を行える額により設定されているので、これらに要する総費用の平均額がこの額の範囲内であればよいということではなく、個々の遺体についてこの額の範囲で実施するという考え方である。

ウ 遺体の一時保存のため支出できる費用は、既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合はこれらに要する費用の平均額で1体当たり基準告示に定める額以内とし、ドライアイス等が必要な場合は、各々、当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案については、別途、賃金職員等雇上費又は輸送費が認められるが、遺体の一時保存のための通常の人件費及び輸送費は、基準告示に定める既存の建物を利用できない場合の遺体の一時保存のための費用に含まれている。

従って、他の市町村に運んで遺体の一時保存を行わなければならない特殊な事情にある場合などには、厚生労働大臣に協議して別途賃金職員等雇上費又は輸送費として支出する。

(5) 法適用以外の市町村の場合

法による救助の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合、又は当該災害によるものであると推定できない場合のいずれの場合についても埋葬の例によること。

(6) 必要な書類

法による死体の処理を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

ア 救助実施記録日計票

イ 死体処理台帳

ウ 死体処理費支出関係証拠書類

10 障害物の除去

(1) 実施

災害が発生したときには、法による災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（以下、「障害物の除去」という。）が必要な住宅に対して、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、速やかにこれらの除去を行うこと。

特に、障害物の除去の対象者については、自らの資力をもってしては、障害物の除去を実施し得ない者をその対象としているところであるので、できる限り適正な判断をするとともに、対象者の判断に時間をとられることなく迅速な障害物の除去を行うこと。

法による障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するよう努めること。これにより難しいときには厚生労働大臣に事前に協議すること。

(2) 対象者

ア 法による障害物の除去は、住家の一部又は全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者に対して行うものである。

(ア) 法による障害物の除去は、災害により受けた被害を補償するものではなく、障害物のために日常生活を営むのに支障をきたす場合に、応急的に最低限必要な場所を確保するため行うものであるから、居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所を対象とし、物置や倉庫等は対象とならない。

また、住家の一部に障害物が運び込まれても、日常生活を営むのに最低限必要な場所を確保できている場合や、他に被害の少ない建物を所有し、日常生活を営むのに心配のない場合には実施する必要はない。

(イ) 法による障害物の除去の程度は、被災前の状態に戻す、いわゆる現状復旧を目的とするものではないので、主要な障害物を除去すれば一応は目的を達せられ、その後の室内の清掃等は、通常、居住者によってなされることとしているので、法による障害物の除去には含まないことを原則とする。

(ウ) 自らの資力では障害物の除去ができない者には、相当額の貯金又は不動産等がある者や障害物の除去のための一時的な借金ができるような者は原則として含まないことは他の救助の場合と同様である。

(エ) 障害物の除去は、当該災害によって住家が直接被害を受けた場合を想定しているが、法の適用以前の浸水、火災時の破壊消防等によるものであっても、現に障害物の除去を必要とし、自らの資力では実施できない者については、対象として差し支えない。

(オ) 障害物の除去の対象は、この制度の趣旨から、全焼、全壊及び流失の住家や、床下浸水の住家には実施する意味がないことから、半焼、半壊又は床上浸水の住家とする。

また、制度の趣旨から、住家が半焼、半壊又は床上浸水したからといって、必ず行わなければならないものではない。

(カ) 障害物の除去は、住宅の応急修理と同様の理由で、そこに居住していた世帯に対して行うものであり、自らの所有する住家か、借家等かを問わないことは他の救助（応急仮設住宅及び住宅の応急修理）の場合と同様である。

イ 法による障害物の除去において、平年に比して積雪量が多く、若しくは短期間に集中的な降雪があり、これを放置すれば、住家の倒壊等により、多数の者の生命又は身体に

危害を受けるおそれが生じた場合であって、自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない者に対しては、住家の除雪（雪下ろし等）の実施が可能である。除雪を行うにあたっては、日常生活に支障がない範囲内で実施するものであり、事前に厚生労働大臣と協議の上、承認を得て行うこと。

また、雪害に対する除雪に際しての空き家等の取扱いについては、空き家等の管理者が除雪を行わないことにより倒壊して、隣接している住家に被害が生じるおそれがある場合など、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるときは、住家の除雪（雪下ろし等）の対象に含めることは可能である。

なお、豪雪災害における除雪においては、特別基準を設置して除雪の実施期間を延長するだけでなく、その他の風水害や地震と異なり長期間継続する自然災害であるという特殊性を踏まえ、一度除雪が完了して実施期間を延長しなかったとしても、再び除雪の必要性が発生した時点で、除雪の実施を再開することが可能である。

（３）期間

法による障害物の除去を実施できる期間は次により定めること。

ア 障害物の除去に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の障害物の除去が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が10日を超える場合は、厚生労働大臣と協議すること。

イ アにより障害物の除去を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による障害物の除去を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に法による障害物の除去を完了できない場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により障害物の除去を実施する期間を延長できる。

（ア）延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

（イ）その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

（ウ）（ア）及び（イ）のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

（４）基準額

法による障害物の除去のため支出できる費用は、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、並びに輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり基準告示に定める額以内とする。

ア 1世帯当たりの障害物の除去のため支出できる費用は、1世帯当たりの平均を示したものである。

イ 特別な事情があり、全体の平均が、法による1世帯当たり障害物の除去のため支出できる費用の額以内で対応できない場合は、事前に厚生労働大臣に協議すること。

ただし、法による障害物の除去は、（２）のイのとおり、被災前の状態に戻すいわゆる現状復旧は勿論、災害による住宅の損害を補填するような性格は全くないので、原則として、その場所は被災者が起居する日常生活に不可欠な最低限必要な場所に、また、その程度は主要な障害物を除去することと定めること。

ウ 法による障害物の除去のため支出できる費用は、機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費、並びに工事等事務費等一切の経費を含むものである。

従って、工事関係者を法第24条の規定による従事命令によって従事させた場合の従業者の実費弁償の額については、障害物の除去のため支出できる費用の額に含まれるものであることは住宅の応急修理の場合と同様である。

エ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合における障害物の除去は、1世帯当たりの障害物の除去のため支出できる費用の額以内とすることは住宅の応急修理の場合と同様である。

（5）留意点

法による障害物の除去については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、都市災害復旧事業等、関連施策に留意して実施すること。

ア 法による障害物の除去は、通常、住家内を対象としているが、原則として敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、また、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものは、実施して差し支えない。

ただし、道路又は河川等、管理責任者がいる場合は、それら管理責任者が実施すべきで、通常、他の制度により実施ができるときには他法他施策を優先させることとなるので、法による救助の対象とならないのが通例である。

イ 災害による発生したごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により除去されることとされているが、同法による除去は公衆衛生の維持向上を目的とし、敷地内は占有者等が行うこととされているため、これらのものが日常生活に支障をきたす場合、又は、身体・生命に危険を及ぼす場合等には、通常、敷地内からの搬出に限り、法による障害物の除去の対象となる。

【参考】阪神・淡路大震災では、廃棄物の処理として、がれきの収集・運搬等に加え、特例的に損壊した家屋等の解体についても公費で措置することなどとし、敷地内のがれき等についても措置されたため、法による障害物の除去として敷地内の建物のがれき処理等は行われなかった。

（6）必要な書類

法による障害物の除去を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

ア 救助実施記録日計票

イ 障害物除去の状況

ウ 障害物除去支出関係証拠書類

11 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

（1）法による輸送の例

法による応急救助を実施するために必要な輸送としては、次に掲げるものが考えられる。

しかし、災害はその規模・態様が様々であることから、次に掲げる場合に、ここでいう輸送を必ず行わなければならないものではなく、また、次に掲げる場合以外であっても、十分な救助がなし難い場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て、これを行うことができ

る。

ア 被災者の避難のための輸送

(ア) 被災者の避難のための輸送には、避難者自身を避難させるための輸送と、被災者を誘導するための要員、資材等の輸送が考えられる。

(イ) 法による救助として実施する輸送は、被災者の生命の安全を図るための輸送に限られる。

従って、5の(1)のアの(オ)の救出の場合と同様、ペット、家畜、家財道具等の運搬は対象とならない。

しかしながら、これらの運搬を行わなければ本人の避難等に支障がある場合に、被災者全体の避難に支障をきたさない範囲で、併せて実施することを禁じるものではない。

(ウ) 被災者の避難のために必要な要員及び資材等の輸送の費用であるが、避難所設置のための要員及び資材の輸送は、避難所を設置するための経費に含まれているので、特別な場合を除き、ここでいう輸送として支出しないこと。

特別な場合とは、離島のため空輸等が必要な場合、交通が著しく混乱し通常の方法での確保が極めて困難な場合等が考えられる。

(エ) 堤防決壊防止のための資材等の運搬等、災害予防及び被害拡大防止のための費用は、その効果が避難と同一効果をもたらすものであっても、法による救助ではなく、他の制度により費用を負担すべきものであるため、ここでいう輸送に当たらない。

ただし、法による救助のために運搬した資材等を、緊急やむを得ない場合に、これら経費について他制度等で負担することを前提とし、これを利用させることを妨げるものではない。

(オ) 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の行った被災者の輸送等については、特別な事情がない限り、それぞれの業務として考えられ、それぞれが負担するのが通常であるから、原則としてここでいう輸送には当たらないこと。

ただし、法による救助の一環としてそれぞれの業務を超える範囲の救助に要した経費を求償されることはあるので、自衛隊等に派遣要請等を行い、救助に要した経費を求償された場合は、厚生労働省と連絡調整を図ること。

(カ) 輸送の対象となる避難は、原則として次のような場合の避難であって、市町村長の指示等に従って行われた避難とする。従って、市町村長の指示等に従わずに、住民等が勝手に避難した場合の輸送は、原則として、ここでいう輸送には当たらない。

① 都道府県知事、市町村長又は警察官等により避難命令(勧告)等が発せられた場合の避難。

② 緊急時のために都道府県知事、市町村長又は警察官等による避難命令等が発せられる暇がなかったが、客観的にみて当然避難を要する状況にある場合の避難。

(キ) 避難を終え、各自が帰宅するときの輸送は、通常、ここでいう輸送に当たらない。

ただし、災害直後のことでもあり、橋梁の流失、道路の決壊等があつて、帰宅しようにも帰宅することが困難な場合等には、帰宅の輸送も認めて差し支えない。

イ 医療及び助産のための輸送

(ア) 医療等のための輸送は、救護班では対応できない重篤な患者を病院又は診療所(以下、「病院等」という。)へ輸送する場合、又は、救護班を被災地や避難所等へ輸送す

る場合などの輸送である。

(イ) 救護班の医薬品及び衛生材料等の輸送については、原則として救援物資の輸送として整理すること。

(ウ) 病院等を退院の際の輸送は、通常、ここでいう輸送に当たらない。

ただし、傷病が癒えず、重症ではあるが在宅で療養ができるとの診断がなされ、帰宅する場合などで、自らの力で帰宅することが著しく困難な場合には、法による輸送を行って差し支えない。

ウ 被災者の救出のための輸送

(ア) 被災者の避難は被災からの予防的な救助であるのに対して、被災者の救出は最も緊急度の高い応急的な救助と考えられる。

避難であるか救出であるかは、被災者の急迫度合いによるものと考えてよいが、その考え方、手段及び方法はほぼ同一と考えられ、被災者の避難の場合に準じて取り扱って差し支えない。

(イ) 法による救助として実施する輸送は、被災者の生命の安全を図るための輸送に限られ、ペット、家財等の運搬は対象としないが、本人自身の救出に支障をきたすなどの場合に、被災者全体の輸送に支障をきたさない範囲内で、併せて実施することを禁じるものではないこと、災害の予防、被害拡大の防止のための費用は、救出と同一の効果をもたらすものであっても、ここでいう輸送には当たらないこと、また、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が実施した輸送についても、それぞれで負担するのが通常であり、原則として、ここでいう輸送に当たらないことは、被災者の避難の場合と同様である。

エ 飲料水の供給のための輸送

(ア) 飲料水の供給のための輸送には、飲料水そのものの輸送と、飲料に適する水を確保するための輸送とが考えられ、いずれも飲料水の供給のための輸送として差し支えない。

(イ) 飲料水を確保するための輸送とは、通常の水を飲用に適した水とするために行う各種処理に必要な要員、機械、器具及び資材の輸送をさす。

オ 死体の捜索のための輸送

死体の捜索のための輸送は、被災者の救出のための輸送と同様に考えて差し支えない。

カ 死体の処理のための輸送

(ア) 死体の処理のための輸送には、遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置及び検案のための救護班の輸送、遺体の処理のための衛生材料等の輸送、遺体の発見場所から一時安置所までなどの遺体そのものの輸送、並びに遺体を輸送するための要員等の輸送などが考えられる。

(イ) 遺体の安置所設置のための資材及び要員等の輸送については、基準告示に定める遺体の一時保存に要する費用の範囲内に含まれているので、特別の事情がない限り、ここでいう輸送とはならない。

キ 救援用物資の輸送

救援用物資とは、被災者に給与する毛布、被服及び日用品等の生活必需品だけでなく、食料、学用品、燃料、医薬品、衛生材料及び義捐物資等、被災者の応急救助のために直接使用されるあらゆる物資の輸送をさす。

ただし、他の法令等によりその費用が措置される物資については原則として除かれる。

なお、次に掲げる資材等については、基準告示に定める各救助を実施するため支出できる費用に通常必要となる額は含まれているので、特別な事情にある場合を除き、対象とならない。

- (ア) 避難所設置のための資材等
- (イ) 応急仮設住宅建築のための資材等
- (ウ) 住宅の応急修理のための資材等
- (エ) 埋葬のための棺、壺及び骨箱
- (オ) 死体の一時保存のための資材等
- (カ) 障害物の除去のための資材等

(2) 法による賃金職員等の例

法による応急救助を実施するために必要な賃金職員等としては、次に掲げるものが考えられる。

しかし、災害はその規模、態様が様々であることから、次に掲げる場合に、賃金職員等の雇い上げを必ず行わなければならないものではなく、また、次に掲げる場合以外であっても、十分な救助がなし難い場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て、これを行うこと。

ア 被災者の避難のために必要な賃金職員等

(ア) 避難の誘導等は、通常、地方自治体職員等（消防又は警察関係職員等を含む。）を中心として、地域住民の協力の下に行うことが原則であり、災害の突発性を考えたときには、これらの要員を賃金職員等で雇い上げて対応することは至難のことと考えられるが、多数の被災者を避難させるためなど、何らかの事情により地方自治体職員等では十分な誘導ができない場合、誘導のための要員を賃金職員等として雇い上げることができる。

(イ) 法による救助として実施する避難は、被災者の生命の安全を図るための避難に限られ、ペット、家畜、家財道具等の運搬は対象としないが、これらの運搬を行わなければ本人自身の救助に支障をきたし、被災者全体の避難に支障をきたさない限りは、併せて実施することを禁じるものではないのは前述の通りであるが、これを実施するために特別に賃金職員等を雇い上げることは、原則として認められない。

(ウ) 避難所の設置及び維持管理のための要員は、避難所を設置するための経費に含まれているので、特別な事情がある場合を除き、ここでいう賃金職員等として支出しないこと。

特別な事情がある場合とは、例えば、被害が甚大などの理由により、警察、地方自治体職員等（学校教職員を含む。）の要員が不足し、また、人心も定まらず騒擾のおそれなどがあり、自治組織、警察、地方自治体職員等（学校教職員を含む。）のみで避難所の治安を維持することが困難なため、警察等にあたる職員を雇い上げることが必要な場合等が考えられる。

これらの場合に、法による避難所設置のため支出できる費用の範囲を超え、特別に賃金職員等を雇い上げる場合は厚生労働大臣に協議する必要がある。

(エ) 災害の予防、被害拡大の防止のための費用は、被災者の避難のための輸送の場合と同様に、ここでいう被災者の避難のために必要な賃金職員等には当たらない。

ただし、災害の予防、被害拡大防止のため、法による救助のための賃金職員等を当

該業務に従事させることを妨げるものではないが、費用の負担については、業務時間の割合等で負担すべきである。

(オ) 原則として警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の直接救出作業に関係ある官公庁等が行った救助等については、被災者の避難のための輸送の場合と同様に、ここでいう被災者の避難のために必要な賃金職員等には当たらない。

ただし、輸送の場合と同様に、これら業務の範囲を超えた救助に対して求償がなされた場合は、厚生労働省と連絡調整を図ること。

(カ) 被災者の避難のために必要な賃金職員等とは、避難を命じた市町村長等が、そのために雇い上げた賃金職員等に限られ、個々人が避難したときに当該個々人が任意に雇った人員等は、原則として、ここでいう賃金職員等には当たらない。

(キ) 避難を終え、各自が帰宅する場合の取扱いは、被災者の避難のための輸送の場合と同様である。

イ 炊出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等

(ア) 炊出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等については、被災者や地域住民の相互扶助を中心に、地方自治体職員、ボランティア等の協力により行われるのが通常であるので、特別な事情にない限りは必要ないと考えられる。

(イ) 特別な事情がある場合には、例えば、ボランティア等への炊き出し等が必要で、これに要する経費を救助事務費として計上できないため、厚生労働大臣に協議し、賃金職員等雇上費として支出する場合等が考えられる。

ウ 飲料水の供給のために必要な賃金職員等

(ア) 飲料水の供給のために必要な賃金職員等には、飲料水そのものの輸送及び配分等と、飲用に適する水を確保するために必要な要員が考えられるが、いずれも飲料水の供給のために必要な賃金職員等と考えて差し支えない。

(イ) 飲料水を確保するために必要な人員とは、通常の水を飲用に適した水とするために行う各種処理を行うために必要な人員をいうこと。

エ 医療及び助産のために必要な賃金職員等

(ア) 救護班で対応できない重篤な患者を運ぶ場合は、警察、消防、自衛隊及び地域住民等で実施すると考えられ、警察、消防及び自衛隊が実施した場合の費用は、通常、それぞれで負担することが原則となると考えられる。

しかしながら、これらだけでは十分な救助がなし難い場合等に、医療及び助産のために必要な賃金職員等として、重篤な患者を運ぶ者を雇い上げる場合が考えられる。

(イ) 救護班の医師、看護婦及び薬剤師については、公立病院又は日本赤十字社等より派遣を受け、編成することとしているが、これらだけでは十分な医療スタッフを得られない場合に、その他の医療機関から必要な要員を雇い上げることが考えられる。

また、救護班の事務を行う者又は被災地や避難所等へ医療班を輸送する運転手等については、官公署、公立病院又は日本赤十字社等の職員等が行うと考えられるが、これらだけでは十分な救助がなし難い場合に、医療及び助産のために必要な賃金職員等として、救護班の事務を行う者、被災地や避難所等へ救護班を輸送する運転手等を雇い上げる場合が考えられる。

(ウ) 救護班のスタッフに係る費用は、官公署及び公立病院等の職員等については、時間外勤務手当等について救助事務費で、日本赤十字社の職員については法第34条の規

定に基づく補償で対応することとなっており、その他の場合に限り、ここでいう賃金職員雇上費の対象となる。

ただし、賃金職員等として雇い上げた者の業務上の傷病又は死亡時の補償等は、雇い上げた都道府県の責任により当該都道府県の定めるところにより措置されることとなり、医師、看護師及び薬剤師については、法第24条に基づく従事命令の場合と異なり法第29条に定める扶助金の対象とならないことから、これら補償等の問題に特段の支障がないよう配慮して雇い上げること。

なお、医師、看護師及び薬剤師については、必要な職員を雇い上げることができない場合であって、このため十分な救助がなし難い場合に限り、法第24条に基づく従事命令により要員を確保することもやむを得ないものである。

(エ) 退院の際の帰宅する場合等の取扱いは、医療及び助産のための輸送の場合と同様である。

オ 被災者の救出のために必要な賃金職員等

(ア) 被災者の救出についての考え方、被災者の避難であるか、救出であるか等は、被災者の救出のための輸送の場合と同様であり、その考え方、手段及び方法は被災者の避難のための輸送の場合と同様とする。

(イ) 法による救出は、被災者の生命の安全を図るための救出に限られ、例外的に本人自身の救出に支障をきたすなどの場合に被災者全体の救出に支障をきたさない範囲で、併せてペット、愛玩具等のごく限定的なものについて実施することを禁じるものではないが、このために特別に賃金職員等を雇い上げることは認められないことなどは、被災者の避難のための賃金職員等の場合と全く同様である。

(ウ) 被災者の避難のための賃金職員等と同様に、災害の予防、被害拡大の防止、また、原則として警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の直接救出作業に関係ある官公署等にかかる賃金職員等についても、ここでいう被災者の救出に必要な賃金職員等には当たらない。

ただし、災害の予防、被害拡大防止のため、法による救助のための賃金職員等を当該業務に従事させることを妨げるものではないが、費用の負担については、前述の通り業務時間の割合等で負担すべきである。

カ 遺体の捜索のために必要な賃金職員等

遺体の捜索のための必要な賃金職員等は、被災者の救出と同様に考えて差し支えないこと。

キ 遺体の処理のために必要な賃金職員等

(ア) 遺体の処理のために必要な賃金職員等は、遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置、遺体の発見場所から一時安置所までの輸送を行うための要員等が考えられる。

(イ) 遺体の安置所設置のための要員等については、基準告示に定める遺体の一時保存に要する費用の範囲内に含まれているので、原則として、ここでいう遺体の処理のために必要な賃金職員等として支出しないこと。

ク 救援用物資の整理、配分及び輸送に必要な賃金職員等

救援用物資とは、救援用物資の輸送で触れたように、被災者の応急救助のために直接使用されるあらゆる物資をいう。

ただし、原則として、他の法令等によりその費用が措置される物資又は基準告示に定

める各救助を実施するため支出できる費用に含まれる次に掲げる資材等は対象とはならない。

- (ア) 避難所設置のための資材等
- (イ) 応急仮設住宅建築のための資材等
- (ウ) 住宅の応急修理のための資材等
- (エ) 埋葬のための棺、壺及び骨箱
- (オ) 死体の一時保存のための資材等
- (カ) 障害物の除去のための資材等

(3) 期間

応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、原則として、それぞれの救助が行われている期間内とする。

特別な事情にあり、それぞれの救助が行われている期間を超える場合には、厚生労働省と連絡調整を図ること。

(4) 費用

応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ア 応急救助のため支出できる輸送費は、輸送契約による場合の輸送費のほか、自動車等の輸送用機器等の借上費、燃料費、修繕費及び消耗器材費等である。

(ア) 輸送費については、輸送契約の形態及び内容によって様々な場合が考えられるが、概ね次により取り扱うこと。

- ① 輸送業者等との契約については次の点に留意すること。
 - a 狭義の運賃のほか、保管料、搬出料、人件費等が輸送費の中に含まれていることは差し支えない。
 - b 危険地区への輸送であることから、割増料金等が必要となる場合には、平常時の料金等を参考に社会通念上許容できる適正な範囲内で契約するよう努めること。
- ② 輸送業者以外の者から車両又は船舶等を借り上げる場合は次によること。
 - a 官公署又はその他の公共的な団体等の有する車両、船舶等の輸送機器等の借り上げについては、それら団体の性格から、特別の定めがない限りは、無償で借り上げることを原則とするが、故障の修繕費用等については支出しても差し支えない。
 - b aの場合を除き、輸送業者以外の者から車両又は船舶を借り上げる場合は、輸送業者等との契約と異なり、通常それによる営業利潤を見込む必要はない。

従って、原則として原価償却費等の実費に、必要に応じて運転手の人件費や燃料等の実費等を弁償すれば概ね足りると考えられるので、特別な事情がある場合を除き輸送業者等との契約より安価になるよう留意すること。
 - c bの場合、原価償却費の中に一定の修繕費等を積算した場合、通常、故障の際の修繕費等は必要ないと考えられるが、一般的な修繕費等の中には、特殊な故障は含まれていないのが通例であるため、修繕費を支払わねばならなくなる場合も考えられる。

従って、契約及び借上料の積算はできる限り明確にしておく必要がある。

(イ) 輸送費については、当該都道府県及び都道府県外のいずれも対象となると考えられ

るが、通常、物資の価格は着駅価格で、輸送費は物資の価格の中に織り込まれるのが一般的と考えられることから、この場合には、物資の価格と計上し、別途、輸送費として計上しないこと。

(ウ) 当該都道府県以外の地区を輸送した費用については、原則として法第23条及び令第9条に規定する救助を行うために必要な輸送費に限られるので、真にやむを得ない事情にあり、その他について輸送費が必要な場合は厚生労働省と連絡調整を図ること。

イ 輸送を行った際の通常の実費とは、災害により割引運賃が実施されている場合には、その運賃により、その他の場合は、特別な事情にない限り、国土交通省の許可を受けている料金によることを原則とする。

ウ 炊出しその他による食品の給与のための輸送については、被災地までは食品販売業者等により行われるのが通例であり、被災地では、被災者や地域住民の相互扶助を中心に、地方自治体職員やボランティア等により行われるのが通常であることから、特別な輸送は想定していない。

ただし、離島や孤立した集落等への空輸を行うなど、通常的手段では給与できないような場合など、真にやむを得ない事情にあるものについては、最低限必要な輸送が認められるので、厚生労働大臣に協議すること。

エ 災害により利益を上げようとしたり、協力に応じないような者に対しては法第24条による従事命令により実費を弁償するなどし、適正な価格の維持に努めることも必要であるが、できる限り事前の話し合いによって了解の上、協力させるように努力すること。

(5) 対象

輸送費及び賃金職員等雇上費は、前述のとおり、原則として、法第23条及び令第9条に定める救助を行うため、基準告示に定める各救助を行うため支出できる費用にこれらの経費が含まれていない場合に限り、対象とするものである。

しかしながら、これらの経費が含まれている場合であっても、特別な事情があり、輸送費及び賃金職員等雇上費による支出を行うことができなければ、十分な救助がなし難い場合には、事前に厚生労働大臣に協議の上、承認を得て支出すること。

(6) 避難所への輸送

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者に対し、人命を保護するため安全な場所に避難させ、必要な物資などを供給する場合には、警察、消防をはじめ、その他のあらゆる機関を動員してなされるものであるが、これらで十分な救助がなし難い場合に、必要な要員の確保及び輸送並びに被災者及び物資の運搬について、別に輸送費及び賃金職員等雇上費を支出できる。

ただし、法第24条に基づき救助業務従事の命令を発した場合には、同条第5項による実費弁償が行われるので、ここでいう輸送費の対象とはならない。

(7) 他制度の輸送

法第23条及び令第9条に定める救助以外に使用された機械、器具及び資材等の輸送及び賃金職員等については、例え真に必要なものであっても、法第23条に定める救助と同様の効果が期待できるものであっても、他の制度等によるものであるため、原則として、法による救助に必要な輸送及び賃金職員等とは認められない。

ただし、法による救助に必要な機械、器具及び資材等として輸送したもの、また、法に

よる救助に必要な賃金職員等として雇い上げた者を、緊急やむを得ない場合でこれを利用することが効果的である場合に、これらを利用することを妨げるものではない。

この場合、一応の救助が終了した時点において、速やかに制度間の調整を図ることとなるが、原則として、当該輸送費については他の制度により費用を負担すべきであり、当該賃金職員等の雇上費については、原則として、法による救助業務に従事した時間と他の制度等による業務に従事した時間の割合で費用を負担すべきである。

12 実費弁償について

(1) 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者

ア 日当

業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して、各都道府県が定めること。

イ 超過勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当

職種毎に前記アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

ウ 旅費

職種毎に前記アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、都道府県旅費支給条例において定める額以内とする。

(2) 災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

13 共通的な留意事項について

(1) 情報の提供

救助の実施に当たっては、被災者等の住民に対する情報提供の重要性を勘案し、都道府県及び市町村は互いに協力し、被災者等に対する情報提供についてできる限り配慮すること。

ア 都道府県又は市町村は、避難所（福祉避難所を含む。）に掲示板等の情報提供手段を確保するとともに、管理責任者を配置し、これらの者を通じ、被災者等の住民に対して避難生活に必要な情報についてできる限り提供すること。

情報提供手段としては、掲示板等のほか、パソコン等の情報機器の設置等、できる限り多様かつ広範な手段を用意することが望ましい。

イ 応急仮設住宅に集会施設を整備した場合には、掲示板又はパソコン等の情報機器の設置を図るなど、これらを活用した情報提供についても検討すること。

ウ 都道府県及び市町村は、次により、広く一般の被災者等の住民に対する情報提供についても十分に配慮すること。

(ア) 市町村は、自治会組織や広報車等を活用するなどし、被災者等に対する情報提供について十分に配慮すること。

(イ) 都道府県及び市町村は、互いに連絡調整を図り、必要に応じて地元のマスコミ等と連携を図るなどし、広く住民等に対する情報提供が行われるよう配慮すること。

(ウ) 都道府県及び市町村は、互いに連絡調整を図り、必要に応じ、広報紙等の発行等を

行うなど、被災者等の住民に対して必要な情報をきめ細かに提供できるよう配慮すること。

この場合、住家のない者もいるので、配布方法等についても検討すること。

(エ) 自市町村内に防災無線等の放送設備が配備されている場合には、これらの活用についても検討すること。

(オ) 都道府県及び市町村は、互いに連絡調整を図り、必要に応じ、パソコン等の情報提供機器を活用した広範な情報提供についても配慮すること。

(カ) その他、各地方公共団体における事情に応じた創意工夫を図り、被災者等の住民に対して十分な情報提供が行われるよう配慮すること。

(キ) 都道府県は、市町村に対して必要な機器等の提供は勿論、情報の提供等についても十分に配慮し、その支援を図ること。

エ 情報提供については、被災者のほか、救助に協力するボランティアや、被災地外の被災者の関係者に対しても配慮が必要である。

オ 被災者等の情報に対する需要は時々刻々と変化するものであるから、都道府県及び市町村は、互いに連絡調整を図り、これら変化する被災者等の要求に応えられるよう、情報の収集・管理を行い、適時適切に情報提供ができるように努める必要がある。

(2) 要員の確保

救助の実施に当たっては、できる限りの要員を確保し、できる限り被災者からの話を聞きながら救助を実施するように努めること。

ア 民生委員、各種相談員、保健師の訪問等による積極的な需要等の把握に努めること。

イ できる限りの要員を確保し、できる限り被災者の話を聞くことが、次の観点から重要であることを認識し、他の都道府県からの応援職員・派遣職員やボランティア等の活用なども検討すること。

(ア) できる限り被災者の話を聞くことで被災者の需要を的確に把握することが可能となる。

(イ) 精神的な打撃のため需要等が顕在化しない者も想定されることから、できる限り被災者の話を聞くように努めることが、正常なストレス反応(Normal response)の消失を図り、急性ストレス障害 (Acute Stress Disorder, A S D) や心的外傷後ストレス障害 (Post Traumatic Stress Disorder, P T S D) の未然防止にもつながるものである。

(ウ) 心的外傷後ストレス障害等への対応として、中長期的な精神保健対策の実施についても留意すること。

(3) ボランティアの協力

ボランティアとして被災地にいる者についても、近隣の者と解し、法25条による協力命令を行って差し支えない。

ア 協力命令は、従事命令と異なり強制力を伴うものではなく、公用令書等により実施する必要はない。

イ 都道府県知事又は都道府県知事から救助の委任を受けた市町村長の要請によりその調整下に行われた救助は、協力命令によってなされた救助と解して差し支えない。

ウ ボランティア等による炊き出し、ボランティアの医師等による医療であっても、協力命令により行ったものは、その原材料費、器材、薬剤等については法による救助として

支出できる。

エ 労務提供の対価としての人件費については、炊出しその他による食品の給与において、ボランティア等への支給分を救助事務費で対応できないため、賃金職員等雇上費で処理したなどの特別な事情にあるものを除き支出できない。

ただし、法第29条に定める扶助金を支給しなければならない事由が生じた場合の扶助金は、当然、この限りでないが、この場合の取扱いに当たっては、ボランティア保険等との関係、他の被災者やボランティア等との均衡を考えて取り扱うこと。

(4) 応急救助の留意点

災害救助法による救助は、災害により被災した者に対する応急的な救助であるので、次の点に留意する必要がある。

ア 機器・備品等については、原則として借上費のみを対象経費とするが、借り上げることが著しく困難なものについては、購入費等についても対象経費とできる。

イ アの場合、これらについては、使用後に、換価処分できるものは換価処分をし、当該収入金額を救助に要する費用から控除することを原則とするが、社会通念上、使用済みのもので換価が著しく困難と判断されるものについては、換価しないで差し支えない。

ウ 実際に使用されなかった機器等であっても、混乱時の実態把握が困難な時期において、被災者の救助に万全を期する観点から、真にやむを得ない事情にあるものについては、支出できる費用として認められることがある。

14 特別基準に関する事項について

(1) 特別基準の意味

ア 救助の程度、方法及び期間については、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事がこれを定めることとされている。

イ 通常、この厚生労働大臣が定める基準を一般基準と言い、一般基準によっては救助の適切な実施が困難な場合に、都道府県知事が厚生労働大臣に協議して定める基準を特別基準と言っている。

(ア) いわゆる通常の定型的な事業等で国の補助基準が定められ、これを超える場合に厚生労働大臣に協議して特別基準を設定する事業とは、いささか、その性格が異なる。

(イ) 即ち、災害は、その規模、態様、発生地域等により、その対応も大きく異なるので、実際の運用に当たっては、厚生労働省と連絡調整を図り、必要に応じて厚生労働大臣に協議し、特別基準を設定するなど、救助の万全を期する観点から、柔軟に対応する必要がある。

(ウ) いわゆる基準告示に定める一般基準は、過去の経験から概ね妥当な水準は確保されているものと考えられるが、その範囲内で硬直的な運用に陥らないように特に留意することが重要である。つまり、個々の災害について一般基準で対応が困難な事情がある場合には、特別基準を設定して実施することが可能であるため、その必要がある場合には、速やかに厚生労働省と協議し、災害現場の状況をふまえた適切な応急救助が実施されるよう留意すること。

(2) 特別基準の処理方法

特別基準については、文書をもって協議することとなっているが、通常ただちに文書をもって協議することが困難な緊急やむを得ない場合が多いことから、そのような場合には、電話やファクシミリにより申請し、事後速やかに文書をもって処理することとなっている。

ア この場合の文書番号及び日付については、本来は電話により申請した日のものとするべきであるが、災害という緊急時でもあるので、その日以降の文書番号及び日付として差し支えない。

ただし、この場合、原則として、申請書の記載にその旨（〇年〇月〇日の電話で申請し、〇年〇月〇日の電話で承認を得たものについて、文書をもって処理するものであること。）を明記すること。

なお、電話により申請した日の文書番号及び日付とする場合には、厚生労働省においても電話にて承認した日の文書番号及び日付とする必要がある場合もあることから、事務に遺漏をきたさぬよう、厚生労働省と連絡調整を図り、その旨の確認を行うこと。

イ 特別基準の申請は、次により、いわゆる基準告示に定める救助の期間内に行うことを原則とする。

(ア) 基準告示に定める救助の期間内により難しい場合

- ① 基準告示に定める救助の期間内により難しい理由
- ② 必要とする救助期間
- ③ 期間延長を必要とする市町村別救助対象数
- ④ その他必要な事項

(イ) 避難所の設置、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の季別により難しい場合

- ① 季別の変更を要する理由とその季別
- ② 季別の変更を必要とする市町村別救助対象数
- ③ その他必要な事項

(ウ) 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難しい場合

- ① 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難しい理由
- ② 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲に含める必要のある事項及びその期間
- ③ その他必要な事項

(エ) その他基準告示に定める程度、方法により難しい場合

- ① 基準告示に定める程度、方法により難しい理由
- ② 特別基準の内容
- ③ その他必要な事項

第5 救助事務費に関する事項

救助事務費については、交付要綱（昭和40年5月11日厚生省社第163号厚生事務次官通達「災害救助費の国庫負担について」）に示されているところであるが、この取扱いに当たっては次の事項に留意すること。

なお、救助事務費についても、交付要綱の1から4までに定める手続き・算定基準により難い特別の事情がある場合は、予め厚生労働大臣の承認を受けなければならないが、その手続きについては第4の14の例によること。

1 救助事務費の範囲

(1) 実施機関の経費

救助事務費は、法に基づき実施する救助に当たり、必要やむを得ない経費であって、救助の実施機関の経費に限る。

ア 救助の委任を受けた市町村並びに補助機関としての市町村が応急救助の事務に要した経費については含まれるものである。

イ 法第25条の協力命令を行うために要した事務経費は、協力命令を行った都道府県又は市町村の事務経費として処理する。

ウ その他、法による救助の実施に関して協力した団体又は個人が法による救助の実施のために要した事務経費は、イの例に準じて取り扱って差し支えない。

エ 災害の事前対策又は復旧事業等を行うために必要な事務経費等は含まれない。

オ 救助事務費は、救助期間内において、救助の事務を行うに直接必要な経費のほか、救助費の精算の事務を行うのに必要な経費も含まれるものである。

(2) 救助事務費として認められる経費

救助事務費として認められる経費は、次のア～サに掲げる経費であり、その具体的な例としては、各々その次に掲げるものなどが考えられている。

従って、これらの範囲を超えるおそれのある場合には、必要に応じて厚生労働大臣に協議の上、特別基準を設定することも考えられるので、厚生労働省と連絡調整を図ること。

ア 時間外勤務手当

(ア) 職員が応急救助の事務に従事した時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）の類である。

(イ) 災害時の応急救助のように、突発的な事務を処理するためには、平常時の人員及び体制では、その事務の遂行は困難であり、平常時の勤務時間を超えた勤務を行わざるを得ないため、都道府県及び市町村職員が、救助事務のため正規の勤務時間を超えて勤務した場合の超過勤務手当等であること。

(ウ) 正規の勤務日以外に勤務した場合の休日勤務手当のほか、通常宿・日直以外に宿・日直を行った場合の宿直手当及び日直手当等、法による救助のため通常勤務以外の勤務に伴う各種手当等についても、事務処理上、時間外勤務手当として差し支えない。

い。

(エ) 職員とは、原則として、市町村常勤職員のほか、臨時職員及び非常勤職員も含むものと解して差し支えない。

ただし、臨時職員及び非常勤職員で賃金による職員の場合は、通常は時間外勤務手当についても賃金から支弁されることとなると考えられるので、特別な事情にある場合を除き賃金で整理すること。

なお、議会議員、各種団体の役職員、被災地域の自治会役員等は、原則として職員には含まれない。

(オ) 対象となる時間外勤務手当は、災害時の応急救助業務に限られる。

従って、各種施設等の復旧、税務、防疫等に従事した職員は、当然除外され、広報、財務、医療衛生、福祉等の事務に従事した職員は、その職務の中で、応急救助事務に従事した時間が時間外に勤務した時間を超えていれば、その全額を対象とし、越えていない場合には、応急救助事務に従事した時間に見合う額とする。

(カ) 法による救助業務を所管する部局以外の職員についても、救助業務に従事すれば対象となるが、これらの職員の対象時間等の把握及び判定が往々にして困難であることから、従事した事務内容について明確にしておくよう、関係部局長間において事前に協議の上、調整を図っておくこと。

(キ) 一般的に、出張中の職員については、時間外勤務手当は支給されないが、例えば、都道府県職員が被災市町村に赴き、正規の時間を大幅に超えて救助業務に従事しなければならないような特別な場合であって、その事実が明らかな場合には、対象として差し支えない。

イ 賃金

(ア) 災害時の応急救助のように、突発的な事務を処理するためには、平常時の人員及び体制では、その事務の遂行は困難であるため、救助事務を行うため、臨時の賃金職員等を雇い上げた場合の費用である。

(イ) 災害救助のための救助事務費の対象となる賃金職員と、応急救助を実施するために必要な賃金職員の区別は、判別が困難な場合もあるが、この場合、主として庁舎内で事務を行う賃金職員は救助事務費の対象とし、主として被災地において救助に従事する賃金職員については応急救助のための賃金職員として差し支えない。

ウ 旅費

(ア) 都道府県内の相互の指導連絡旅費、関係都道府県又は本省等への打ち合わせ旅費、救援物資等の調達・輸送の旅費等、職員が出張した場合において負担した費用に対する実費弁償である。

(イ) この場合の職員とは、原則として、救助業務に従事した都道府県及び市町村職員に限られる。

(ウ) 職員とは、原則として、市町村常勤職員のほか、臨時職員及び非常勤職員も含むものと解して差し支えない。

なお、議会議員、各種団体の役職員、被災地域の自治会役員等は、原則として職員

に含まれない。

エ 消耗品費

(ア) 応急救助の事務に必要な文房具及び消耗器材等の購入費である。

(イ) 厳密に言えば、応急救助のためにのみ使用した分に限られるが、厳密な適用を行うことは、混乱時の事務手続き上、非常に困難であることから、社会通念上、応急救助の事務に使用すべきと認められる範囲及び数量内であれば、必要な費用と認められる。

オ 燃料費

(ア) 救助業務を行うのに必要な庁舎等暖房用燃料及び自動車燃料等の購入費である。

(イ) 庁舎内暖房用燃料については、一般に、災害救助業務に必要となった量と、通常の事務を行う上で必要となった量との区分は困難であると思われるので、平常時の通常の額との差額分を計上して差し支えない。

(ウ) 自動車等の燃料等については、直接応急救助の事務に使用したものに限られる。

従って、議会議員等の視察、応急救助とは関係のない土木、建築、防疫等に要した費用は含まれない。

また、応急救助に使用した分であっても、応急救助そのものに要した費用は、原則として、救助費（輸送費等）に計上すべきであり、ここには含まれない。

カ 食料費

(ア) 職員に対する炊出し等及び応急救助対策打合せ等における食料費の類とする。

(イ) 職員の食事は、本来、自らが用意するものであるが、救助期間中は、資力の如何にかかわらず食料確保が困難であり、しかも、平常時に比べ、はるかに多忙な時であり、不眠不休で業務に従事しているようなことが普通であるから、炊き出し又は弁当等の支給もやむを得ないものとしている。

(ウ) ここでいう救助事務費の対象となる職員に対する炊き出し等は、原則として、市町村職員等であって、直接応急救助に従事した職員とする。

ただし、法第25条の協力命令による協力者として救助業務に従事した被災者以外の者に対する炊き出し等は、ここでいう食料費の対象として差し支えない。

キ 印刷製本費

(ア) 被災証明書、公用令書、立入検査票、災害報告等の作成に要する費用などであり、通常、各種の帳簿、台帳、諸用紙類の印刷製本等に要する費用、また、その他、事務必携、法令通知集及び諸様式等の類の印刷製本等に要する費用等である。

(イ) 厳密に言えば、応急救助のためにのみ使用した分に限られるが、厳密な適用を行うことは、混乱時の事務手続き上、非常に困難であることから、社会通念上、応急救助の事務に使用すべきと認められる範囲及び数量内であれば、必要な費用と認められる。

(ウ) 災害救助の記録としての書物は、資料としても必要なものであるので、原則として次の範囲で認められる。

① その内容については、災害救助を中心とした応急救助が記載の大半を占めるようなものであること。

② 装丁その他については、社会通念上、この種の書物が許容される範囲内のものとする。

③ 都道府県一般、農林、土木等を中心としたものは、原則的に認めがたいものであるが、その記載分量の割合の範囲内で負担することはやむを得ないものとして認められる。

ク 光熱水費

(ア) 災害救助の事務を行うのに必要な電気料、水道料、ガス代等である。

(イ) 一般に、災害救助業務に必要となった量と、通常の事務を行う上で必要となった量との区分は困難であると思われるので、平常時の通常の額との差額分を計上して差し支えない。

ケ 修繕費

(ア) 応急救助の事務に使用し、そのために修繕を要する状態になった自動車、船舶、自転車等の修繕費である。

庁舎の修繕、また、机及び椅子等の一般備品の修繕は、応急救助の事務のみのために修繕を要する状態となったとは言い難いこともあり、原則として認められないものであるが、特別な事情がある場合には、厚生労働省と連絡調整を図ること。

(イ) 原則として、応急救助に直接従事する職員が、その事務執行上使用したものに限り、議会議員等は勿論、応急救助の事務を行う職員以外の者、また、応急救助の事務に直接従事する職員が使用したものであっても、その事務以外に使用したものは含まれない。

(ウ) 修繕を要する状態になったもののみが対象となるが、修繕を要する状態とは、修繕を行わなければ通常の使用に耐えないような状態をいうものであるので、単に美しく塗り替えるとか、シートを張り替えるの類は、原則として対象とはならない。

修繕の程度は、現状回復が原則であり、改良、改善は原則として含まれない。従って、新しく買い換えることは、原則として認められない。

ただし、社会通念上、美的な問題からも修繕が必要とされるもの、一定の改良・改善も含めて修繕されるもの、及び買い換えが相応しいものについては、特例的に認められる場合もあるので厚生労働省と連絡調整を図ること。

(エ) 応急救助の事務を行うために使用したものに限り、救助そのものを行うために使用したものは救助費に含まれる。

コ 使用料及び賃借料

(ア) 応急救助のために必要な土地、建物又は機器等の借上料であり、具体的には次のようなものが考えられる。

① 庁舎等が利用できないため、又は他に救助対策本部を設置するなどのため、土地又は建物を借り上げた場合の土地又は建物の借上料。

② 救助対策本部等で使用する机、椅子、ラジオ、テレビ、パソコン、複写機、ファクシミリ、携帯電話等の借上料。

③ 災害救助の事務を行うために必要な自動車等の輸送機器の類の借上料。

④ その他応急救助事務を行うために必要な機器又は器具等の借上料 等。

(イ) 応急救助に直接関係のない部局と共同で借り上げる場合には、各々の使用量で明確に分けられる場合は、それによること。

明確に分けられない場合には、全使用（利用）職員数に対する応急救助事務従事職員数の割合、各々の使用（利用）期間の割合等により按分して算定して差し支えない。

(ウ) 備品の類は、応急救助の臨時的な性格から、購入費は原則として認められないが、借り上げることが著しく困難なものについては購入費についても認められる。ただしこの場合、使用又は利用が終わった時点において、社会通念上、換価処分が可能なものについては換価処分し、その差額のみを対象経費とする。

サ 通信運搬費

応急救助の事務を行うのに直接必要な電話（ファクシミリを含む。）料、郵便料、器具及び備品の運搬料、職員支給用弁当の運搬料等、並びに出張旅費が支給されない程度の市内バス、電車又は船舶等の乗車料（利用に供された回数券等の購入費を含む。）又はタクシー料金等の通信料、運搬料及び交通費等である。

(3) その他の留意事項

ア 救助事務費については、基本的には、応急救助に欠くことのできない種類のものに限定されるが、どの程度が必要にして十分な範囲であるかについては、個々の災害の特殊事情によって異なることから、局長通知ではその費目のみについて制限している。

イ 救助事務費の額については、交付要綱において、過去の実績を勘案して定められているが、これは個々の災害毎のものではなく、年間における各種災害の救助費総額に対する救助事務費の限度を示したものである。

ウ 災害は、個々の災害によりその事情が異なることから、局長通知に定める費目、交付要綱に定める額で対応できない場合には、各種救助種目と同様に、厚生労働大臣に協議して、その費目及び額について定めることができる。

エ 法第25条の規定に基づく協力命令によるほか、都道府県の調整の下に行った救助業務に従事した者又は団体の事務費は、(1)のイ又はウによることが通例であるが、その全体を都道府県の救助事務経費として整理して差し支えない。

2 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、原則として次に定めるところによるが、災害直後の混乱時のため、これらの帳簿書式等の整備ができない場合には、これらに代わる何らかの書類等を整備・保存しておくこと。

なお、法第35条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載すること。

(1) 救助の種目別物資受払状況（局長通知の様式6）

(2) 避難所設置及び収容状況（局長通知の様式7）

(3) 応急仮設住宅台帳（局長通知の様式8）

- (4) 炊出し給与状況（局長通知の様式9）
- (5) 飲料水の供給簿（局長通知の様式10）
- (6) 物資の給与状況（局長通知の様式11）
- (7) 救護班活動状況（局長通知の様式12）
- (8) 病院診療所医療実施状況（局長通知の様式13）
- (9) 助産台帳（局長通知の様式14）
- (10) 被災者救出状況記録簿（局長通知の様式15）
- (11) 住宅応急修理記録簿（局長通知の様式16）
- (12) 生業資金貸付台帳（局長通知の様式17）
- (13) 学用品の給与状況（局長通知の様式18）
- (14) 埋葬台帳（局長通知の様式19）
- (15) 死体処理台帳（局長通知の様式20）
- (16) 障害物除去の状況（局長通知の様式21）
- (17) 輸送記録簿（局長通知の様式22）
- (18) 令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況（局長通知の様式23）
- (19) 令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況（局長通知の様式24）
- (20) 扶助金の支給状況（局長通知の様式25）
- (21) 損失補償費の状況（局長通知の様式26）
- (22) 法第34条の補償費の状況（局長通知の様式第27）

第6 応急救助又は救助体制整備にあたっての留意事項

1 救助に当たり特別な配慮を要する者への支援

(1) 要員の確保

ア 市町村福祉部局においては、膨大な災害関連業務が発生することが予想されることから、市町村に対し、救助と併せて、援護者への支援対策を円滑に実施できる要員体制を確保しておくよう指導すること。

イ 要員が不足する場合には、他の都道府県等からの応援の要請等についても検討すること。

(2) 安否確認・避難誘導

要援護者に対する安否確認を可及的速やかに行うことができるよう、市町村に対しガイドラインを踏まえ、要援護者情報の収集・共有を図るとともに、避難支援者、避難所、避難方法等について定めた避難支援計画を策定し、安否確認、避難誘導を行うように指導すること。

(3) 避難所における支援対策

ア 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

物理的障壁の除去（バリアフリー化）がされていない施設を避難所とした場合は、できる限り速やかに障害者用トイレ・スロープ等の段差解消設備を仮設するなど、避難所の要援護者等の対策に留意すること。

イ 要援護者班や相談窓口の設置

災害発生直後の混乱期を経過した後は、できる限り速やかに、車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要援護者の要望を把握するため、避難所等に要援護者班や要援護者のための相談窓口を設置すること。

ウ 福祉避難所の指定

(ア) 要援護者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。以下同じ。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこと。

(イ) 福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター、特別支援学校、防災拠点型地域交流スペース等の施設とすること。

(ウ) 福祉避難所を指定した場合は、その施設の情報（場所、収容可能人数、設備内容等）や避難方法を要援護者を含む地域住民に対し、周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

エ 福祉避難所の量的確保

予め指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、厚生労働省と連絡調整を図り、社会福祉施設等における設置や公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げにより対応すること。

オ 福祉避難所への避難誘導

(ア) 災害が発生し、福祉避難所の設置が必要と認められる場合には、できる限り速やかに福祉避難所を設置し、被災した要援護者を避難させること。

なお、要援護者の家族についても、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難

所に避難させて差し支えない。

(イ) 避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、地方自治体職員等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得ること。

カ 福祉避難所の管理・運営

(ア) 福祉避難所には、原則として、被災した要援護者や家族の相談等に当たる者を配置し、日常生活上の支援を行うこと。

(イ) 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。

(ウ) 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。また、このような状況を想定し、予め関係機関と連絡調整しておくこと。

(エ) 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めること。

(オ) 福祉避難所においては、災害が発生したときに直ちに、高齢者、障害者等に配慮した簡易便器等の器物並びに日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用器具等の消耗器財が提供できるよう必要な体制を整備しておくこと。

(4) 福祉仮設住宅の設置

要援護者を対象として、必要に応じ、できる限り被災前の居住地に比較的近い地域において、保健福祉施策による生活支援を受けながら生活することができる要援護者向けの福祉仮設住宅を設置すること。

(5) その他

在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため、直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障を来す者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り配慮すること。

2 情報提供

(1) 被災者の必要性に即した情報提供

ア 被災者が必要とする情報は、避難誘導段階、避難所設置段階、避難所生活段階、応急仮設住宅設置段階、応急仮設住宅生活段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、これら被災者の必要性に即した情報を的確に把握し、提供すること。

イ 災害発生直後は、食料、飲料水、生活必需品及び医療等、その欠乏が生命に直接影響をきたすおそれのあるものを確実に提供できるような情報提供に配慮すること。

ウ 災害発生から一定の時間が経過した段階においては、恒久住宅の建設計画等の被災者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供すること。

(2) 多様な情報提供手段の活用

避難所への掲示、防災放送の実施、広報誌（災害対策本部ニュース）の配付等に併せて、地元のラジオ（臨時のミニFM局を含む。）、テレビ、新聞やインターネット等の多様な手段を活用し、正確・迅速な情報提供を行うこと。

(3) 障害者や外国人への情報提供

ア 障害者への情報提供

(ア) 障害者には情報が伝達されにくいことから、聴覚障害者に対しては掲示版、ファクシミリ、手話通訳、文字放送等により、視覚障害者に対しては点字等による情報提供を行うこと。

(イ) 障害者への情報提供に当たっては、障害者（支援）団体やボランティア団体と連携し、情報提供を行うこと。

イ 外国人への情報提供

外国人には日本語を解せない者や被災地の地理や事情に不慣れな者もあり、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、必要に応じ、外国語による情報提供、通訳を配置した外国人向け相談体制等について配慮すること。

(4) 被災地域外避難者への情報提供

ア 被災者の避難先は広く他府県に及ぶことから、被災地域外の避難者が情報過疎に置かれることのないよう、マスコミ等との連携により被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット（Eメール、ホームページの開設）等による情報提供を行うこと。

イ 情報提供において影響力の大きいマスコミについては、緊密な連携を図る必要があることから、マスコミ相互あるいは地方公共団体等との間で平常時から災害発生時の広報についての具体的な取決め、協定等を行っておくこと。

3 ボランティア活動との連携

ボランティア活動との連携方法については、「災害時の福祉救援ボランティア活動に関するマニュアル」（平成8年10月1日）等を参考することとなるが、災害救助担当部局においても、次の点に留意して、ボランティア等との連携を図るよう努めること。

(1) ボランティア活動の受け入れ・連携

ア 被災者への救援物資の配付、避難所における炊き出し、要援護者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボランティア等と積極的に連携すること。

イ ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、ボランティア担当の行政窓口やボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定め、その周知を図ること。

ウ ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、刻々と変化するボランティアの需要について把握し、活動者に的確な情報を提供すること。

(2) 連絡・調整機能の強化

ボランティアに対する多様な需要に即応したボランティア活動が行われるよう、平常時から連絡・調整を行う者（コーディネーター）の養成・配置を行い、連絡・調整（コーデ

ィネット)機能を強化しておくこと。

(3) 活動基盤の整備

ア ボランティアが安心して活動できるよう、平常時からボランティア保険の普及・活動拠点の整備、活動資材の提供等に努めること。

イ ボランティア活動の大規模化、長期化が予想される場合には、必要に応じ、法第25条の協力命令や救助事務費等の活用を図るほか、その他の活動費の助成等の方法についても検討すること。

(4) 連携体制づくり

長期にわたって、継続的かつ効果的なボランティア活動が展開されるよう、平常時からボランティア団体や企業、労働組合等の民間団体相互の連携体制(ネットワーク)づくりを支援すること。

(5) ボランティアへの周知

特に被災地以外の都道府県等は、マスコミ及びボランティア団体等と連携を図り、発災直後の初期活動を行う場合は、食料、飲料水、生活必需品及び器材等を持参し、野営等もできる自己完結的な装備で被災地に赴くよう周知を図ること。

4 救援物資・義捐金

(1) 救援物資の受け入れ・配分

ア 被災者が必要とする物資の種類・量を速やかに把握し、それらが迅速に被災地に集まるよう、現地対策本部等を通じて支援を要請すること。

イ 救援物資の受け入れを迅速に行うため、被災状況等を踏まえ、速やかに物資の集積基地、配送ルート等を確保すること。

(2) 救援物資の送り方の周知

救援物資の円滑な受け入れのため、報道機関等を通じ、救援物資の送り手である国民や企業等に、被災地での仕分けが非常に労力を要することの理解を得、大きな単位で取りまとめ、次により送付するよう周知を図ること。

被災地外の都道府県及び市町村は被災都道府県及び市町村に協力し、これらについて管下の住民等に対して周知を図る必要があること。

ア 品目別に区分して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。

イ 梱包を開かなくても内容がわかるよう識別表等により内容を表示すること。

ウ 品物は新品が望ましいこと。

エ 大量の救援物資の受け入れ・配付については、ボランティアの活動が不可欠であること。

オ 一定期間経過後は、被災者からは救援物資よりも義捐金が望まれること。

(3) 義捐金の受け入れ・配分

ア 義捐金の受け入れ・配分を適正に行うため、支援関係団体で構成する第三者機関である「募集・配分委員会」(仮称)等を設置すること。

イ 義捐金の配分が終了した段階等で、第三者による監査の実施、配分状況の公表等を行い、公平性や透明性を確保すること。

5 住民に対する啓発

災害に備え、平常時から住民自らが次のことに取り組むよう、広報活動等を通じて啓発を行うこと。

- (1) 避難所と避難経路の確認、非常時の持出品の準備、3日分程度の食料・飲料水、生活必需品等の備蓄に努めること。
- (2) 災害が発生した場合には、住民が相互に協力し、負傷者の救出、安否確認、要援護者への支援、避難所の運営等に努めること。
- (3) 要援護者自らも緊急時の連絡先の確認や地域社会との関係づくりに取り組むこと。

